各国知的財産関連法令
TRIPS 協定整合性分析調査

『TRIPS研究会』報告書

（平成 20 年度）

―各国の知的財産保護制度及び運用の問題点に関する調査分析―

2009年 3月

財団法人　国際貿易投資研究所
公　正　貿　易　セ　ン　タ　ー

ＴＲＩＰＳ研究会　報告書

平成二〇年度

二〇〇九年三月

公正貿易センタ

I

はしがき

1995 年１月、WTO（世界貿易機関）が正式な国際機関として発足し、ガットに代わる新しい多角的貿易体制が誕生しました。その WTO 協定の中の一つである「知的所有権の貿易的側面に関する協定（TRIPS 協定）」は、知的財産に関する保護基準を規定すると共に、権利行使手続の整備を図るものであり、ウルグアイ・ラウンドの大きな成果の一つとして評価されるものです。

適切な知的財産の保護は、自由貿易及び経済の発展の為に不可欠なものであり、今後ともTRIPS 協定の遵守につき各加盟国の実施を確保していくことが必要であると思われます。その為、各加盟国の法整備状況を把握すると共に、各国の法制度や運用の問題点を調査分析し、不十分又は不適切な知的財産保護の是正を求めていくことが重要であります。

このような観点から、今後求められる知的財産保護のルールについての検討にも資する為に、財団法人国際貿易投資研究所公正貿易センターでは、特許庁からの請負事業として「各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査」を実施致しました。

学界、法曹界、企業の専門家を委員に委嘱して『TRIPS 研究会』を組織し、主要貿易相手国の法制度及び知的財産保護の現状、紛争事例、並びに TRIPS 協定の今後の課題等について様々な分野・角度から調査分析を実施し、この程その成果を本報告書に取りまとめました。

特に今年度は、知的財産保護制度に関する問題項目として、中国のｷｬﾗｸﾀｰ商品の侵害対策、インドにおける医薬品の知的財産権保護、国際知的財産ﾌｫｰﾗﾑの最近の取り組み、日本・スイス経済連携協定（EPA）における知的財産権保護、途上国への技術移転、遺伝資源・伝統的知識・ﾌｫｰｸﾛｱの保護問題、ウクライナの知的財産権執行法制の TRIPS 協定整合性についての分析などを実施し、それを本報告書に取りまとめました。

研究会の各委員の皆様には、ご多用中熱心なご議論と報告書の原稿執筆等に多くの時間をお割き頂きました。また特許庁、経済産業省の関係各位にも多大なご協力を賜りました。ここに改めて厚く御礼申し上げる次第であります。

本報告書が広く TRIPS 協定に基づく現状の問題点並びに今後の課題等にご関心のある各位の研究と理解の一助となれば幸いに存じます。

２００９年 ３月

財団法人 国際貿易投資研究所
公 正 貿 易 セ ン タ ー
所 長
岩 本　功 志

『TRIPS 研究会』報告書（平成 20 年度）

目　次

はじめに 1

第１章　TRIPS 協定に関する動向

Ⅰ．TRIPS 理事会の動向

１．TRIPS 協定に関する動向..... 3

Ⅱ．TRIPS 協定に関連する紛争案件

１．TRIPS 協定に関連する紛争案件一覧..... 9

２．TRIPS 協定に関連する紛争案件の概要..... 10

３．中国の知的財産権問題に対する米国の WTO 提訴（DS362）..... 17

第２章　知的財産保護権保護の状況

Ⅰ．中国のキャラクター商品の侵害対策..... 25

Ⅱ．インドにおける医薬品の知的財産権保護..... 35

Ⅲ．国際フォーラム（IIPPF）の最近の取り組み..... 45

第３章　経済連携協定（EPA）における知的財産権保護

Ⅰ．日本・スイス経済連携協定（EPA）における知的財産権保護 53

＊日本・スイス経済連携協定における知財章・全文..... 63

第４章　途上国への技術移転

Ⅰ．途上国への知的財産分野における技術移転..... 79

Ⅱ．環境エネルギー技術の技術移転と知的財産権の強制許諾..... 89

第５章　遺伝資源・伝統的知識・フォークロアの保護

Ⅰ．WTO、WIPO、CBD における議論の動向 93

第６章　各国の知的財産保護制度の分析

Ⅰ．ウクライナにおける知的財産権執行法制の TRIPS 協定整合性 99

付属資料

１．TRIPS 協定のポイント..... 資－1

２．TRIPS 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）..... 資－9

はじめに

本報告書は、平成 20 年度『TRIPS 研究会』において検討を行った事項についてとりまとめたものである。

今年度の研究会では、第一に、TRIPS 協定に関する動向として、TRIPS 理事会での議論、TRIPS 協定に関する紛争案件について検討し、取りまとめた。

第二に、知的財産保護制度等に関する状況の分析として、特に、中国におけるキャラクター商品の知的財産権侵害、インドにおける医薬品の知的財産権保護について検討を行った。また、国際知的財産フォーラム（IIPPF）による中国及び中東ミッションの報告を通して、我が国の模倣品・海賊版対策における協力的取組について整理を行った。

第三に、経済連携協定（EPA）における知的財産権保護について、2009 年に署名に至った「日スイス EPA」を事例に、既にハイレベルな知財保護制度を有する先進国同士の EPA における知財章について、TRIPS 協定より高い水準の保護がどのように実現されているか分析した。

第四に、途上国への技術移転について、TRIPS 協定における技術移転の意義と歴史的背景について分析を行った。また、昨今注目されている環境エネルギー技術の技術移転について、知的財産の文脈から、国際会議における途上国の主張と、我が国をはじめとする先進国側の主張の分析を行った。

第五に、TRIPS 協定に関連する今後の課題として、遺伝資源・伝統的知識・フォークロアの保護について WTO、WIPO、CBD における議論の動向について取りまとめた。

第六に、2008 年 5 月に WTO 加盟を果たしたウクライナを事例に、同国の知的財産関連制度の整備状況と、TRIPS 協定との整合性を分析した。

なお、本報告書は研究会における討議を踏まえて作成されているが、執筆委員の表記がある部分の内容は、執筆者の調査に基づき、その意見によるものである。

『TRIPS 研究会』（平成 20 年度）委員名簿

委員長	相澤 英孝	一橋大学 大学院国際企業戦略研究科 教授
委　員	小寺 彰	東京大学 大学院総合文化研究科 教授
委員長補佐	鈴木 將文	名古屋大学 大学院法学研究科 教授
委　員	茶園 成樹	大阪大学 大学院高等司法研究科 教授
委　員	山根 裕子	政策研究大学院大学 教授
委　員	川合 弘造	西村あさひ法律事務所 弁護士
委　員	中島 敏	中島敏法律特許事務所 弁護士・弁理士
委　員	小薗江 健一	株式会社 バンダイ 法務･知的財産部 ゼネラル マネージャー
委　員	上柳 雅誉	セイコーエプソン株式会社 業務執行役員常務 知的財産本部長
委　員	亀井 正博	富士通株式会社 知的財産権本部長代理
委　員	久慈 直登	本田技研工業株式会社 知的財産部長
委　員	後藤 健郎	不正商品対策協議会 事務局長
委　員	齋藤 憲道	松下電器産業株式会社 法務本部 顧問
委　員	堤　隆幸	有限責任中間法人ユニオン・デ・ファブリカン東京 事務局長
委　員	長井 省三	日本製薬工業協会 知的財産部長
委　員	渡辺 裕二	アステラス製薬株式会社 知的財産部長

〈ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ〉	山本 信平	経済産業省 通商政策局 通商機構部 国際知財制度調整官
	村守 宏文	経済産業省 通商政策局 通商機構部 参事官補佐
	千野 泰洋	経済産業省 通商政策局 通商機構部 係員
	伊藤 政道	経済産業省 通商政策局 経済連携課 課長補佐
	那須　良	経済産業省 資源エネルギー庁 総合政策課 課長補佐
	大町 真義	特許庁 総務部 国際課 地域政策室長
	津幡 貴生	特許庁 総務部 国際課 課長補佐
	原　泰造	特許庁 総務部 国際課 課長補佐
	山内 今日子	特許庁 総務部 国際課 係長
	林　禎二	外務省 経済局 国際貿易課 知的財産室長
	伏見 邦彦	外務省 経済局 国際貿易課 知的財産室 課長補佐
	菅野　清	農林水産省 国際部 国際経済課 国際専門職
〈事務局〉	岩本 功志	財団法人国際貿易投資研究所 公正貿易ｾﾝﾀｰ所長
	武藤 常弘	財団法人国際貿易投資研究所 公正貿易ｾﾝﾀｰ主任研究員

（敬称略、順不同）

第１章　TRIPS 協定に関する動向

Ⅰ．TRIPS 理事会の動向

１．TRIPS 協定に関する動向

TRIPS 理事会は、2008 年に 3 回の公式会合が開催された。

同理事会においては、昨年までと同様に協定中でさらに議論を行うことが規定されているいわゆるビルトイン・アジェンダ等についての議論に加えて、ドーハ閣僚宣言において検討することとされた地理的表示の保護、TRIPS 協定と生物多様性条約（CBD）の関係などの論点に関する議論や中国に対する経過的レビューなどが行われた。

（１）既加盟国に対する協定実施のレビューと中国に対する経過的レビュー

（作業の概要）

TRIPS 協定は、1995 年 1 月 1 日に発効し、先進国には 1 年間の経過期間を経て 1996 年 1 月 1 日から、また、発展途上国には 5 年間の経過期間を経て 2000 年 1 月 1 日から、協定の履行義務が発生している＜表１＞。

＜表１＞　TRIPS 協定の適用時期（経過期間）

	内国民待遇 最恵国待遇	全体	物質特許 (医薬品等)	医薬品等の 補完措置(*1)
先進国	1996.1.1	1996.1.1	－－	1995.1.1
途上国		2000.1.1	2005.1.1	
後発途上国		2006.1.1(*3)	2006.1.1(*2)	

(*1) ウルグアイ・ラウンドの結果、途上国等には、物質特許制度の導入について 2006 年までの経過期間が認められたが、その補完措置として、TRIPS 協定発効日（1995 年 1 月 1 日）から、①医薬品及び農業用化学品の特許出願を受けつけること、②一定の条件の下に医薬品等に排他的販売権を認めることが義務とされている（第 70 条 8 項、9 項）。

(*2) 2001 年 11 月にドーハにて開催された第 4 回閣僚会議で合意された「TRIPS と公衆衛生に関する特別宣言」により、後発途上国の医薬品に関連する物質特許制度の導入及び開示されない情報（営業秘密）について、更に 10 年間、2016 年 1 月 1 日までの経過期間が認められた。

(*3) 2005 年 11 月の TRIPS 理事会において、2013 年 7 月 1 日まで後発開発途上国の経過期間を延長することが決定された。

協定実施のレビュー（各加盟国の法令の実施状況の相互チェック）は、各国から通報された国内法令に基づいて、加盟国間で質問／回答を行うレビュー方式で進められ、1996 年以降、先進国、開発途上国の経過期間である 1999 年末までに前倒しで国内法制の整備を完了した一部の途上国、その他の開発途上国、新規に加盟した国に対して順次

行われた。また、2001 年 11 月に加盟が承認された中国については、加盟後 8 年にわたり経過的レビューを実施することが中国加盟議定書に規定されており、2008 年 10 月の TRIPS 理事会において、第 7 回目の経過的レビューが実施された。

＜表２＞　国内法令レビュー実施状況

	法令レビューの対象国
1999 年末まで	日本、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、ＥＵ、ドイツ、イタリア、フランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、英国、デンマーク、アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、スウェーデン、フィンランド、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイス、チェッコ、スロヴァキア、スロベニア、南アフリカ、ハンガリー、ポーランド（一部のみ*）、ブルガリア、ルーマニア、エクアドル、モンゴル、パナマ、ラトヴィア、キルギス
2000 年　6 月	ベリーズ、サイプラス、エルサルヴァドル、中国・香港、インドネシア、イスラエル、韓国、マカオ、マルタ、メキシコ、ポーランド（前回未了分のみ*）、シンガポール、トリニダード・トバゴ
2000 年 12 月	チリ、コロンビア、エストニア、グアテマラ、クウェート、パラグアイ、ペルー、トルコ、
2001 年　4 月	ボリビア、カメルーン、コンゴ、グレナダ、ガイアナ、ジョルダン、ナミビア、パプアニューギニア、セントルシア、スリナム、ヴェネズエラ
2001 年　6 月	アルバニア、アルゼンチン、バーレーン、ボツワナ、コスタリカ、象牙海岸、クロアチア、ドミニカ、ドミニカ共和国、エジプト、フィジー、グルジア、ホンデュラス、ジャマイカ、ケニア、モーリシャス、モロッコ、ニカラグア、オマーン、フィリピン、セントキッズ・アンド・ネービス、アラブ首長国連邦
2001 年 11 月	アンチグア・アンド・バーブーダ、バルバドス、ブラジル、ブルネイ、キューバ、ガボン、ガーナ、インド、リトアニア、マレイシア、パキスタン、スリランカ、タイ、テュニジア、ウルグアイ、ジンバブエ ＊セネガル（後発開発途上国扱いとなりレビューを延期）
2002 年　3 月 6 月 9 月	モルドバ、ナイジェリア ＊セントビンセント・クレナディーン（レビューを延期） カタール 中国、台湾
2004 年　3 月 6 月	マケドニア アルメニア
2007 年　2 月	サウジアラビア
2008 年　3 月 10 月	ベトナム ウクライナ

（２）地理的表示（GI）

（A）概要

（イ）ワイン・蒸留酒の地理的表示の多国間通報登録制度創設（交渉項目）

香港閣僚宣言（WT/MIN(05)/DEC）パラ 29 において、ドーハ閣僚宣言において予測された交渉終結の期間内に交渉を完了すべく、交渉を強化することが合意されている。

（ロ）地理的表示の追加的保護の対象産品の拡大（交渉項目ではない）

実施問題に関する香港閣僚宣言パラ 39 において、協議プロセスを加速化し、一般理事会は、進展を検討し、遅くとも 2006 年 7 月 31 日までに適切な行動をとることとされている。

※その他、EC は農業交渉で、特定の品目の地理的表示について保護の遡及（ロールバック）を提案している。

（B）各国提案

（イ）ワイン・蒸留酒の地理的表示の多数国間通報登録制度創設

・主要論点は、WTO に通報登録された地理的表示(GI)が各国に及ぼす法的効果の有無・強弱、制度非参加国に及ぶ法的効果の有無、の 2 点。

・＜日米加豪等共同提案（TN/IP/W/10）＞

過度の負担がかかる制度を創設すべきではなく、WTO に各国の地理的表示を通報登録する DB を作成する。国内での法的効果は各国が決定する。制度への参加は任意。

・＜EC 提案（TN/IP/W/11）＞

通報された地理的表示は公示から一定期間後に登録され、制度への参加／非参加に拘わらず全加盟国で自動的に地理的表示としての法的保護を受けるようにする。地理的表示の拡大も包含。

・＜香港提案（TN/IP/W/8）＞

上記 2 提案の折衷案。通報登録された地理的表示を保護するかどうかは各国の判断に任されるが、一部緩い法的効果を自動的に認める。制度への参加は任意。

（ロ）追加的保護の対象産品の拡大

・ワイン・蒸留酒の地理的表示にのみ認められている強力な国際的保護を、食品等の他の産品に拡大するか否かの議論。

・＜EC・スイス・インド等＞対象産品に制限を設けない。

EC（TN/IP/W/11）

印・EC 等（TN/C/W/14/Add.2）

・＜米・豪・ラ米等新大陸諸国＞拡大には反対。

（C）TRIPS 理事会等での議論

（イ）ワイン・蒸留酒の地理的表示の多数国間通報登録制度創設

・日米加豪チリ等の共同提案国と EC との間の主張が対立し、依然として立場に大きな隔たりがある。

・＜EC 譲歩案＞

2007 年 10 月に EC が GI 多国間通報登録制度の譲歩案（参加、法的効力等、一部の項目についての譲歩案）を TRIPS 理事会特別会合非公式協議にて口頭で提案。

・＜モダリティテキスト案（TN/IP/W/52）＞

2008 年 7 月の閣僚プロセスにおいて、追加的保護の対象産品の拡大を支持するグループと、TRIPS 協定と生物多様性条約（CBD）との関係について途上国の立場を支持するグループとの譲歩案として、3 つの議論を一括してテキスト交渉化する提案が示された。

GI 多国間通報登録制度についての主な点は以下の通り。

a) 商標、GI の保護、登録の判断の際には、国内手続に従って、登録を参照し考慮する規定を設ける。

b) 登録された GI については、以下の法的効果が生じる。

1)GI としての定義を満たすこと（TRIPS 協定第 22 条 1 項）について、疎明な証拠（prima facie evidence）とする

2) 一般名称でないこと（TRIPS 協定第 24 条 6 項）について、立証される場合のみ一般名称であるとする例外の主張が認められる。

・EC 譲歩案、モダリティテキスト案に関し、各国での異議手続を経ずに自動的に法的効果を発生させる点（ある意味譲歩とは言えないとの指摘）、EC の提案それぞれの関係が明確でない点について、米、加、豪等から強い懸念が示されている。

（ロ）追加的保護の対象産品の拡大

EC を含む拡大推進派より、ワイン・スピリッツから全産品へ拡大するという提案がなされているが、豪・米をはじめとする拡大反対派は、拡大の必要性、GI の定義（範囲）、拡大に伴う負担コスト増等を問題視して激しく議論が対立し、完全に膠着。進展が見られていない。

（3）TRIPS 協定と生物多様性条約（CBD）との関係、伝統的知識・フォークロアの保護

（A）概要

・実施問題に関する香港閣僚宣言パラ 39 において、協議プロセスを加速化し、一般理事会は、進展を検討し、遅くとも 2006 年 7 月 31 日までに適切な行動をとること。また、パラ 44 において TRIPS 理事会の作業を継続することとされている。

（B）各国提案

・インド・ブラジル・ペルー等途上国から、遺伝資源等の出所、遺伝資源等の利用に係る事前の同意の証拠、公正・衡平な利益配分の証拠の特許出願中への開示を義務づけるための TRIPS 協定の改正が主張されており、テキストベースの議論を主張しているのに対し、米、我が方、豪、加、NZ 等はテキストベースの議論は尚早であり問題の所在を明らかにすべく、まずは各国の経験の分析等事例ベースの議論を行うべきとしている。

・インド、ブラジル等の開示フレンズ（WT/GC/W/564/Rev.2、TN/C/W/41/Rev.2、IP/C/W/474）、ノルウェー（WT/GC/W/566、TN/C/W/42、IP/C/W/473）は 2006 年 6 月に協定改正テキスト案を提出。

・我が方は WIPO に提出した文書を提出（IP/C/W/472）し、「誤った特許」の問題は出所開示によっては解決できず、データベースの改善を図るべきであること等を主張。

・EC は遺伝資源等の出所のみの開示を方式的な義務とし、特許無効の理由とはしない案を提示。

（C）TRIPS 理事会等での議論

・2007 年に入り、アフリカングループ及び LDC グループが開示フレンズの TRIPS 協定改正提案の共同提案国となる旨表明。

・2007 年 10 月 TRIPS 理事会において、ブラジルからもう 1 つの未解決実施問題である GI 拡大に関する支持と開示フレンズの間での連携を示唆するような発言があったが、米・加・豪等は両者のリンクはより議論の進展を困難にするとの立場。

・＜モダリティテキスト案（TN/IP/W/52）＞

遺伝資源等の利用に係る事前の同意や公正･衡平な利益配分の参照条件等について、検討事項として留保。

・本件関連事項は、他フォーラ（CBD、WIPO 等）でも議論が行われている。

（4）EC エンフォースメント提案

・EC は、2005 年 6 月に TRIPS 協定に係るエンフォースメントに関してベストプラクティスの交換等の議論を TRIPS 理事会で行うことを提案（IP/C/W/448）、その後も水際措置に焦点を当てて当該議論を行うことを提案（IP/C/W/468 及び IP/C/W/471）したが、ブラジル、アルゼンチン、中国、インド等の途上国から TRIPS 理事会の議題として取り扱うことに対して強固な反対が示された。

・上記経緯を踏まえ、2006 年 10 月通常会合において、TRIPS 協定のエンフォースメントに係る条項のより効率的な実施のための方法に関する議論を行うこと等を求める EC、我が国、米、スイスを共同提案国とする共同声明（IP/C/W/485）が提出され、豪、加等から好意的な反応が示されたが、ブラジル、アルゼンチン、中国、

インド等の途上国から TRIPS 理事会のマンデートを超える等の理由で TRIPS 理事会において議題として取り上げること自体に対して引き続き強く反対が示された。

・その後 2007 年 2 月通常会合において米国、6 月通常会合においてスイス、そして 10 月通常会合において我が国が、それぞれ知的財産権のエンフォースメントに関する議題要請を行ったところ、議題採択に際し中国、インド、アルゼンチン、南アフリカ等から永続的な議題として含めることは認められない等の発言が各会合においてなされたものの、各会合の議題とすること自体がブロックされることはなく、それぞれ議題要請国から水際措置に関する税関の取り組みについて紹介が行われた。

（5）その他

・2007 年 10 月会合において、2005 年 12 月 6 日の WTO 一般理事会で採択された TRIPS 協定と公衆衛生に関する決定（TRIPS 協定第 31 条(f)(h)の義務を一時免除するもの）を反映する TRIPS 協定の改正に関し、受諾期限（本年 12 月 1 日）の 2 年間延長を一般理事会に提案することが決定された。（なお、TRIPS 協定の改正については WTO 加盟国の 3 分の 2 の受諾が必要であり、最近ではアルバニアが 21 番目の受諾を行った。我が国は 2007 年に受諾済み。）

・2008 年 10 月会合において、LDC と先進国との間でワークショップが開催され、第 66 条 2 項の報告書の説明と、改善点に関する議論が行われた。また、2008 年 6 月、10 月会合において、シエラレオネ、ウガンダから提出された優先ニーズに関する文書(IP/C/W/499、IP/C/W/500、IP/C/W/510)について、ドナーである先進国との間で議論が行われた。

Ⅱ．TRIPS 協定に関する紛争案件

１．紛争案件一覧

TRIPS 協定発効から 2009 年 3 月までの紛争処理案件は、28 件の協議要請がなされ、うち 11 件のパネルが設置された。

2000 年までの案件は、経過期間が満了していた先進国相互間の事案、協定発効と同時に全ての加盟国に履行義務が生じた内国民待遇・最恵国待遇についての先進国から途上国への事案が占めていたが、TRIPS 協定を取り巻く激しい議論のもと、近年の TRIPS 協定関連の紛争処理案件の申立は鈍化してきている。

No.	案　　件	申立国	現 状
1	日本の外国レコードの遡及保護	米国(DS28) ＥＵ(DS42)	終了 終了
2	パキスタンの医薬品農業用化学品の特許保護	米国(DS36)	終了
3	ポルトガルの工業所有権法の特許保護	米国(DS37)	終了
4	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	米国(DS50) ＥＵ(DS79)	終了 終了
5	インドネシアの自動車関連措置	米国(DS59)	終了
6	アイルランド及びＥＵの著作権及び著作隣接権	米国(DS82)	終了
7	デンマークの知的財産権の権利行使	米国(DS83)	終了
8	スウェーデンの知的財産権の権利行使	米国(DS86)	終了
9	カナダの医薬品の特許保護	ＥＵ(DS114)	終了
10	ＥＵの著作隣接権付与に係る措置	ＥＵ(DS115)	終了
11	ＥＵ及びギリシャの知的財産権の権利行使	米国(DS124) 米国(DS125)	終了 終了
12	ＥＵの医薬品及び農薬品の特許保護	ｶﾅﾀﾞ(DS153)	協議
13	米国の著作権法１１０条５	ＥＵ(DS160)	終了
14	カナダの特許保護期間	米国(DS170)	終了
15	ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護	米国(DS171)	終了
16	ＥＵの農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国(DS174) 豪州(DS290)	終了 終了
17	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	ＥＵ(DS176)	終了
18	米国の 1930 年関税法 337 条	ＥＵ(DS186)	協議
19	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国(DS196)	終了
20	ブラジルの特許保護	米国(DS199)	終了
21	米国の特許法	ブラジル (DS224)	協議
22	中国の金融情報に係る配信規制	米国(DS372) EU(DS373)	終了
23	中国の知的財産の執行に関する問題	米国(DS362)	終了

２．TRIPS 協定に関連する紛争案件の概要

TRIPS 協定に関連する紛争案件のうち、日本が当事国となった案件、小委員会（パネル）が設置された案件、2008 年 2 月末の時点で係争中の案件の概略につき紹介する。
〔以下の各案件の左の数字は、前記表の案件№を示す〕

1　日本の外国レコードの遡及保護（米国申立：DS28、EU 申立：DS42）

（協議要請の理由）

日本は、1971 年以前の外国音楽ソフトの著作隣接権の保護を欠いており、これは、TRIPS 協定第 14 条（実演家、レコード製作者等の保護）に違反する。

その後日本は、政策的観点から著作権法を改正し、著作隣接権の遡及的保護範囲を 50 年まで拡大したことにより、協定解釈を行うパネルの設置に至らずに紛争処理は終結した。

1996. 2. 9　米国が協議要請
96. 5.24　EU が協議要請（その後、DS28 と一本化）
97. 1.24　日米二国間合意により妥結

4　インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護（米国申立：DS50）

（協議要請の理由）

インドは、医薬品及び農業用化学品の特許保護を行っておらず、また、経過期間中の途上国の義務である医薬品等の特許出願制度及び当該製品の排他的販売権を設けていない。これは、TRIPS 協定第 27 条（特許の対象）、第 70 条 8 項(医薬品等の経過期間中の特許出願)、同 9 項（医薬品等の経過期間中の排他的販売権）に違反する。

1996. 7. 2　米国が協議要請（EU 第三国参加）
96.11.20　小委員会設置（EU 第三国参加）
97. 9. 5　小委員会報告配布
98. 1.16　上級委報告採択
99. 1.20　米国が勧告実施のためのインドの措置を小委員会に付託

4’　インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護（EU 申立：DS79）

（協議要請の理由）

米国の理由と同じ。

1997. 4.28　EU が協議要請
97.10.16　小委員会設置（米国第三国参加）
98. 9.22　小委員会報告採択

5　インドネシアの自動車関連措置（米国申立：DS59）

（協議要請の理由）

インドネシアは、一定の現地調達率の達成と過去に登録されていない独自の商標の使用を条件に、自動車部品の輸入関税及び奢侈税を免除する「国民車」構想を導入した。これは、ガット第 1 条、第 3 条(最恵国待遇、内外無差別)、TRIM（貿易関連投資措置）協定第 2 条、TRIPS 協定第 3 条、第 20 条、第 65 条（内国民待遇、商標の要件）等に違反する。

1996.10. 8　米国が協議要請
97. 7.30　小委員会設置
98. 7.23　小委員会報告採択（TRIPS 協定部分は、証拠不十分で違反の認定せず。）

9　カナダの医薬品の特許保護（EU 申立：DS114）

（協議要請の理由）

カナダの特許法等は、医薬品の特許保護が十分でなく、TRIPS 協定第 27 条 1 項(特許の対象)、第 28 条（特許の権利)、第 33 条（特許期間）に整合的でない。

その後、カナダは、パネル報告を受けて TRIPS 協定に整合的でないとされた国内法規を改正し、紛争処理は終結した。

1997.12.19　EU が協議要請
98.11.12　EU が小委員会設置要請
99. 2. 1　小委員会設置
2000. 4. 7　小委員会報告採択
00. 6.20　勧告実施期間について仲裁に付託
00.10. 7　仲裁勧告

＜参考；カナダ医薬品特許保護パネルの概要＞

本件パネルで問題とされたカナダの特許法第 55 条 2 項は、以下の場合について特許権侵害の例外とする旨を規定していた。

(1) 製品の製造、構築、使用又は販売を規制する法律により要求される情報の収集及び提出のために特許発明を実施すること。
(2) 一定期間中に、他者の特許権満了後の販売を目的として、特許発明品を製造、貯蔵すること。

これに対して、EU は以下のとおり主張した。

①医薬品及び農薬品の発明について他の技術分野の特許発明と異なる扱いをしており、技術分野による差別的取り扱いを禁じた TRIPS 協定第 27 条 1 項に違反している。
②特許権者の承諾を得ていない第三者による特許製品の生産を容認するものであり、特許権者の承諾を得ていない第三者の特許製品の生産等を禁じた TRIPS 協定第 28 条 1 項に違反している。
③特許権存続期間中に特許権者の承諾を得ていない第三者の特許製品の生産を容認しており、実質的に特許保護期間が短縮されているとして、特許保護期間を 20 年以上とした TRIPS 協定第 33 条に違反している。

一方、カナダ側は、同国特許法第 55 条の規定は、医薬品を可能な限り早く、安価に拡布するという厚生政策の観点と特許権者の保護という産業政策の観点とのバランスを取ったものであり、TRIPS 協定第 30 条で認められている正当な例外に該当し、整合

的との反論を行った。
本件については、二国間協議を経たあと、1999 年 2 月にパネルが設置された（日本の他、米国、スイス、インド等 11 ヶ国が第三国参加した。）。
2000 年 4 月に採択されたパネル報告書は、カナダ特許法第 55 条 2 項(1)は、協定第 30 条の目的・文言により正当化されるとしつつ、(2)は、正当化されることはないとし、カナダの TRIPS 協定の義務履行違反を認める内容であった。その後、カナダ及びＥＵは、パネルの勧告を実施するための「合理的期間」について見解が対立し、6 月に仲裁に付託したところ、8 月に、パネル報告書の採択から 6 ヶ月以内の 2000 年 10 月 7 日までにパネル勧告を実施すべきとの仲裁結果が公表され、本件は終結した。
なお、カナダは、右仲裁勧告とは別に、2000 年 8 月の段階で、関連する国内措置を協定整合的なものとなるべく整備した。

12　EU の医薬品及び農薬品の特許保護（カナダ申立：DS153）

（協議要請の理由）

欧州の医薬品特許の保護期間延長に関する EC 規則第 1768／92 号、農薬品特許の保護期間延長に関する EC 規則第 1610／96 号が、技術分野による差別的取り扱いを禁じた TRIPS 協定第 27 条１項（特許の対象）に違反する。

1998.12.　2　カナダが協議要請

13　米国の著作権法第 110 条５（EU 申立：DS160）

（協議要請の理由）

米国著作権法第 110 条(5)は、一定の状況下では、ロイヤリティを支払うことなく、ラジオ、テレビ等のプログラムを流すことが許される“home style exemption”を規定しているが、この規定はベルヌ条約第 11 条 2(1)、第 11 条(1)に整合的でなく、ベルヌ条約第１から第 21 条の規定を尊守することを定めた TRIPS 協定第 9 条 1 項（ベルヌ条約との関係）に違反する。

1999.　1.26　EU が協議要請
　99.　4.15　EU が小委員会設置要請
　99.　5.26　小委員会設置
2000.　7.27　小委員会報告採択
　00.11.22　勧告実施期間について仲裁に付託
　01.　1.15　仲裁勧告
　01.10.12　勧告実施のための米国の措置について仲裁勧告

＜参考；米国著作権保護パネルの概要＞

本件パネルで問題とされた米国の著作権法第 110 条(5)は、以下の場合について著作者の公の伝達に係る権利に一定の例外を認める旨規定している。
(a) 通常使用される種類の単一の受信装置（例えばテレビ、ラジオ等）を用いた場合
(b) 床面積の小さな店舗や小規模のテレビやスピーカーのみを有する店舗の場合
これに対して、ＥＵは以下のとおり主張した。
①TRIPS 協定第 9 条 1 は、ベルヌ条約１条から 12 条を準用しており、ベルヌ条約 11 条においては、音楽等の著作物の著作者が公の伝達を許諾する排他的権利を享有すると規定している。ベルヌ条約のこれらの規定については、例外として小留保（minor

reservation）の範囲内で著作権を制限することが慣習的に許容されているが、米国著作権法の規定は、この小留保を含むベルヌ条約のいかなる例外にも合致しない。

②TRIPS 協定第 13 条は「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合」には、著作者の排他的権利を制限できる旨規定しているが、米国著作権法の規定はこの例外に合致しない。

一方、米国側は、同国著作権法第 110 条(5)の規定は、著作物の保護と利用のバランスを図ったもので、ベルヌ条約の小留保に該当し、また、TRIPS 協定第 13 条で認められる例外にも該当し、整合的との反論を行った。

本件については、二国間協議を経たあと、1999 年 5 月にパネルが設置された（日本の他、オーストラリア、カナダ、スイスが第三国参加した。）。

2000 年 6 月に採択されたパネル報告書は、米国著作権法第 110 条(5)(a)は、ベルヌ条約の小留保に該当し、TRIPS 協定 13 条の正当な例外にも該当するものであって、協定整合的であるとしつつ、同条(b)は、TRIPS 協定の定める正当な例外に該当するものとは言えず、米国の TRIPS 協定の義務履行違反を認める内容であった。その後、7 月、米国及びＥＵは、このパネルの判断を受け入れる旨を表明したものの、勧告実施のための「合理的期間」について見解が対立し、11 月に仲裁に付託したところ、2001 年 1 月に、パネル報告書の採択から 12 ヶ月以内の 2001 年 7 月 27 日までにパネル勧告を実施すべきとの仲裁結果が公表された。

その後、米国内で著作権法の当該条項を改正する動きは無く、米国とＥＵとの間で補償に関する協議が行われたが難航し、同年 11 月、双方より、紛争解決了解第 25 条に基づく仲裁を申し立てられたところ、2001 年 10 月に、米国が 2001 年末までにパネルの判断に従わない場合には、ＥＵは年間 110 万ドル（120 万ユーロ）の補償を請求できるとの仲裁結果が公表された。

2002 年 1 月 7 日、ＥＵは米国がパネル勧告を実施していないとして WTO の義務を一時停止するよう主張したが、米国はこれに反対、本件は仲裁に付された。2002 年 2 月 27 日、米国、ＥＵ双方からの要求により、本件解決のための取り組みが進行中であることから、仲裁は一時中断された。

2003 年 6 月 23 日に、米国は欧州の音楽家を援助するＥＵプログラムに 330 万ドルの財政援助をする形で賠償するという暫定的合意に達している。合意の有効期間は 2001 年 12 月 21 日から 3 年間であったが、期限である 2004 年 12 月 21 日においては、法改正に至っていない。

14　カナダの特許保護期間（米国申立：DS170）

（協議要請の理由）

カナダ特許法は、1989 年 10 月以前の出願に関し、特許成立の日から 17 年間しか保護しておらず、出願の日から 20 年以上の保護を与えることを義務づけた TRIPS 協定第 33 条（保護期間）と整合的でない。また、協定適用の日において係属中の出願についても、協定に定められたより広範な保護を与えるための補正を認めることを義務づけた TRIPS 協定第 70 条 7 項（既存の保護の対象）とも整合的でない。

1999. 5. 6　米国が協議要請
99. 7.15　米国が小委員会設置要請
99. 9.22　小委員会設置
2000. 5. 5　小委員会報告配布
00. 6.19　カナダが上訴
00.10.12　上級委報告採択

16　EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護（米国申立：DS174、豪州申立：DS290）

（協議要請の理由）

欧州委員会規則 2081／92 は、地理的表示に関し内国民待遇を与えておらず、地理的表示と同一の又は類似の、以前から存在する商標について十分な保護を与えていない。このような EC 規則は、TRIPS 協定第 3 条（内国民待遇）、第 16 条（商標について与えられる権利）、第 24 条（地理的表示の保護により、当該地理的表示と同一の又は類似の、地理的表示として知られる以前から存在する商標に関する保護を害すことを禁止）の規定に違反している。

1999．6．1　米国が協議要請（カナダ第三国参加）
2003．4.17　豪州により協議要請
03．8.18　米国、豪州によりパネル設置要請
03.10．2　小委員会設置（NZ、アルゼンチン、メキシコ、台湾、スリランカ、チェコ、ハンガリー、ブルガリア等第三国参加）
05．3.15　小委員会報告配布
05．4.20　小委員会報告採択

17　米国の 1998 年オムニバス法第 211 条（EU 申立：DS176）

（協議要請の理由）

米国 1998 年オムニバス法第 211 条は、キューバにより接収された企業が保有している商標の登録、更新及び権利行使を認めないことが規定されているところ、TRIPS 協定第 2～4 条、第 15～21 条、第 41 条、第 42～62 条の義務に整合的でない。

1999．6．8　EU が協議要請
2000．6.30　EU が小委員会設置要請
00．9.26　小委員会設置（カナダ、日本、ニカラグア第三国参加）
01．8．6　小委員会報告配布
01.10．4　EU が上訴（10．19　米国も上訴）
02．2．1　上級委報告採択

＜参考；米国の 1998 年オムニバス法第 211 条 ＞

本件パネルで問題とされた米国の 1998 年オムニバス法 211 条には、キューバ政府に接収された資産に関連する商標について、米国裁判所がキューバ国籍を有する者の権利承継者等の権利を承認し、執行することを禁止する旨を規定している。

これに対して、EU は、この規定は TRIPS 協定に違反と主張し、1999 年 7 月に、WTO 二国間協議を要請した。その後のパネル報告書に対し EU・米国ともに上級委員会に上訴したところ、2002 年 1 月、上級委員会は、オムニバス法 211 条は米国人の権利継承者よりも非米国人である権利承継者に不利な待遇を与える条項があり、内国民待遇及び最恵国待遇に違反するとの判断を示した。

2002 年 2 月 1 日に同委員会報告書は採択され、米国はパネルに WTO の義務を遵守する旨表明した。その後、EU と米国は、法制度改善のための合理的期間として同年 12 月末を期限とする旨合意したが、米国の法制度は改善されず、数次にわたり期限延長が行われた。その後、2005 年 7 月 1 日、米 EU 間で対抗措置を発動する権利を留保することが合意された。

18　米国の 1930 年関税法第 337 条（EU 申立：DS186）

（協議要請の理由）

米国関税法第 337 条は、2 度ガットのパネルで検討されている。2 度目の 1989 年のパネルでは、ガット第 3 条で規定される輸入品に対する内国民待遇義務に違反するとされた。その後、同法は 1994 年ウルグアイ・ラウンド協定法により改正されたが、米国はパネルの結論に沿った改正がなされておらず協定不整合な点が存在すると共に、TRIPS 協定 2、3、9、27、41、42、49、50、51 条の規定に違反している。

2000. 1.12　EU が協議要請（カナダ、日本第三国参加）

20　ブラジルの特許保護（米国申立：DS199）

（協議要請の理由）

ブラジルの 1996 年産業財産法では、強制実施権の設定に際してブラジル国内での実施の有無を要件として課しており、物の国内生産の有無について差別を禁じる TRIPS 協定第 27 条、第 28 条の規定に違反している。

2000. 5.30　米国が協議要請

01. 1. 9　米国が小委員会設置要請

01. 2. 1　小委員会設置（日本、インド、ホンジュラス、ドミニカ第三国参加）

01. 7. 5　米・ブラジル二国間合意により妥結

21　米国の特許法（ブラジル申立：DS224）

（協議要請の理由）

米国特許法（第 8 章等）は、政府の助成を受けた発明に対する特許権について制限を設けているが、発明地等による差別を禁じた TRIPS 協定第 27 条、特許権者に与えられる権利を定めた第 28 条に違反する。

2001. 1.31　ブラジルが協議要請

23　中国の知的財産の執行に関する問題（米国申立：DS362）

（協議要請の理由）

中国における、①商標の不正使用及び著作物の違法な複製に係る刑事手続き及び刑事罰の扱い、②税関において没収された知的財産権侵害物品の処理、③中国国内での発行または流通が許可されていない作品に関する著作権及び著作隣接権の保護及び執行の欠如、④著作物の未許可の複製あるいは未許可の頒布のいずれかのみを行った者に対する刑事手続き及び刑事罰の欠如、は TRIPS 協定 9.1 条、14 条、41.1 条、46 条、59 条、61 条等に整合的でない。

2007. 4.10　米国が協議要請

07. 8.13　米国が小委員会設置要請

07. 9.25　小委員会設置（日本、EU、ブラジル、インド、カナダ等第三国参加）

2009. 1.26　小委員会報告配布

2009. 3.20　小委員会報告採択

＜参考；中国の知的財産権問題パネル＞

詳細については「第１章Ⅱ．３.中国の知的財産権問題に対する米国の WTO 提訴(DS362)」を参照ありたい。

３．中国の知的財産権問題に対する米国の WTO 提訴（DS362）

（１）経緯

2007 年 4 月 10 日	米国がＷＴＯ協定に基づき協議要請
8 月 13 日	米国がパネル設置要請
9 月 25 日	WTO 紛争解決機関会合においてパネル設置の決定 （日本、ＥＵ、メキシコ、アルゼンチン、台湾が第三国参加）
12 月 13 日	パネルの構成
2008 年 4 月 14-16 日	パネル討議
4 月 15 日	第三国意見聴取
6 月 18-19 日	パネル討議
10 月 9 日	中間報告
2009 年 1 月 26 日	パネル報告
3 月 20 日	パネル報告採択

（２）概要

A. 著作権に関する論点

＜結論＞

（ａ）中国著作権法第 4（1）条は以下の TRIPS 協定の義務に整合的でない。

①TRIPS 協定第 9.1 条により援用されるベルヌ条約第 5（1）条

②TRIPS 協定第 41 条

＜パネルの判断＞

（ａ）①について

ある種の著作物が中国著作権法第 4（1）条に基づく保護を受けないことは条文上から明らかであり、当該著作物には、検閲（contents review）で認められなかった著作物、また、著作権が認められる場合において、検閲で認められるために編集した際に除去された部分が含まれる。

よって、パネルは、中国著作権法、特に第 4（1）条が、TRIPS 協定第 9 条 1 項により援用されるベルヌ条約第 5（1）条に不整合であることは、中国著作権法の条文上から十分に明らかであると判断した。

（ａ）②について

中国は著作物の出版を永久に禁止することは、効果的な措置の１つの態様であり、ある意味、侵害に対する執行措置の別態様であると主張しているが、出版の政府に

よる禁止措置の有効性に言及することは、論点が外れている。TRIPS 協定の第 III 章はマルチに合意された最低限の執行措置であり、TRIPS 協定第 41 条 1 項の義務を免れるものではない。

よって、パネルは、中国著作権法第 4（1）条が TRIPS 協定第 41 条 1 項の義務に不整合であると判断した。

●関連条文

中国著作権法：

第 4 条　法律によって出版、伝達が禁止された著作物は本法による保護を受けない。

著作権者は著作権の行使に当たって、憲法及び法律に違反してはならず、公共の利益を害してはならない。

TRIPS 協定：

第 9 条 1. 加盟国は，1971 年のベルヌ条約の第 1 条から第 21 条まで及び附属書の規定を遵守する。ただし，加盟国は，同条約第 6 条の 2 の規定に基づいて与えられる権利又はこれから派生する権利については，この協定に基づく権利又は義務を有さない。

第 41 条 1. 加盟国は，この部に規定する行使手続によりこの協定が対象とする知的所有権の侵害行為に対し効果的な措置(侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。)がとられることを可能にするため，当該行使手続を国内法において確保する。このような行使手続は，正当な貿易の新たな障害となることを回避し，かつ，濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。

ベルヌ条約：

第 5 条(1) 著作者は、この条約によって保護される著作物に関し、その著作物の本国以外の同盟国において、その国の法令が自国民に現在与えており又は将来与えることがある権利及びこの条約が特に与える権利を享有する。

(2) (1)の権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない。その享有及び行使は、著作物の本国における保護の存在にかかわらない。したがつて、保護の範囲及び著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほか、専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。

B. 税関取締に関する論点

＜結論＞

（ａ）TRIPS 協定第 59 条は、輸出されようとする物品に適用する限りにおいて、税関取締に適用できない。

（ｂ）米国は、税関取締が TRIPS 協定第 46(1)条に規定する原則を援用する TRIPS 協定第 59 条に整合的でないことを、立証できていない。

（ｃ）税関取締は TRIPS 協定第 46(4)条に規定する原則を援用する TRIPS 協定第 59 条に整合的でない。

＜パネルの判断＞

（ａ）について

米国は、「税関取締の如何なる側面に関しても」とする主張を取り下げなかったため、パネルは、輸出されようとする物品に適用する限りにおいて、TRIPS 協定第 59 条を税関取締に適用できないと判断した。

（ｂ）について

競売の割合が非常に低いことは競売が義務ではないとの考えに整合的である。仮に、税関で差押される商品のうち非常に多くの数量や割合において侵害的特徴部分を除去できないのであれば、競売を行う手続きは義務的であるとする考えに整合的であると言い得るが、そのような証拠がないところ、パネルはこの考え方を受け入れないとした。その結果、パネルは、税関措置における侵害品を競売にかける権限が、TRIPS 協定第 46(1)条で規定された原則に従う侵害品の廃棄を命じる権限を妨げるものであるとする米国の主張は立証されなかった、と判断した。

（ｃ）について

中国は、商標の単なる除去（simple removal）を規定するだけでなく、4 月 2 日付税関総署公告 2007 年 16 号のとおり、競売に先行して商標権者にコメントを求めている旨の主張をした。パネルは、不正商標商品（counterfeit trademark good）は真性品（genuine good）の外観を模倣して消費者を混同させることが多く、TRIPS 協定第 46(1)条の「侵害の抑止」（deterrent to infringement）との目的を勘案すると、侵害品の状態を変更することで、商標の除去が単なる除去ではなくなるのであって、商標権者にコメントを求める手続きは、侵害品の状態を変更するものではないとした。

よって、パネルは、不正商標商品についての税関取締が、商品の商流への解放を認める条件として、例外的な場合以外においても、不法に付された商標の単なる除去で十分であると規定している点で、TRIPS 協定第 46(4)条に規定する原則を援用する TRIPS 協定第 59 条に整合的でないと判断した。

●関連条文

中国知的財産権海関保護条例：

第 27 条　差押えられた権利侵害疑義貨物が、海関の調査を経たのち知的財産権を侵害していると認められた場合には、海関はこれを没収する。

海関は知的財産権侵害貨物を没収した後、知的財産権侵害貨物の関連状況を書面により知的財産権の権利者に通知しなければならない。

没収された知的財産権侵害貨物が社会公益事業に用いることができる場合には、海関はこれを公益機構に交付し社会公益事業に用いなければならない。知的財産権の権利者に購入意欲がある場合には、海関は有償で知的財産権の権利者に譲渡することができる。没収された知的財産権侵害貨物を社会公益事業に用いる方法がなく且つ知的財産権の権利者に購入意思が無い場合には、海関は権利侵害の特徴を削除したのち法により競売に付すことができる。権利侵害の特徴を削除する方法が無い場合には、海関はそれを廃棄しなければならない。

中国知的財産権海関保護条例実施弁法：

第 30 条　海関は没収された知的財産権侵害貨物を、下記の規定に基づき処理しなければならない。

（一）没収された知的財産権侵害貨物が社会公益事業に直接使用できる、又は知的財産権の権利者に買取意思のある場合には、海関はこれを社会公益事業に供するため公益機構に交付し、又は知的財産権の権利者に有償譲渡する。

（ニ）没収された知的財産権侵害貨物が（一）の規定に基づく処分ができず、且つ権利侵害の特徴を削除することができる場合には、権利侵害の特徴を削除したのち法により競売に付す。競売金は国庫に納入する。

（三）没収された知的財産権侵害貨物が（一）（ニ）の規定に基づく処分ができない場合には、これを廃棄しなければならない。

海関が知的財産権侵害貨物を廃棄する際、知的財産権の権利者は必要な協力を提供しなければならない。海関に没収された知的財産権侵害貨物を公益機関が社会公益事業に使用する場合、及び海関による知的財産権侵害貨物の廃棄に知的財産権の権利者が協力する場合には、海関は必要な監督を行わなければならない。

税関総署公告 2007 年 16 号

1．差押えられた権利侵害疑義貨物が海関で競売に付された場合には、中国知的財産権海関保護条例第 27 条に従って、疑義貨物及びその包装における権利侵

害の特徴であって、商標、意匠、特許及びその他の知的財産権侵害の特徴を含むものを完全に削除しなければならない。権利侵害の特徴を完全に削除することができない場合には、海関はそれを廃棄しなければならず、競売に付すことはできない。

２．海関は、権利侵害疑義貨物が競売に付される前に、知的財産権の権利者に意見を求めなければならない。

TRIPS 協定：

第 46 条　侵害を効果的に抑止するため，司法当局は，侵害していると認めた物品を，権利者に損害を与えないような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除し又は，現行の憲法上の要請に反さない限り，廃棄することを命じる権限を有する。司法当局は，また，侵害物品の生産のために主として使用される材料及び道具を，追加の侵害の危険を最小とするような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除することを命じる権限を有する。このような申立てを検討する場合には，侵害の重大さと命ぜられる救済措置との間の均衡の必要性及び第三者の利益を考慮する。不正商標商品については，例外的な場合を除くほか，違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない。

第 59 条　権利者の他の請求権を害することなく及び司法当局による審査を求めめる被申立人の権利に服することを条件として，権限のある当局は，第 46 条に規定する原則に従って侵害物品の廃棄又は処分を命じる権限を有する。不正商標商品については，例外的な場合を除くほか，当該権限のある当局は，変更のない状態で侵害商品の積戻しを許容し又は異なる税関手続に委ねてはならない。

C．刑事罰の閾値に関する論点

＜結論＞

（ａ）米国は、刑事罰の閾値が TRIPS 協定第 61(1)条に関する義務に整合的でないことを立証していない。

＜パネルの判断＞

（ａ）TRIPS 協定第 61(1)条について

【米国の主張】

中国の刑事罰の閾値は、商業的市場における不正使用（counterfeit）や違法な複製（piracy）の影響を検討するための物理的な証拠から、商業的規模の不正使用や違法な複製の閾値以外の要素を除外している。「商業的規模」の活動のすべてを第 61 条に従わせるために、一連の量的、質的な要素をも考慮すべき。

【中国の主張】

中国の裁判所は半完成又は未完成製品を考慮する。証拠手続や権利者への影響は TRIPS 協定第 61 条に関係しない。刑法は代位責任の条文において、組織的な犯罪要素も取り扱っている。

【パネルの判断】

米国の主張は２つの部分からなり、第 1 の部分は、閾値の計算に関するレベルと方法、第２の部分は、閾値の数値テストが特定の要素に限定されていることであり、パネルは以下に従って判断。

(1) 主張の第 1 部分に関して、商業的規模のケースすべてを捕捉するために、中国の閾値のレベルが高すぎないかを評価。

(2) 主張の第２部分に関して、商業的規模のケースすべてを捕捉するために、米国が取り上げたその他の要素が中国の閾値のみによって考慮され得るかを評価。

(1) について

米国は、「商業的規模」の解釈として、すべての商業的活動がその定義から含まれること、「商業的規模」は市場、商品、その他の要素により変化することを認めた上で、中国の刑事罰の閾値が、ある市場状況では商業的規模を捕捉できないと主張したものの、米国は「商業的規模」を構成することを立証する商品、市場もしくはその他の要素に関するデータを提供しなかった。

パネルは、以上の理由から米国は prima facie case を成立させることができなかったと判断した。

(2) について

TRIPS 協定第 61 条は証拠を取り扱っておらず、第 61(1)条はミニマム・スタンダードを適用しなければいけないとの観点から侵害活動を取り扱うものであり、証拠については第 41 条 3 項において言及されているが、この条文は米国の主張を構成するものでない。

よって、パネルは、米国が侵害の他の要素（indicia）、例えば商品の部品、包装、材料又は道具等の物理的証拠について、prima facie case を成立させることができなかったと判断した。

米国は、インターネット等の新技術に関する議論では、商標の不正使用又は著作権の違法複製が「商業的規模」か否かを決定するに当たり、不正使用又は違法複製による権利者への影響（impact）を考慮できることを前提としているように思われるが、影響は、侵害行為の一部をなすわけではなく、「商業的規模」の基準でもないから、考慮すべき事項として関係するものではない。

よって、パネルは、米国が商品市場（commercial marketplace）の影響について、prima facie case を成立させることができなかったと判断した。

●**関連条文（一部）**

中国刑法：第 213 条

登録商標所有者の許諾を経ないで、同一種類の商品上にその登録商標と同一の商標を使用し、情状が重大である者は、3 年以下の有期懲役若しくは拘役に処し、罰金を併科し、又は単科する。情状が特別に重大である場合には、3 年以上 7 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

司法解釈１：

第１条　登録商標所有者の許諾を得ず、同一商品上にその登録商標と同一商標を使用し、以下に掲げる情状の一つがある場合には、刑法第 213 条規定の「情状がひどいもの」に属し、登録商標虚偽表示罪で 3 年以下の有期懲役又は拘留し、単独にもしくは合わせて罰金を処する。

(一) 不法経営金額が 5 万元以上又は違法所得金額が 3 万元以上の場合

(二) 二種類以上の登録商標を虚偽表示し、不法経営金額が 3 万元以上又は不法所得金額が 2 万元以上の場合

(三) その他の情状がひどい場合

以下に掲げる情状がある場合には、刑法第 213 条規定の「情状がひどい」場合に属し、登録商標虚偽表示罪で 3 年以上、7 年以下の有期懲役、且つ、罰金を処する。

(一) 不法経営金額が 25 万元以上又は違法所得金額が 15 万元以上の場合

(二) 二種類以上の登録商標を虚偽表示し、不法経営金額が 15 万元以上又は違法所得金額が 10 万元以上の場合

(三) その他の情状がひどい場合

TRIPS 協定：

第 61 条　加盟国は，少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には，同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。適当な場合には，制裁には，侵害物品並びに違反行為のために主として使用される材料及び道具の差押え，没収及び廃棄を含む。加盟国は，知的所有権のその他の侵害の場合，特に故意にかつ商業的規模で侵害が行われる場合において通用される刑事上の手続及び刑罰を定めることができる。

第２章　知的財産権保護の状況

Ⅰ．中国のキャラクター商品侵害対策

～㈱バンダイにおける中国でのキャラクター商品侵害対策～

（小薗江 委員）

※㈱バンダイの商品、生産体制

⑴㈱バンダイのキャラクター・ポートフォリオ（2005 年）

⑴年間商品化キャラクター数

㈱バンダイが１年間に商品化するキャラクターの数（＝作品数）は、約 200 コンテンツであり、それを日本国内で年間約 2,000 商品数くらい発売している。そして、日本で発売後に、アメリカ、ヨーロッパ、そしてアジア各国にも発売する、というような展開を行っている。

日本国内の商品の内訳としては、以下のようになっており、定番と言われている、約 30 年くらい継続しているテレビ番組（機動戦士ガンダムシリーズ、等）に関する商品が約 45％で、新規の商品が約 55％となっている。自社開発の商品は約 23％で、残り約 77％は、他社の版権元からライセンスを受けて商品化して発売する、というようなビジネス形態となっている。

	定番（45％）	新規（55％）
自社 (23％)	・機動戦士ガンダム・シリーズ	・たまごっち・シリーズ ・フロッグ・スタイル ・プリモプエル
他社 (77％)	・戦隊シリーズ ・仮面ライダー・シリーズ ・ウルトラマン・シリーズ	・金色のｶﾞｯｼｭﾍﾞﾙ！！ ・ふたりはﾌﾟﾘｷｭｱ　ｽﾌﾟﾗｯｼｭｽﾀｰ ・シナモロール

⑵キャラクター商品の特徴

キャラクター商品は、基本的に“生活必需品ではなく”、以下のような特徴がある。

・経済性だけで売れるわけではない（高くても売れるものは売れる）
・如何にブームを作るか、ブームに乗るかが命
・商品寿命が短い（1 年未満〈3～6 か月〉がほとんど）

販売の観点からは、“ジャスト・イン・タイム”が非常に大事であり、以下のような点が重要となる。

・テレビ放映と商品の発売時期とを合わせる“仕掛け”が重要
・番組制作、商品開発とも半年～1 年はかかる
・テレビ番組制作時からの版権元と連動が必須

このキャラクター商品は、日本だけのビジネスであれば、模倣品に関してはあまり関係ない問題と言えるが、現実のビジネスにおいては、日本で1年間のテレビ放映・商品発売した後、翌年にはアメリカ向けにローカライズして、アメリカでやはり1年間ぐらいテレビ放映・商品発売した後、その翌年にはヨーロッパでテレビ放映・商品発売し、そしてアジア各国でテレビ放映・商品発売をする、というようなサイクルで展開していると、模倣品の方もそれに追い付いてきて、待ち構えている、というような環境となってきている。そういった意味で、キャラクター商品に関する模倣品対策は不可欠である、と考えている。

(2)㈱バンダイの玩具の生産体制

㈱バンダイの玩具の生産体制は、中国の協力工場（資本関係なし）で80%、タイの自社工場で10%、そして日本の自社工場で10%となっており、中国に依存している部分が80%と非常に大きくなっている。よって、模倣品を出さない為にも、中国の協力工場の管理というのが非常に重要なものとなっている。

実際に中国で㈱バンダイの商品を製造している協力工場は、現状は広東省の地域に点在する工場で約200社くらいである。そして品質管理の為の会社が深圳にあり、各工場を巡回しながら品質管理等を行っている。

1．2007年度の中国玩具メーカー別シェア

中国の玩具市場は、実態は掴めておらず、㈱バンダイで推測した数字では、2007年度で約1,500億円（日本は約7,000億円）であり、玩具メーカー別のシェアは以下のグラフの通りであるが、玩具市場の約3分の2が模倣品と考えられる。

この中で、㈱バンダイは「B社」の部分となり、2007年度は小売ベースで約70億円弱である。

〔中国の玩具市場（1,500億円）のメーカー別シェア（cf. 日本の玩具市場＝7,000)〕

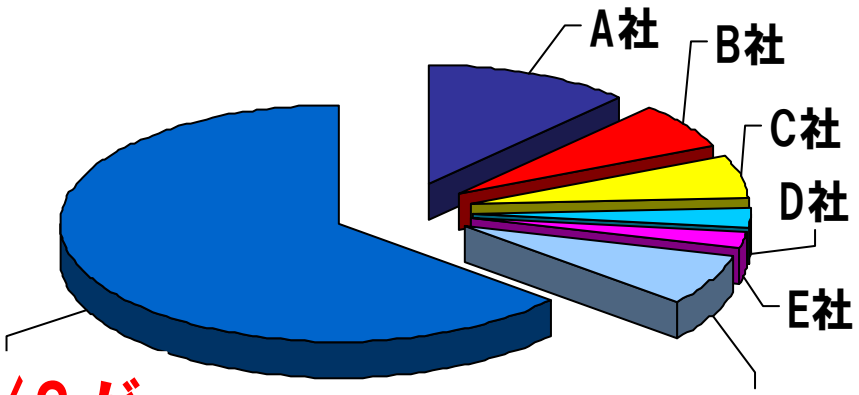

（小売ベース、㈱バンダイ調べ）

2．**約2／3が模倣品等**

中国の玩具市場規模は、2007 年までは順調に増加してきており、市場全体の伸び率としては、前年比で 17.6%増であり、2004 年比では 81.8%増と、大きく増加してきている。

中国の玩具市場では、やはり模倣品の占める割合は非常に多く、市場全体の約３分の２を占めるが、伸び率で見ると、模倣品市場は前年比 14.2%増、2004 年比 71.8%増であるのに対し、真正品市場は前年比 24.4%増、2004 年比 102.8%増と、傾向としては真正品の市場の方が伸びてきてはいる状況となってきている。

〔中国玩具市場規模推移（2004 年～2007 年)〕　　（小売ベース、㈱バンダイ調べ）

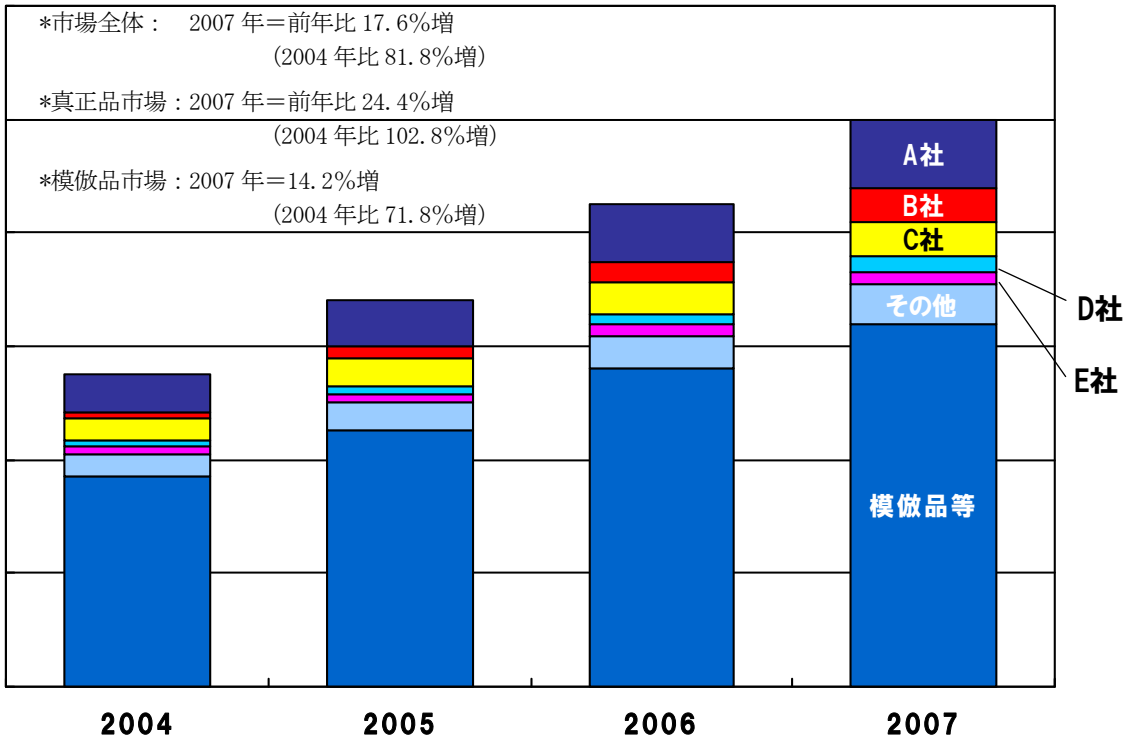

３．中国の模倣品事情

中国の最近の模倣品の状況は、以下のような状況となっている。

・商品パッケージを見る限り、真正品と模倣品の区別は難しくなっている。
・商品のクオリティに関しては、真正品に近い精度の模倣品が見受けられる*様になったが、依然として粗悪な模倣品が大半を占めている。

*三次元デジタイザー（三次元スキャナ）による貢献

粗悪な模倣品が大半を占める理由は、摘発を恐れ、自社の企業名や所在地を明らかにはしておらず、また、消費者にリピートして買ってもらおう、というような発想はなく売り逃げをしているからであろうと思われる。

中国で模倣品を売っている店（売り場）の特徴は、間口も狭い小さな店が一箇所にもの凄く数多く集中して並んでいる、というような状態である。

模倣品と真正品の売られ方の状況としては、広州地区では、模倣品を売る店と真正品

を売る店ははっきりと分かれている。真正品を売る店の数は少ないが、そうした店では真正品のみを売っている。また、模倣品を売る店は、徹底して模倣品のみを売っている。また、上海地区では、真正品と模倣品が同じ店の中で並んで売られており、真正品を日本製商品と呼び、模倣品を中国製商品と呼んで売っている状況である。

４．中国で模倣品・海賊版が発生する理由

中国で模倣品・海賊版が発生する理由としては、以下のような事によると思われる。

⑴儲かる

・創作、開発コストがかからない → 低価格を実現
・流行する物しかコピーしない　→ 必ず売れる

↓

自ら創作・開発しようというインセンティブが働かない

⑵模倣品・海賊版を許す社会・消費者の存在

・権利行使がスムーズに行えない
・罰金、罰則が低い
・罪の意識が低い（特に著作権侵害）

５．模倣品対策の必要性

模倣品が市場に出回り、蔓延していけば、以下のような事に繋がっていく事になり、しかるべく対策を講じる事が必要となる。

・売上、利益へのダメージ（開発投資の回収不可、ブランドの毀損）
・消費者が安心して安全に遊べる保証がない
・エンターテインメント性が低く、消費者の期待を裏切る
・テレビ・映画製作などへの還元がなく、創作的な文化が損なわれる（創作意欲の減退）

６．巧妙な模倣への対策

㈱バンダイとしては、2002 年から模倣品対策を始めており、当初は商標権侵害の摘発を中心に行った。しかし、模倣品を作る側は、年々その手口が巧妙となってきている。例えば、商標権の登録状況をきちんと調査した上で、登録商標に関しては使わずに、未登録商標はそのまま使う、というようなやり方などもしてきている。

このような商標権の模倣品への対策として 2004 年にとった㈱バンダイの対抗策が、不正競争防止法（反不正当競争法）による摘発である。具体的には、2004 年に国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）のミッションで、中国の国家工商行政管理総局に働きかけ、その応援も得て、不正競争防止法第 5 条 2 項の「著名な商品の包装の違法複製」を根拠に、上海や広州など主な各都市で約 1 年半にわたり摘発を行った。

そうした摘発の結果、中国の模倣品業者はそれへの対応として、㈱バンダイが使っていない包装形態を採用し、登録商標も回避するなどしてきた。しかし、㈱バンダイが使っていない包装形態と言っても、多くの場合は、パッケージのデザインを若干変えたり、背景を変える程度であったので、地域によっては不正競争防止法による摘発も可能ではあったが、それ以外に新しい模倣品の売り方というのが出てきた。具体的には、店の前には、中に商品の入っていないパッケージだけを並べ、客が自分の買いたいパッケージを店に示して、店側は居住区の裏にある倉庫から該当の商品を持って来て、客が店に示したパッケージに、その商品を詰めて客に渡す、というような売り方である。こうした売り方に対しては、工商行政管理局には捜査権がないので、居住区の中には入れず、よって居住区内にある商品にまでは捜査はできず、摘発できるのは店の店頭に並んでいるパッケージだけに留まる、という事になる。

更に、一部の模倣品業者は、プラモデルを買って組み立てた上で、意匠専利権を登録する。これは冒認出願であるが、中国の場合は無審査の為、登録となる。そうした登録を取った上で、『商品のパッケージは不正競争防止法違反だとしても、中身の商品は独自の知的財産権に基づくものである為、押収されるべきではない』というような主張を根拠に、意匠専利権を使う、というケースがあった。この意匠専利権に対しては、約1年半かけて全件（48件）取消をした。プラモデルは組み立ててない状態のものが商品である為、意匠登録するという発想は無かったが、こうした冒認意匠出願があるという事に対応するべく、現在では、㈱バンダイでも、あえてプラモデルを組み立てて意匠出願をする、という事も行っている。

7．模倣品巧妙化への対抗策（著作権の活用）

前述したような、巧妙化してきている中国の模倣品に対する対抗策として、㈱バンダイとして最近とっている対抗策は、基本的に著作権を活用する、という事である。
何故、著作権に着目したのかについては、次のような理由からである。

⑴著作権による手厚い保護の可能性

2002年12月18日に出された、北京市高級人民法院の第二審（最終審）の判決*〔原告＝インターレゴ AG、被告＝可高（天津）玩具有限公司〕で、日本では著作物性があるとは認められない可能性がある商品についても、一般公衆が芸術品とみなす創作レベルで足りる、と応用美術として著作物性を備えているとして著作物と認め、著作権の侵害を判示した事から、中国においては、日本では美術品として認められないような商品も美術品として著作権による手厚い保護を受けられる可能性がある。

*2002年12月18日第二審（最終審）判決：北京市高級人民法院
- 原告＝インターレゴ AG、 被告＝可高（天津）玩具有限公司
- 判決内容：
  ＊原告の積木ブロック中50ブロック[#1]は、実用性、芸術性、独創性及び複製可

能性があり、応用美術[#2]として著作物性を備えている。
被告の積木ブロックは、原告の50ブロック中、33ブロックと実質同一で、第一審判決(北京第一中級人民法院)を支持し、原告の著作権を侵害する、と判示した。

[#1]低年齢向け(1.5歳以上)の単純なデザインの50ブロックに芸術性(一般公衆が芸術品とみなす創作レベルで足りると判示)を認め、芸術性を否定されたのは3ブロックのみ。

[#2]現在、中国著作権法では応用美術という概念はなく、応用美術品も美術品(fine arts)に分類される（中国版権保護センター見解<要確認>)。

（参考文献）中国知的財産権重要判例の解説 No.6（2004/09)
日本機械輸出組合
日中企業法制研究会（解説/翻訳　弁理士　岩井智子先生）

⑵刑事訴追基準の緩和

2007年4月5日に施行された司法解釈（2）※で、以下のように刑事訴追基準が引き下げられ､商標権侵害では不法経営金額が5万元というような金額での基準があるが、著作権侵害の場合には単に複製品の数量だけで基準をクリアする事ができて知財侵害として最も重い罰則が適用される、という事であり、著作権侵害で摘発した方が効果的である。

※2007年4月5日施行の司法解釈（2）〔知的財産権侵害による刑事事件の取り扱いにおいて具体的な法律適用の若干の問題に関する最高人民法院最高人民検察院の解釈（2)〕

・営利を目的とし、著作権者の許可を経ず、その文学作品、音楽、テレビ、録画映像作品、コンピュータソフトウェア及びその他の作品を複製発行し、その複製品の合計数量が500枚(部)以上の場合は、刑法217条に規定する「その他の情状が重大である場合」[#1]に該当する。複製品の合計数量が2500枚(部)以上の場合は､刑法217条に規定する｢その他の情状がきわめて重大である場合」[#2] に」該当する。

[#1] 3年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。

[#2] 3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

⑶著作権登録の実例

実際に著作権登録した例としては、以下のような物に対しての著作権登録をし、１商品に対して３つの著作権登録（商品パッケージ・組立済プラモデル・取扱説明書とプラモデルキット写真 ）を行った。

⑷著作権登録による摘発例

著作権登録した事により、摘発に繋がった実例としては、以下のような模倣品メーカーH社の事例がある。

＜H 社摘発事例＞

○2008 年 8 月、S 市公安局（警察）に依頼し、著作権侵害を理由に、H 社の工場を摘発（模倣品 19,964 個及び多数のパッケージ・取扱説明書を押収）。

【摘発の法的根拠】

・著作権法第 47 条[#1]（民事責任、行政罰及び刑事責任を負う侵害行為）と、刑法第 217 条[#2]（著作権侵害罪）により摘発した。

[#1] 著作権法第 47 条（民事責任、行政罰及び刑事責任を負う侵害行為）

・次の各号に掲げる権利侵害行為をしたときには、情状に応じて権利侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任を負わなければならない。･･･（中略）･･･犯罪に該当するときは、法によって刑事責任を追及する。

（1）著作権者の許諾を受けないで、その著作物を複製、発行、実演、放映、放送、編集し、情報ネットワークを通じて公衆に伝達すること。

（以下省略）

[#2] 刑法第 217 条（著作権侵害罪）

・営利を目的とし、次の各号のいずれかの著作権侵害行為に該当し、違法所得金額が比較的大きく、又はその他の重大な情状のあるものは、3 年以下の懲役若しくは拘留に処し、罰金を併科し、又は単科する。違法所得金額が膨大であり、又はその他の特別に重大な情状のある者は、3 年以上 7 年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

（1）著作権者の許諾を得ないで、その文字作品、音楽、映画、テレビ、ビデオ作品、コンピュータソフトウェアその他の作品を複製発行する行為。

（以下省略）

○摘発後

（1）摘発から約 5 ヶ月経過した現在も S 市公安局で検討中で立件されていない。以下のような法律の解釈について、疑義 が生じているためとのことである。

【法律上の疑義】

・刑法上の著作権侵害罪は DVD、CD 等、典型的な海賊版の複製発行行為に対するもので、著作権法上の全ての著作物の違法複製行為等には及ばないのではないか、という懸念があるとのこと。

－中国著作権法上の著作物の定義（著作権法第 3 条）

「（1）文字の著作物、（2）口述の著作物、（3）音楽、演劇、演芸、舞踊、雑技芸術の著作物、（4）美術、建築の著作物、（5）写真の著作物、（6）映画の著作物及び映画製作に類似した方法で創作された著作物、（7）工事設計図、製品設計図、地図、見取り図など図形の著作物及び模型の著作物、（8）コンピュータソフトウエェア、（9）法律、行政法規に定めるその他の著作物」

－中国刑法上の、著作権侵害行為（刑法 217 条）

「営利を目的とし、次の各号のいずれかの著作権侵害行為に該当･･･

(1)著作権者の許諾を得ないで、その文字作品、音楽、映画、テレビ、ビデオ作品、コンピューターソフトウェアその他の作品を複製発行する行為」

(2)上記法律上の疑義について国家機関の見解を確認するため、2008 年 9 月の IIPPF 官民合同訪中ミッションに参加し、国家公安部を訪問したところ、有益な法解釈*を引き出すことが出来た。そして、ミッション終了後に、国家公安部から外交ルート（駐華日本大使館⇒経産省・模倣品対策室）を通じて H 社摘発について具体的な情報が求められ、詳細資料を提供すると共に、刑事事件としての立件に向けての支援をお願いした。

*有益な法解釈：

国家公安部の法解釈は「刑法上の定義と著作権法上の定義が異なっているのは、法律が制定された時期の違い（刑法は古く、著作権法は新しい）だけのことであり、実質的に内容は同一である。」という事であり、よって、刑法上の著作権侵害罪を限定的に解釈するのは誤りであり、幅広い著作権侵害行為を刑事事件として告発できる、という見解であった。

(3)今後の展開としては、国家公安部からの指導により、S 市公安局が刑事事件として立件することを期待している。

８．著作権を利用した模倣品対策の有用性

著作権を利用した模倣品対策の有用性としては、次のような点があげられる。

(1)中国もベルヌ条約加盟国であり、無方式で著作物が保護されるので、模倣品の被害を発見した後でも模倣品対策が可能。

⇒予め出願する必要がある専利権等とは異なる。

(2)模倣品のパッケージや取扱説明書は、真正品のものを複製して使用することが多く、且つ生産効率を上げる為、工場内の一箇所にストックされている。

従って、500 部(枚)*の刑事訴追基準をクリアーすることが容易である。

*商標権虚偽表示罪の刑事訴追基準である不法経営金額 5 万元より立証が容易

(3)中国では日本では認定されにくいような物まで広く著作物性を認定する傾向にあるので、多くの商品が美術品として保護される可能性が高い。デッドコピー対策に利用可能。

９．キャラクター商品を著作権で保護する上での留意点

キャラクター商品を販売している企業の多くはライセンシーであることから、版権元の協力を得て著作権登録及び権利行使をする必要がある。

10. 今後の懸念事項 ＝ 著作権の冒認登録のおそれがある。

商標権の冒認出願が非常に多く受け付けられている、という現実があるが、もし著作権が使えるという事になれば、著作権の冒認出願が多くなる可能性があり、そうなると、逆に中国の模倣品業者から攻められるというリスクもあるのではないかと思われる。

Ⅱ．インドにおける医薬品の知的財産権保護

（渡辺 委員）

１．インド製薬産業

（１）インド製薬産業の概要

インドの製薬産業は、以下のような産業である。

・国際的な競争力のある輸出産業に成長している。
・特に、米国市場においては、後発品市場ではあるが、かなりｱｸﾃｨﾌﾞに活躍している。
・成長率は年率 7～10%という高い水準で成長してきている。
・製薬に係る企業数は２万社以上で、その大部分は小規模企業である。
・あらゆる種類の最終製剤、及びその他製薬会社に供給する為の原薬を製造している。

（２）インド製薬産業の成長率

インドの製薬産業は、以下のように大きく成長してきている。2002 年から 2008 年までの分野別の成長率を見ると、医薬品原末輸出（Bulk Drug Exports）の分野の成長率が最も高いが、全分野それぞれ成長してきており、インドの製薬産業全体として大きく成長している。分野別の割合で見ると、国内向け製剤（Domestic Formulation）分野が最も大きく、製剤輸出（Formulation Exports）分野と医薬品原末輸出（Bulk Drug Exports）分野が、それぞれ国内向け製剤（Domestic Formulation）分野の約半分くらいの大きさとなっている。

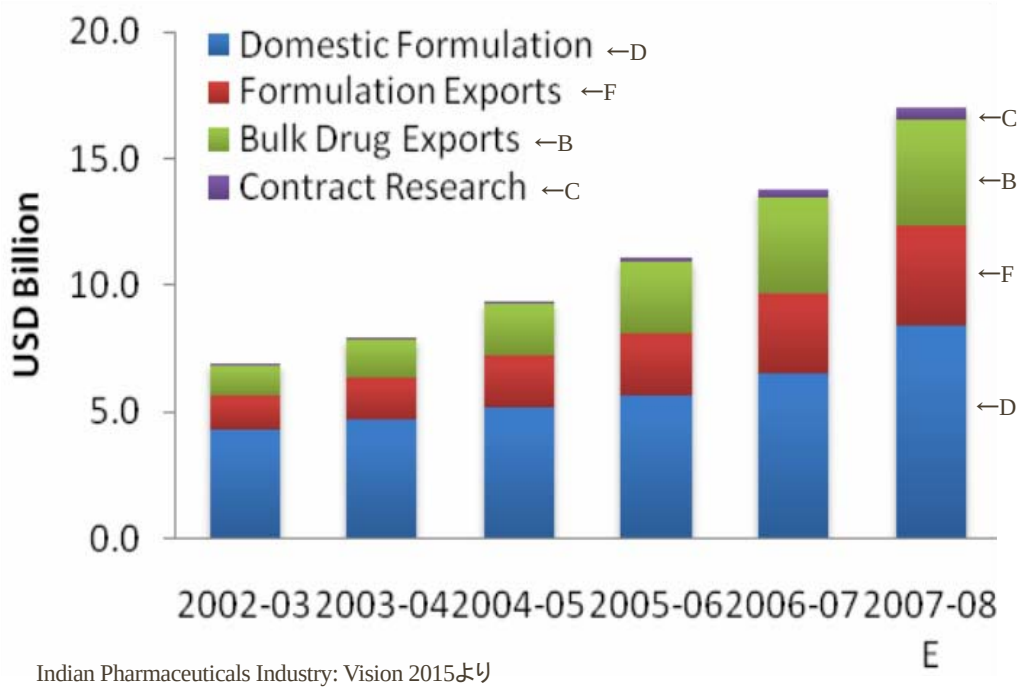

Indian Pharmaceuticals Industry: Vision 2015より

（3）インド製薬産業の将来

インドの製薬産業の将来見通しは、以下のグラフにあるように、20015 年まで全分野でそれぞれ伸びていく、と予想されている。

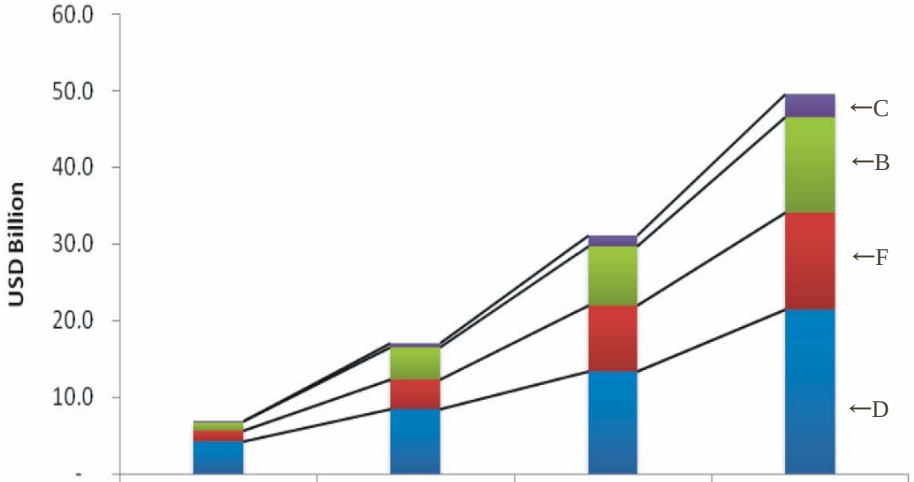

		2002-03	2007-08 E	2011-12 P	2015-16 P
C→	Contract Research	0.0	0.4	1.3	3.0
B→	Bulk Drug Exports	1.2	4.2	7.8	12.6
F→	Formulation Exports	1.4	4.0	8.6	12.6
D→	Domestic Formulation	4.3	8.4	13.4	21.5

Indian Pharmaceuticals Industry: Vision 2015より

2．インド製薬企業の日本への進出

インドの製薬企業は、世界最大の医薬品市場である米国において、後発品市場ではあるが、かなりｱｸﾃｨﾌﾞに活躍している。しかし、米国市場でもかなり競争が激しいこともあり、世界第２位の医薬品市場である日本をターゲットにしてきている。特に最近は、後発品であるジェネリック医薬品の促進政策を国をあげてやっているというような追い風もあって、以下のようなインドの製薬企業が日本に進出してきている。

・Ranbaxy Laboratories、Accutest Research Laboratories、Lupin、Torrent Phermaceuticals、ZYDAS Group、Cipla

3．インド製薬企業による新薬開発の現状

以前は、後発品に関する開発・製造が中心であったが、1990 年代半ば頃から、創薬、すなわち自ら新薬を創り出すことを目的とした研究開発投資を開始し、現在 15 社程度がそうした開発・製造を行っている。2010 年頃には、インド国内市場へ、インドの製薬企業自らが製造した新薬が導入されていくと思われる。また、薬は古いが新しい剤形を作り、その価値を高めるという新剤形の研究も行われており、特にこうした新剤形に関

する特許は、インドの製薬企業から国際出願も含めて多数出願されている。こうした創薬をするとなると特許制度というのは非常に重要な事項となるので、今後インドの製薬企業にとっても、特許制度は大変重要なものとなると考えられる。

インド製薬産業における研究開発費の内訳としては、新薬開発に約 30%、ジェネリックの開発に約 70%の研究開発費が充てられている。この内、ジェネリックについては、最終製剤である完成形態の開発に約 43%（研究開発費全体の約 30%）、残り約 57%（研究開発費全体の約 40%）が医薬品原体分野での利用に充てられている。さらに完成形態の内、従来の形態（タブレット、既に新薬メーカーから売られているものと同じような形態のもの）に関する開発に約 60%（全研究開発費全体の約 18%）、そして新しい付加価値を付けた新薬メーカーとは違う製剤として新しい DDS（薬剤送達システム）に関する開発に約 40%（研究開発費全体の約 12%）の研究開発費が充てられている。

インドにおいて、インドの製薬企業自身が新薬を創り出している現状としては、現在 Dr. Reddy's 社をはじめとする大手企業によって新薬開発が進められており、実際に患者によって医薬品の安全性・有効性を予備的に確かめるフェーズⅡの段階まで進んでいる開発品も多く存在する。今後こうした開発品が増大していくことが予想される。

＜インドの開発品数＞

企業名	臨床前	フェイズⅠ	フェイズⅡ	フェイズⅢ	全体
Dr. Reddy's	4	2	3	－	9
Glenmark	2	－	4	－	6
Ranbaxy	8	1	1	－	10
Cadila	NA	3	1	－	4
Torrent	NA	1	－	－	1
Wockhart	NA	1	1	－	2
Sun Pharma	NA	－	1	－	1
Nicholas Piramal	NA	－	1	－	1
Biocon	NA	1	－	－	1
全体	16	9	10	－	35

Source: Indian Pharma － Global Impact
JETRO・インドセミナー「インド製薬産業を巡る最新企業動向と戦略的位相」松島大輔氏より

４．医薬品承認申請制度

インドの医薬品承認申請制度においては、新薬については、他国と同様に、前臨床試験、そして人間に対する臨床試験（フェーズⅠ、フェーズⅡ、フェーズⅢ）を経て、販売承認申請の際には、これらの試験データが要求され、当局に申請して許可をもらう。海外で販売実績のある医薬品については、フェーズⅡまでのインド国内における臨床試

験の実施を省略できるケースもあるが、フェーズⅢについてはインド国内において実施し、そのデータを申請書類に添付する必要がある。これら新薬に関する臨床試験は、3年から4年の期間を要する。

他方、ジェネリック品については、新薬導入後4年が経過すると、臨床試験を必要とすることなく、生物学的同等性という簡単な試験のみで申請が可能である。但し、生命を脅かす重篤な疾患等の場合は、優先審査が可能であり、フェーズⅢ等の試験をスキップして、簡単な試験によって許可を得ることが可能となる。こうしたことから、インドにおいては事実として、オリジナル品よりも先にジェネリック品の方が多く市場に出まわるといったケースが、これまでは多く見みられてきた。

しかし今後は、物質特許が2005年に導入されたので、さすがに前述のようなことにはならないと思われるが、まだ新しい特許制度で認可された物質特許に基づく薬剤は無く、これまでは前述のようなケースが多い、というのが事実である。

5．特許制度

（1）特許制度概要

2005年4月に、特許法改正法が公布され、2005年1月1日に遡及して施行された。同法によって物質特許制度が導入された。但し、ひとつの問題点として、不特許事由に関して、特許法改正法の第3条において、以下のような、第3条の(c)(d)(e)項に該当するものは特許法の趣旨に該当する発明とはしない、とされた点があげられる。

第3条

(c)科学的原理の単なる発見，又は抽象的理論の形成，又は現存する生物、もしくは非生物物質の発見

(d)既知の物質について何らかの新規な形態の単なる発見であって、当該物質の既知の効能の増大にならないもの、又は既知の物質の新規特性もしくは新規用途の単なる発見、既知の方法、機械、もしくは装置の単なる用途の単なる発見。但し、かかる既知の方法が新規な製品を創り出すことになるか、又は少なくとも1つの新規な反応物を使用する場合は、この限りではない。

説明： 本号の適用上、既知物質の塩、エステル、エーテル、多形体、代謝物質、純形態、粒径、異性体、異性体混合物、錯体、配合物、及び他の誘導体は、それらが効能に関する特性上実質的に異ならない限り、同一物質とみなす。

(e)物質の成分の諸性質についての集合という結果となるに過ぎない混合によって得られる物質、又は当該物質を製造する方法

医薬品については、ある活性成分が発見されたとしても、当該物質の塩でも、結晶でも、あるいはエステル、エーテル、代謝物といった様々な形態で、ほんの少しだけしか違わないものであったとしても、非常に優れた性質を有する場合には、新たな医

薬品として開発可能であるということは、日本をはじめ先進国では認められているが、インドにおいては、前述のような不特許事由の条項が存在する為に、よほどのことがない限りこれらの物質に対しては特許が与えられないということが、ひとつの大きな問題点である。この点に関する現実の事件もある。

また、インド特許法においては、特許侵害とみなされない一定の行為について規定する第 107A 条において、ボーラー条項の追加、及び並行輸入に関する規定が置かれた。同条(a)項のボーラー条項というのは、アメリカやヨーロッパにもある制度で、医薬品を開発するにあたって、当局に提出するデータの作成に必要な特許の使用を免責するもので、その他の国々にあるものと同じようなものではある。

しかし、(b)項に規定されている並行輸入については、医薬品の場合、本来各国の薬事法によって規制される行為であり、普通はできないことであるが、インド特許法の 107A 条(b)項では、「当該製品を製造及び販売、又は頒布することを法律に基づいて適法に許可された者からの何人かによる特許製品の輸入」については、特許権の侵害とはみなされないとする同項の規定は、各国の実態と比べて特殊である。最近、フィリピンでもそうした条項が導入されたと聞きおよぶが、こうしたｲﾝﾄﾞの特許法における並行輸入に関する規定も、ひとつの問題となる条項である。

さらに、インド特許法においては、遺伝資源の出所開示義務として、生物学的な発明に基づく発明の場合は寄託が必要であるが、寄託以外に、明細書において生物学的素材の出所及び地理的原産地を開示することが要求されており、場合によっては、これが特許の無効理由になる、ということで、医薬品業界としてはこの点についても問題意識を持っている。

加えて、インド特許法において、特許付与前及び特許付与後という２回の異議申立制度がある、ということも問題である。医薬品との関連では、これまでに 40 件の特許付与前の異議申立がなされ、2007 年までに 26 件のﾃﾞｨｼｼﾞｮﾝがなされてきたが、その内、5 件しか特許が維持されなかった、ということである。このように、インドにおいては、特許付与前の異議申立制度が、先発の医薬品に対する特許を無効とする制度として、非常に有効に使われている、というのが現状である。尚、特許付与後の異議申立ては、これまでに１件もなされていない。

（２）エバーグリーニング条項の問題点

エバーグリーニング条項とは、前述のインド特許法第 3 条(d)項に規定されている不特許事由に関するものであり、医薬品が開発されても、既知物質の代謝物質、エステル、配合剤などは、有効性に関して有意な差が無い場合は、全て同一物質とみなし、改良薬として特許を認めないとする規定（エバーグリーニング条項）である。

インドがこのようなエバーグリーニング条項を導入した目的は、進歩性の程度が低い医薬品に関する発明は、エバーグリーニングを招くので、不特許事由とするものである。進歩性の程度が低い医薬品に関する発明が時間差をもって出される為に、基本

特許が満了しても、医薬品が次の特許で保護されて、なかなか後発品が出せない、というようなことを防ぐ為に、不特許事由とするものであり、進歩性とどこが異なるのか、よくわからない制度である。但し審査では、不特許事由というよりは、むしろ新規性や進歩性と同様に、あたかも特許要件のひとつとして適用されている。

この特許法第 3 条(d)項が使われた例として、Novartis 社の慢性白血病治療薬グリベックの結晶特許出願が、同条項によって拒絶査定となった、という例がある。このグリベック結晶特許出願は、欧米では特許成立している、新規性、進歩性のあるものである。

エバーグリーニング条項の問題点としては、次のような点があげられる。すなわち、新規用途のように、場合により新薬開発と同様に高額な開発費が必要となる医薬品の改良型イノベーションに対しては、特許取得が困難となる、という問題がある。但し、実際の審査を見てみると、最近では結晶及び用途特許が認められている例もあり、審査官の判断がかなり揺れている模様である。しかし、ひとたび特許が認められたとしても、その後訴訟になった場合に裁判所がこれを認めるか否かは、多少疑問なところがある。

なお、インドにおける特許審査は質が低い、あるいは滞貨が多いということで、日米欧等さまざまな国が審査の質改善への要請・支援を行っているが、2007 年度の特許査定数は、15000 件強ということで、2006 年度の倍となっており、2008 年度においてはさらに増加すると言われており、審査は進行していって、滞貨は多少減っていくのではないかと期待は持てるものの、実際の審査の質については、4 箇所ある特許庁間あるいは審査官によってかなりバラツキが大きいようで、また拒絶理由がまったく判然としない場合も多々あるようである。また、審査着手から査定までに 1 年間という制限があるのでその間に対応しなければならないが、場合によっては拒絶理由通知がかなり遅く到着し、ほとんど対応に時間が取れないといった問題もあり、やはり審査についてはまだ改善が必要であろうと思われる。

（3）Novartis 事件

前述の、特許法第 3 条(d)項が使われた例としてあげた、Novartis 社の慢性白血病治療薬グリベックの結晶特許出願が同条項によって拒絶査定となった事件は、以下のようなものであった。

(ｲ)経緯

- 1998 年 7 月：グリベック結晶特許出願
- 2003 年 11 月：EMR*（排他的販売権）取得
- 2004 年 1 月：EMR に基づく仮差止命令（チェンナイ高裁）
- 2005 年以降 ：グリベック結晶特許出願に対する付与前異議申立が多数提起された。
- 2006 年 1 月：特許庁での拒絶査定
- 2006 年 8 月：チェンナイ高裁に提訴

＊拒絶査定の取り消し

＊TRIPS 協定違反、憲法違反

・2007 年 4 月：拒絶査定の取り消しについて、インド知的財産権上訴委員会（IPAB）に移送

・2008 年 8 月：TRIPS 協定違反、憲法違反に関する判決

*EMR：物質特許制度の導入までの暫定処置として 1999 年特許法改正時に制度化。
取得条件：他の WTO 加盟国で特許が出願され且つ販売承認済みの場合

(ﾛ)判決内容

2007 年 8 月 6 日：チェンナイ高裁

＊争点１：

・特許法第 3 条(d)項が、特許の対象を規定した TRIPS 協定第 27 条に違反する。〔第 27 条が限定列挙する除外対象に、インド特許法 3 条(d)項の対象は含まれていない。〕

＊チェンナイ高等裁判所の判断：

・インド特許法第 3 条(d)項が TRIPS 協定第 27 条違反か否かの判断は、インド国内裁判所では行えない。

・その判断は、WTO の DSB（紛争解決機関）に委ねられるべきである。

↓

TRIPS 協定違反でないと判示していない

＊争点２：

・インド特許法第 3 条(d)項の、その物質について「既に知られている有効性の向上」という文言自体が曖昧であり、明確な基準を欠いたままでの解釈・運用は、特許庁長官の専断的な権限の行使を認めることとなるため、インド憲法第 14 条（法に下で平等）にも違反する。

＊チェンナイ高等裁判所の判断：

・憲法第 14 条違反とする為の「専断的」とは、最高裁判決で既に示されている程度の明白な「専断性」でなければならず、「特許庁長官の権限の濫用の可能性」という程度のみでは、国民の民意により制定された法律の有効性を問う根拠にはならない。

↓

憲法違反でない

（4）その他の係争

インド特許法第 3 条(d)項に関するその他の係争としては、以下のような案件がある。

(ｲ) Valgancyclovir：Roche 社の CMV 薬　2008 年 12 月

・チェンナイ高等裁判所は、登録前異議手続きにおいて、ヒアリングを行わなかった特許庁に対し、再審査を命じた。
ボンベイ高等裁判所は、後発品を販売した Cipla に対して差止仮処分を認定した。

(ﾛ) Tarceva：Roche 社の抗腫瘍薬　2008 年 3 月

・デリー高等裁判所は、Roche の物質特許に基づく仮差止請求を認めなかった。理由は、置換基変換体が特許法第 3(d)項の誘導体に該当しないか、非自明な発明と言えるか、差止しなければ回復できないダメージがあるか、公衆衛生への影響を考慮する必要は無いか、等について直ちに判断できない為で、本訴は継続中である。

（５）並行輸入の問題点

特許侵害とみなされない一定の行為について規定する、インド特許法第 107 A 条においては、以下のように規定されている。

第 107A 条

本法の適用上、

(b) 当該製品を製造及び販売又は頒布することを法律に基づいて適法に許可された者からの何人かによる特許製品の輸入については、特許権の侵害とはみなされない。

この規定により、法律に基づいて適法に許可された者からの何人かによる特許製品の並行輸入は侵害とはみなされない。つまり、特許のない国で製造された製品を特許のあるインドに輸入する行為といったことはあるわけであるが、こうした行為は、特許権の侵害とみなされるか否かが判然としない部分がある。

但し、現在作成中のガイドライン（案）においては、このような行為については特許侵害、と明記されており、必ずしも第 107A 条の条文があるからということで、すぐに問題となる侵害とされないわけではないかもしれないが、今後ウォッチしていく必要があると思われる。

（６）遺伝資源と知財との問題

インドの特許法では、遺伝資源と知財に関することは、第 10 条に以下のように規定されている。

第 10 条　明細書の内容

(4) 各完全明細書については,

(ii) 出願人が(a)及び(b)を満足する方法で記述できない生物学的素材を明細書に記載しており、かつ、当該素材が公衆にとり入手不能の場合は、当

該出願は、ブダペスト条約に基づく国際寄託当局に当該素材を寄託することにより、かつ，次の条件を満たすことにより，完備されたものとする。すなわち、

(D) 発明に使用されているときは, 明細書において生物学的素材の出所及び地理的原産地を開示していること

この規定により、インド特許法上では、地理的原産地を記載しなければ特許は無効となる。しかし、出所は開示できるが、原産地についてはわかないといった場合もあり、そういった場合には特許は無効とされるのは不合理であるので、こうした規定については改善の必要があると考える。

また、生物多様性条約（CBD）に関連した知的財産の問題としては、遺伝資源の特許出願における出所開示、伝統的知識の取扱いなどについては国際的に議論されているが、特に『アクセスと利益配分』は、遺伝資源提供国と利用国の間での議論が平行線となり、解決の糸口が見えていない状況にある。但し、日本の製薬企業は、遺伝資源を使用する場合は、提供国との間で契約を締結して使用しており、CBD の精神にのっとったような形でそれらの資源を使用しているので、日本の製薬企業が資源提供国との間で問題となった事例は無い。日本でこの問題が顕在化しているのは健康食品業界のようである。

このように、原産地の出所開示を義務化し、更にそれに違反した場合は特許無効とすることについては、知財上の問題とは本質的に違うということで反対したい。また、CBD との関係では、2010 年に日本を主催国として名古屋で COP10 という締約国会合が開かれ、それに向けて定義の問題や国際的な枠組みのあり方等、様々な問題について検討されているが、それらの検討が不当なものとならないように働きかけていきたいと考える。

6．データ保護

2003 年 3 月、技術革新型企業が審査当局に提出した臨床試験データ等に対して、原則として 4 年間のデータ保護を認める方針が示されたが、国内の対立の調整がつかず、現在も制度化されていない。

7．日本製薬工業協会の要望事項

日本製薬工業協会としては、インドにおける医薬品に関する知的財産保護に関しては、以下のような点に関して問題認識、要望を持っている。

⑴ 承認申請データ保護について

＊問題点：

・TRIPS 協定第 39 条 3 項で定められている承認申請データ保護が不十分である。TRIPS 協定で定められている承認申請データ保護について、「薬事法及

び施行規則」で一応４年と理解しているが、現状ほとんど機能していないと言わざるを得ない。

＊要望内容：

・新薬に係わる承認申請データは、多額の研究開発費を投入し、長期間に亘る研究開発の最も重要な成果であって、重要な知的財産である。欧州、カナダにおいては８年のデータ保護制度が整備され（欧州ではさらに２年間の市場独占期間）、日本においても同様な制度である再審査期間が８年に延長された。新薬の研究開発を推進するインド国内製薬産業の育成・発展の為にも、インドにおいても、同様な承認申請データの保護制度を要望する。

(2) 特許発明の対象について

＊問題点：

・インド特許法では新規化合物の特許は認められてはいるが、第３条(d)項で、塩、エステル、エーテル、多形体、その他の既知の物質の派生物はすべて同じ物質とみなされて、既知の効能が増大することが実証されないかぎり、特許発明の対象とならないこと及び既知物質の新規用途の単なる発見は特許発明の対象とならないことが定められている。

＊要望内容：

・特許法第３条(d)項は解釈により、多数の国で特許発明として認められている既知の物質の派生物及び新規用途についても、特許発明の対象とすることは可能であると考える。従って、国際的ハーモナイゼーションの為、また、インドでの改良品を含む新薬の研究開発の奨励及び有用な医薬品による医療環境の改善と国民の健康と福祉向上の為にも、現在作成中の MANUAL OF PATENT PRACTICE AND PROCEDURE により、既知の物質の派生物及び新規用途について、充分な特許保護が得られるよう要望する。

(3) 特許の審査について

＊問題点：

・医薬品特許の審査が始まってから３年程度経過し、初期に比べれば審査はスムーズになり、また一定の基準で審査されるようになったと考えられる。しかしながら、依然、拒絶理由が不明確である等、充分とは言えない部分がある。また、１年の審査期限では審査の進み具合によっては、出願人側に充分な検討期間が得られない場合がある。

＊要望内容：

・現在作成中の MANUAL OF PATENT PRACTICE AND PROCEDURE を、早急に完成させ、当該マニュアルを普及させるよう要望する。

・１年の審査期限を撤廃又は延長できるようにし、審査期限までに充分な検討時間が持てるような対応を要望する。

Ⅲ．国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）の最近の取り組み

（齋藤 委員）

国際知的財産保護フォーラム（International Intellectual Property Protection Forum、略称 IIPPF）では、2008 年度中に、中華人民共和国、サウジアラビア王国、アラブ首長国連邦（ＵＡＥ）に官民合同のミッションを派遣し、訪問先の政府機関等と知的財産保護について意見交換等を行った。以下は、その概要である。

《 中華人民共和国 》

１．2008 年度訪中団の位置づけ

IIPPF は、2002 年 12 月の第 1 回目の官民合同訪中団の派遣以来、これまで５回にわたって中国に訪中団を派遣してきた。

2008 年度は、前年度と同様に「協力と要請」を基本方針として、実務レベルおよびハイレベルのミッションを派遣した。これは、第 6 回目の訪中団の編成になる。2007 年度までは実務訪中団が先行し、その結果を受けてハイレベル訪中団を編成するという順序であったが、2008 年度は、実務レベルの派遣を中国の法令改正等の時期に合わせ、タイムリーかつ絞り込まれたテーマの下で充実した意見交換が行えるように、法令改正対応と法令改正以外のエンフォースメント等の分野に分けて実施した。即ち、専利法改正ミッション（2008 年 6 月 9 日～12 日）、インターネット上における著作権侵害問題改善のためのコンテンツ海外流通促進機構（CODA）ミッション（2008 年 6 月 1 日～6 日）及びエンフォースメント当局訪問ミッション（2008 年 9 月 21 日～24 日）の 3 回に分けて実施したのである。

この時期、中国において「2008 年知的財産権保護行動計画」が公表され、6 月 5 日には国務院から「国家知的財産権戦略綱要」が公表された。中国が知的財産権に関する国家戦略を定めたのは画期的なことである。

中国は 2001 年 12 月に WTO に加盟して 8 年目に入った。中国において知財制度の整備が一段落し、これから知財を国家運営の基盤と位置づけて市場経済体制を構築することになる。

この状況を踏まえ、今後の日中知財交流の方向付けを行うことを目的としてハイレベル訪中団が編成され、2009 年 2 月 11 日（火）から 12 日（水）にかけて北京の関係機関を訪問した。会談日程の都合で、11 日は訪中団を 2 班に分けて編成した。

以下は、ハイレベル訪中団の概要である。

２．ハイレベル訪中団の概要

（１）趣旨

知的財産保護に関係する中国政府機関に対して、模倣品・海賊版問題への取組強化、日本の地名等の第三者による冒認出願への対応強化、2008 年６月に中国政府が発表した知的財産政策の基本となる「国家知的財産権戦略綱要」の着実な実行等を要請するとともに、両国間の知財保護に関する協力について意見交換する。

（２）代表団の構成

訪中団の団長は IIPPF 座長（中村邦夫パナソニック株式会社会長）が務め、政府代表として経済産業副大臣（高市早苗衆議院議員）が参加した。
ミッションの総勢は約 60 名で、民間団体・企業の代表者および政府関係者（経済産業省、特許庁、内閣官房知的財産戦略推進事務局、外務省、文化庁、農林水産省）などで構成された。

３．訪問先および主な協議結果

（１）商務部［全体総括。崇泉部長助理出席］

・知財保護分野での日中間の協力の重要性について、双方の認識が一致した。
・インターネット上の知財侵害対策について、その重要性を確認した。
・産業界から「国家知的財産権戦略綱要」の実施の徹底、および IIPPF 訪中団との交流を来年度以降の「知的財産権保護行動計画」に明記することなどを要請し、先方から前向きな回答を得た。

（２）全国人民代表大会［国権の最高機関。方新常務委員会委員出席］

・今後改正予定の主要な知的財産法（商標法、反不正当競法等）について、改正事項に関する意見交換等の日中間の協力を推進することの重要性を確認した。

（３）国家知識産権局［専利法（特許、実用新案、意匠）所管。田力普局長出席］

・「国家知的財産権戦略綱要」に記載された人材育成等の主要テーマについて、日中双方から取組や経験を紹介するシンポジウムを北京市で開催することを日本側より提案し、双方で合意した。
・改正専利法（特許法・実用新案法・意匠法に相当）等に関するセミナーを日本で開催することを日本側より提案し、双方で合意した。具体的なテーマについては、今後さらに調整する。

（４）国家工商行政管理総局［商標法、反不正当競争法所管。付双建総局副局長出席］

・「青森」「岡山」「奈良」等の地名、「ひじき」等の普通名称等の商標出願への対応について改善を要請し、中国から前向きな回答を得た。

・模倣品の取締強化に関して、①全国統一的な法執行の確保、②再犯・巧妙事案に対する一層の取締強化、③反不正当競争法上の形態模倣行為規制の導入を要請し、中国から前向きな回答を得た。
・商標制度に関する情報交換等日中間の協力を強化していくことで一致した。

（５）国家質量監督検験検疫総局[製品品質法所管。馬雪冰執法督査司副巡視員出席]
・製品品質法に基づく取締強化に関して、全国統一的な法執行の確保、違法農薬の取締強化を要請し、中国側から前向きな回答を得た。

（６）最高人民法院[司法機関。孔祥俊民事第三法庭副庭長出席]
・知財に関する司法保護強化に関して、「知的財産権専門法廷」の早期設置、全国レベルでの裁判官の能力向上等を要請し、中国側から検討し努力している旨の回答があった。前者については、現在、民事・行政・刑事の３法廷に分けて審理しているところを１法廷で一括審理することを試行中であり、この結果を総括し評価した上で、まず、１法廷化の是非の結論を出し、日本の知財高裁にあたる組織の検討はその次のステップになる、との説明を受けた。
・今後の知的財産に係る司法関係者の交流を継続することで一致した。

（７）国家版権局[著作権法所管。許超副司長出席]
・著作権保護における日中協力を推進することで一致し、版権局職員日本招聘の継続的実現を確認した。
・インターネット上における著作権侵害対策強化(信頼性確認団体による簡易手続きの確立)を要請し、中国側から前向きな回答を得た。

（８）国家林業局[種苗法所管。劉立軍国際合作司処長出席]
・植物品種保護条例における保護対象植物のさらなる拡大を要請し、中国側から前向きな回答を得た。
・第２回東アジア植物品種保護フォーラム開催（開催地：中国）の成功に向けて緊密に連携していくことで一致した。

《 サウジアラビア王国、アラブ首長国連邦 》

1．「知的財産保護官民合同中東訪問代表団」の編成

2007 年度、IIPPF 会員の関心事を把握するために「中国以外への、ミッション派遣対象国要望アンケート」を実施した際に、インドに次いで関心が高かったのが中東地域である。インド・ミッションは 2008 年 2 月に実施したので、2008 年度は会員のニーズを反映して、中東を訪問することになった。

中東地域は、中国・東南アジアを含む東アジアで生産された自動車部品や電気製品等の模倣品や海賊版が、ＥＵやアフリカ等の市場に輸出される際の流通拠点になっている、と多くの企業が指摘している。ＥＵ市場で発見した模倣品の出所を調査すると、ＵＡＥを経由してきた中国製であった、というケースがしばしば報告されている。また、ＵＡＥはイランを含む中東市場への流入ルートにもなっている、と懸念する企業が多い。中東の人口は少なく、その国内市場もさほど大きくはない。サウジアラビアが 2,400 万人で、ドバイを含むアラブ首長国連邦（ＵＡＥ）は 450 万人である。IIPPF の多くの企業は、権利者の被害の規模は、中東市場においてよりも、中東を経由してＥＵ他の最終消費地における方が大きいと考えている。

また､ＵＡＥの隣国のサウジアラビア王国は2005年にWTOに加盟したばかりで、知的財産の保護に大きな関心を持ち、取締り能力の向上に取り組もうとしていることが、IIPPF に伝わってきた。

こうして、プロジェクトメンバーを募集した結果、幹事に社団法人日本自動車工業会（JAMA)、副幹事に社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）が就任し、訪問する対象国をＵＡＥとサウジアラビア王国に絞り、同地域における模倣品・海賊版被害の実態の把握、法制度の分析を行った上で、知的財産保護官民合同中東訪問代表団を派遣することを決定した。

代表団の派遣に先立ち、現地法律事務所との意見交換および特定限定メンバーによる現地事前出張を実施する等の準備を重ねた。

総勢 23 名で編成した官民合同中東訪問代表団は、2009 年 1 月 24 日（土）～1 月 29 日（金）の間、サウジアラビア王国とＵＡＥの知財関連の 9 機関を訪問し、法制度の整備やエンフォースメントの強化について情報交換するとともに、改善を要請した。中東では、流通拠点の浄化が主な関心事であるので、訪問先は、制度全般を総括する立場の商工業省等、税関および警察に絞った。

なお、サウジアラビア王国および首都リヤドの中央官庁は、通常、土曜日・日曜日が稼働日になっているので、中東訪問代表団は、23 日（金）深夜にリヤドに着いた後に 24 日(土)と 25 日（日）に会議等を行い、その後ＵＡＥに移動して会議等を行うという、フル稼働の日程を組むことができた。

各訪問先では、①訪問先の取締り機関が権利侵害疑義物品を発見した際に連絡すべき日本の権利者（企業）側のコンタクト・パーソン・リスト（現地で、アラビア

語で、当局担当官と直接対応できる者）を各相手先に提供するとともに、②真贋判定セミナーの実施等の日本側からの協力事業を提案するなどした。

さらに、ミッションの派遣に併せてサウジアラビア王国およびドバイ首長国において、税関等知財関連機関の職員向けの真贋判定セミナーを開催し、日本企業の製品の真贋判定手法等の情報提供を行った。

こうして、訪問先の知財関係政府機関との協力関係の基盤を構築することができた。

２．中東訪問代表団の概要

（１）代表団の構成

中東訪問代表団の団長は日本自動車工業会（JAMA）、副団長は電子情報技術産業協会（JEITA）が務めた。総勢は 23 名で、民間団体・企業の代表者および政府関係者（経済産業省、財務省、外務省）などが参加した。

（２）「サウジアラビア王国」の訪問先および主な協議結果

①全体概要

・自動車部品や電化製品を中心に模倣品被害が多く、同国政府もこれを認識している。品質劣悪な模倣品からの消費者保護という観点から、模倣品撲滅に前向きに取り組んでいる。サウジアラビア王国は 2005 年に WTO に加盟したところであり、それ以降、知的財産の保護に関する取組が強化されつつある。現在、同国の法制度・体制等は整備途上にあり、今後の日本側からの継続的かつ効果的な働きかけが重要であると考えられる。

②関係政府機関（商工業省、税関）

・商工業省においては、同国の知的財産保護に係る政府機関を束ねる組織（IPR Standing Committee）の事務局から、政府の知的財産保護に関する概要の説明がなされ、同国内における模倣品摘発担当の部署（ACFD：Anti Commercial Fraud Department）から、摘発体制・件数等、同国の取組について全体的な説明を受けた。残念ながら討議時間が足りず、団員が十分に理解するには至らなかった。

・水際の差し止めを担当する税関では、基本的な制度を整備中である。先方から日本税関の取組に関して積極的な質問があり、日本側の権利者との情報交換の方法について具体的な議論が行われる等、前向きな姿勢が示された。IIPPF 側から、情報交換の対象にする情報および情報交換の方法（デジタル写真、メール等）を後日提案し、相互に検討することを確認した。

③知財セミナー（日本側説明：財務省から税関業務、企業から真贋判定方法）

・商工業省及び税関の担当職員が合計 73 名参加し、盛況であった。先方から、

「日本企業が、製品の真贋判定に関する情報を提供することが重要である」旨が繰り返し指摘され、各企業の発表に対して活発な質問があった。日本政府の知財保護の取組についても関心が高く、多くの質問が寄せられた。

・「日本企業の製品の値段が高いことが、模倣品が流通する原因である」という意見が複数あった。模倣品取締りは、品質劣悪な商品からの消費者保護に重点が置かれ、ブランド等の知的財産権保護を目的とする声は少ない。

（２）「アラブ首長国連邦」の訪問先および主な協議結果

①全体概要

・中国等で製造された模倣品が、同連邦を経由して周辺諸国およびＥＵ・アフリカ等の市場に流出するケースが多く、連邦の各関係機関もこれを認識している。各首長国・機関により取組の程度に差はあるが、いずれも基本的に前向きに対応する姿勢が示された。今後は、関係機関ごとに個別のアプローチをすることが必要になる。ＵＡＥの首長国（ドバイ等）では、国が Free Trade Zone のフル活用を国家戦略の中心に掲げ、収益源にしているので、特に、トランジット貨物の取扱量が多い首長国では、幹部層へのアプローチが必要である。

②連邦政府（経済省＝在アブダビ）

・商標法に関する日本側の質問に対し明快な回答を得た。ドバイを中心に問題が生じている模倣商標ラベルだけの取引も、処罰対象になると明言した。

・現在、最終調整中の GCC（Gulf Cooperation Council＝湾岸協力会議）諸国内の統一商標法は TRIPS 協定に合致するものであり、罰則も厳しくする予定とのことである。

・IIPPF との知的財産保護に係る連携が歓迎された。具体的な連携方法は IIPPF からの提案を受けて検討することになる。

③ドバイ首長国（経済開発局、警察、税関、政府系企業＝Dubai Port World）

・ドバイ首長国内での模倣品摘発を担当する経済開発局は、日本側が要請した摘発に係る重要関連情報の開示について、早急に対応することを約束した。また、IIPPF との今後の連携についても、前向きに対応する意向を示した。

・国内の模倣品摘発を担当する警察は、模倣品の押収費用が権利者負担であると明言した。なお、メディアが摘発を報道することについては前向きな発言があった。

・Free Trade Zone を含む水際の模倣品摘発を担当し同国の模倣品摘発において大きな役割を果たす税関は、取組に熱心であることをアピールしつつ、一般的な取組概況を説明した。個別事案に関する情報開示、トランジット貨

物に対する摘発強化等の日本側の要請に対しては、明快な回答を得られなかった。

・ドバイ税関における輸出入貨物に係るリスク情報分析システムを構築している政府系企業（Dubai Port World）から、「最近、新システムをドバイ税関に納入した。これに効果的に関連情報を入力すれば、税関における差止件数が増加する」との説明および「税関の取扱量は膨大で、これが国の重要な収益源にもなっている。真に対応強化を促すにはトップ層への働きかけが重要である」との示唆があった。

④シャルジャ首長国（市庁、経済開発局、税関）

・シャルジャ首長国内での模倣品摘発を担当している市庁の働きについては、団員の多くが「中東ナンバー・ワン」と評価しており、今回の訪問時にも同国の最近の取組が詳細に説明された。また、IIPPF との今後の具体的な協力・連携が確認され、同市庁から IIPPF に対して、真贋判定を支援するための「ラボ」設立構想案が示された。この詳細については、後日、先方から IIPPF に提案される予定である。

・国内での模倣品摘発を担当している経済開発局では、予定していた担当者が模倣品摘発活動のために急遽欠席したため、同局の概括的な取組説明を受けるに止まった。

・水際での摘発を担当する税関では、日本側の質問に対する詳細な回答があり、前向きな姿勢が示された。同首長国の制度はまだ整備されたばかりで、今後、日本産業界との協力関係を深めたいという意向が示された。同首長国は既に「Brand Protection Group（BPG＝知的財産保護に係る欧米系企業の団体）」との間で知財保護活動に関する MOU を締結済みであり、IIPPF との間の MOU も歓迎するとの意向が表明された。

⑤Brand Protection Group（BPG）

・BPG は、2005 年にドバイ経済開発局の認可を受けた、ＧＣＣ諸国及びイエメンにおける知的財産保護に関心が高い欧米系企業および弁護士等の現地代理人で構成される団体である。現在、代表幹事はネスレ社が務めている。

・BPG は、中近東地域で、政府機関へのロビイング、セミナー、啓発活動を継続して実施している。

・今後、IIPPF と連携してロビイング、セミナー等の協力関係を構築することについて討議した。

⑥知財セミナー（日本側説明：財務省から税関業務、日本企業から真贋判定）

・訪問先の担当職員が合計 35 名参加した。日本企業の製品の真贋判定の方法や、日本政府による知財保護の取組に関する質問が多く、高レベルの質疑応答が行われた。

（３）中東地域における今後の活動の方向

・各訪問先との討議結果を踏まえ、必要事項について、継続して関係機関に要請・協力提案等を行っていく。

・トランジットや保税地域に関しては、中東に限らず、まだ十分に有効な対策が無い。官民連携して、効果的なリスクマネジメント手法を編み出すことが望まれる。

第３章　経済連携協定（EPA）における知的財産権保護

Ⅰ．日本・スイス経済連携協定（EPA）における知的財産権保護

１．日本・スイス経済連携協定の交渉経緯

（１）政府間共同研究会

・1998 年以降様々な機会に、スイス側より日・スイス FTA 締結に向けた検討の申し入れ
・2004 年 10 月、ダイス大統領（当時）より小泉総理（当時）に対し、日・スイス間の FTA 締結への関心を表明
・2005 年 4 月、シュミート大統領（当時）訪日時の首脳会談にて、広く二国間の経済関係のあり方について政府間共同研究会を開始することに合意
・2005 年 10 月から 2006 年 11 月までに計 5 回の会合を開催

> 両国の経済界にとって、知的財産権を保護することが優先度の高い課題であるということ、知的財産に関する協力を強化する措置を含め、TRIPS 協定の義務以上の約束を検討するべきであることにつき合意された。
> また、両国が知的財産権を高水準で保護していること、特許申請手続きを速めるため特許制度を簡素化し調和すること、模倣品対策について現在行われている協議のような、両国間の知的財産に関する現在の協力に留意がされた。

（２）日本・スイス経済連携協定交渉

・2007 年 1 月　交渉開始を決定
・2007 年 5 月から 2008 年 6 月までに計 7 回の会合を開催
・2008 年 9 月　第 8 回目の会合結果を受けて大筋合意
・2009 年 2 月　署名
※今後、我が国、スイス双方で国会の承認を得て、可能な限り早期の協定発効を目指す。

２．日本・スイス経済連携協定における知的財産権に関する両国の関心事項

（１）日本の関心事項

① 高水準の知財保護
・日本とスイスは知財保護水準も同程度であり、考え方にも共通点が多い。
・交渉の際には産業界の関心等を踏まえ、高水準の知財保護に向けた協力を実施。

② 模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）

・模倣品・海賊版の拡散防止に関する法的枠組みを先取りする形で盛り込む。

（2）スイスの関心事項

① 特許の保護対象や保護期間の延長

・バイオテクノロジー発明、医療機器を特許保護対象とする。
・人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法について、保護可能な範囲を明確化する。
・医薬品及び農薬に関する特許につき、最大５年間の期間延長を認める。
・期間延長時に「承認までに要した時間のロス」の追加延長を認める。

② 医薬品等の承認申請時の非開示情報の扱い

・TRIPS 協定第 39 条 3 項において規定されている、医薬品等の販売承認申請時に提出される非開示データの取り扱いを明確化。

③ 商標保護対象

・におい、音、動作を商標保護対象とする。

④ GI（地理的表示）

・ワイン・スピリッツ以外のチーズ・チョコレート等の産物に対しても GI の保護を付与。

⑤ 著作権

・登録なしに創作時に保護の対象とする。保護期間については、著作権は 70 年、コンピュータ・プログラムは 50 年、著作隣接権は 50 年。

⑥ 模倣品・海賊版対策

・模倣品・海賊版の問題は一国では対応不可能。本分野において他国とどのように協力できるか検討。

３．日本・スイス経済連携協定の知的財産に関する章の概要

日本・スイス経済連携協定において、知的財産に関する章は、協定の第 11 章として独立に設けられ、第 107 条から第 129 条までの 23 の条文と、地理的表示に関する付属書 10 からなる。既に TRIPS 協定等既存の国際約束に規定された水準を上回る知財保護制度を有する先進国同士の協定であることから、今後の欧米先進国との EPA 交渉に先んじて、知財保護の包括的かつハイレベルな規定を設けたモデルケースとして位置づけられる。包括的な知的財産権保護の対象（地理的表示及び関連する表示、植物新品種を含む）、TRIPS 協定の保護水準を超えるエンフォースメントの規定、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）についての規定が盛り込まれた点が特徴。また、知的財産に関する協議メカニズム（知財小委員会）を設置している。

４．日本・スイス経済連携協定の知的財産に関する章の条文の特徴

日本・スイス経済連携協定の中の知的財産に関する章である『第 11 章（知的財産)』及び『附属書X（地理的表示)』の条文を、この項の後のページに掲載するが、その主な特徴は以下のような点である。

＊一般規定（第 107 条）

＜目的＞

(1) 知的財産の十分にして、効果的かつ無差別的な保護。

(2) 知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性の促進。

(3) 知的財産権を十分かつ効果的に行使するための措置。

＜知的財産権の定義＞

知的財産を、ａ）第 114 条から第 121 条までの規定、すなわち、「著作権及び関連する権利」、「商標」、「意匠」、「特許」、「植物の新品種」、「地理的表示及び関連する表示」、「不正競争」、「販売承認手続における試験データの取扱い」の規定の対象となるもの、及び TRIPS 協定又は当該協定に規定する関連する国際協定に基づくものと定義。

＜国際協定＞

すでに締結している知的財産に関する国際協定についての確認に加えて、まだ締約国になっていない多数国間の協定（PLT、シンガポール条約）を批准し、又はこれに加入するように努める旨規定。

＊内国民待遇、最恵国待遇（第 108 条、109 条）

TRIPS 協定第 3 条～第 5 条に従う旨規定。

＊手続事項の効率性の向上（第 110 条）

知的財産に関する自国の行政上の手続の効率性を向上させるための適切な措置をとる旨規定。

＊知的財産権の取得（第 111 条）

保護期間が不当に短縮されないように、登録又は付与のための手続を合理的な期間内に行うことを確保する旨規定。

＊透明性（第 112 条）

＜出願、登録に関する情報＞

ⅰ）特許の出願及び付与、ⅱ）実用新案及び意匠の登録、ⅲ）商標の登録出願及び登録、ⅳ）集積回路の回路配置の登録、ⅴ）植物の新品種の登録出願及

び登録、に関する情報を公開し、及びこれらに関する一件書類に含まれている情報を公に利用可能なものとする旨規定。

＜権利行使に関する情報＞

国境措置における申立てに関する情報、効率的な権利行使を確保するための自国の活動に関する情報、その他の知的財産の保護に関する制度に係る情報について、公衆が利用することができるようにする旨規定。

＊知的財産の保護についての啓発の推進（第 113 条）

知的財産の保護についての啓発を促進するための必要な措置をとる旨規定。

＊著作権及び関連する権利（第 114 条）

＜保護の対象、実演家、放送機関の権利＞

著作物の著作者、実演家、レコード製作者及び放送機関に対し、それぞれ著作物、実演、レコード及び放送に関する保護を与える旨、実演家に対し、視覚的実演について、実演・レコード条約（WPPT 条約）第 5 条、第 6 条で定められる保護レベルを与える旨規定。ローマ条約第 13 条に定められた放送機関の権利のレベルに加えて、放送機関が、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において放送の利用が可能となるような状態に放送を有線又は無線の方法により置くことを許諾する排他的権利を確保する旨規定。

＜人格権＞

ベルヌ条約第 6 条の 2 で定められる著作者人格権のレベルを規定。また、必要な修正を加えて実演家に認められる旨規定。

＜保護期間＞

著作物については、ベルヌ条約第 7 条（死後 50 年まで）、TRIPS 協定第 12 条（自然人の生存期間に基づき計算されない場合、権利者の許諾を得た公表の年から少なくとも 50 年）で定められる保護期間のレベルを規定。レコードについては、WPPT 条約第 17 条で定められた保護期間のレベルを規定。実演、放送については、ローマ条約第 14 条で定められた保護期間を 50 年まで延長して規定。また、特定の種類の著作物について、著作者の生存の間及びその死後少なくとも 70 年、権利者の許諾を得た公表が行われた時から少なくとも 70 年、又は著作物の製作から 70 年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合にはその製作の時から少なくとも 70 年と規定。

＊商標（第 115 条）

＜保護の対象＞

TRIPS 協定上で定められた保護の対象に加えて、「立体的形状」を規定。

＜商標権の効力＞

特許権者がその権利を行使できる行為として、TRIPS 協定上に定められた標識の「使用」に、標識が付された商品又は商品の包装を輸入及び輸出を含む旨規定。

＊意匠（第 116 条）

＜保護の対象、期間＞

部分意匠を含め、保護期間は 20 年以上を確保する旨規定。（TRIPS 協定上の保護期間は少なくとも 10 年。）

＜意匠権の効力＞

意匠権者がその権利を行使できる行為として、TRIPS 協定上に定められた「製造」、「販売」、及び「輸入」に加えて、「輸出」も規定し、さらに少量の物品の輸入又は輸出にも適用される旨規定。

＊特許（第 117 条）

＜保護の対象＞

TRIPS 協定上に定められた保護の対象を条件としつつ、バイオテクノロジーの分野、医療製品を特許保護対象とする旨規定。

＜特許権の効力＞

特許権者がその権利を行使しできる行為として、TRIPS 協定上に定められた「生産」、「使用」、「販売の申出若しくは販売」、「これらの行為を目的とする輸入」に加えて、「輸出」も規定。

＜販売承認手続のための不実施期間の補償＞

医薬品又は植物防疫製品に関する発明に与えられる特許に関し、自国の関係法令の定める条件に従い、販売承認手続きのための不実施期間の補償的な保護期間を定める旨規定。

＊植物の新品種（第 118 条）

UPOV 条約に定めるものと同水準の保護を与える旨規定。

＊地理的表示及び関連する表示（第 119 条）

＜保護の対象＞

TRIPS 協定第 22 条 1 項で定義される「地理的表示」に加え、ｉ）サービスの特定又は提示における表示であって、締約国の地理的場所の名称を含み、又はこれから構成されるもの（「サービスの表示」という。）、ⅱ）締約国の国名、スイス州名、国の紋章及び旗章並びに国又は地域の記章と定義される「関連する表示」を含める旨規定。

＜地理的表示及び関連する表示の効力＞

「地理的表示」については、TRIPS 協定第 22 条 2 項(a)、(b)、第 22 条 3 項、第 23 条 1 項、第 23 条 2 項の保護レベルを規定し、「サービスの表示」、「締約国の国名」、「スイス州名」については、公衆を誤認させるような方法での使用を防止するための法的手段を確保する旨、商標の登録を拒絶し、又は無効とすることを確保する旨、「国の紋章及び旗章並びに国又は地域の記章」については、商標又は商標の構成部分として使用又は登録されない旨、公衆を誤認させるような方法で使用してはならないことを確保する旨を規定。さらに、この規定により与えられる保護を「輸出」されようとする場合も含むことを規定。

＜付属書 10＞

付属書 10 に掲げられた表示は、当局による行為又は手続に影響を及ぼすことなく、地理的表示として保護されていることの情報源となる旨規定。

日本：蒸留酒（４；壱岐、球磨、琉球、薩摩)、酒（１；白山）

スイス：チーズ（１３）、肉製品（２）、パン・ケーキ・焼き菓子類（５）、蒸留酒（５）、ぶどう酒（９）、時計及び精密機械装置（４）、繊維製品（３）、機械、金属加工業及び技術業（１）、化学品、医薬品（２）

＊不正競争（第 120 条）

＜不正競争行為の対象＞

(a)競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為。

(b)競争の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張。

(c)商品若しくはサービスの性質、特徴、用途若しくは数量又は商品の製造方法について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張。

(d)周知の商品等表示と同一又は類似の商品等表示の使用、又はそのような同一又は類似の商品等表示を使用した商品の譲渡、引渡し、譲渡若しくは引渡しのための展示、輸出、輸入、若しくは電気通信回路を通じた提供により、他の者の商品又は営業と混同を生じさせる行為。

(e)自己の商品の表示として、他の者の著名な商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用し、または同一若しくは類似の商品等を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回路を通じて提供する行為。

(f)他の者の商品の形態を模倣する商品を譲渡し、貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為。

(g)不正な利益を得る意図又は他の者に損害を与える意図で、他の者の商品若し

くはサービスについての特定の表示と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為。

(h)商標権者の代理人又は代表者が、正当な理由なく、かつ、商標権者の承諾を得ることなく行う、次の行為。

(ⅰ)商標権者の商標と同一又は類似の商標を、商標権者の権利に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスに使用する行為。

(ⅱ)商標権者の権利に係る商品と同一又は類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回路を通じて提供するに当たり、同一又は類似の商標を使用する行為。

(ⅲ)商標権者の権利に係るサービスと同一又は類似のサービスを提供するに当たり、同一又は類似の商標を使用する行為。

＊販売承認手続における試験データの取扱い（第 121 条）

＜医薬品の試験データ＞

新規性のある化学物質を利用する医薬品の販売承認の申請に際して提出される非開示の試験データについて、最初の申請者により提出された試験データの利用又は参照を一定期間（承認から 6 年以上）防止することを規定。

＜農業用の化学品の試験データ＞

新規性のある化学物質を利用する農業用の化学物質の販売承認の申請について、（ａ）最初の申請者により提出された試験データの利用又は参照を一定期間（承認から 10 年以上）防止するか、（ｂ）同じ製品に関して先行する申請がある場合に、一定期間（承認から 10 年間）原則として試験データの一式すべてを提出することを要求する旨を規定。

＊権利行使に関する一般規定（第 122 条）

（ａ）不正使用及び違法な複製に係る問題に対処する公的又は私的な諮問機関の設置を奨励すること、（ｂ）利用可能な資源の範囲内で、知財権行使に関する自国の政府当局間の内部調整を促進し、共同行動を円滑にすること、に努める旨規定。

＊国境措置に係る権利行使（第 123 条）

＜国境措置の対象＞

知財権侵害物品の税関による停止について、TRIPS 協定で定める「不正商標商品」又は「著作権侵害物品」の「輸入」だけでなく、その対象とする知財権を「特許権」、「実用新案権」、「意匠権」、「商標権」並びに「著作権及び関連する権利」とし、「輸入」に加え、「輸出」（再輸出を含む）、「通過」（積替え及び保税運送）を規定。また、権利者の申立てにより又は職権により行う旨規定。

＜権利者への通知＞

権限のある当局は、停止された物品の荷送人又は荷受人及び輸入者または輸出者の氏名又は名称及び住所を場合によって権利者に通知する。明らかとなっている場合には、停止された物品の製造者の氏名又は名称及び住所を権利者に通知する旨規定。

＜救済措置＞

侵害物品であると認定されたものが権利者の同意なく自由な流通に解放されないこと及び停止された物品が自国の法令に従って廃棄されることを確保する旨規定。

＜保管および廃棄の手数料及び費用＞

権利者が、侵害物品であると認定されたものの保管及び廃棄の手数料及び費用を不合理に負担することがないことを確保する旨規定。

＜侵害物品の分析＞

権利者が、適当な場合であって自国の法令が許容する限度において、停止された物品の見本を権利者の費用負担によって分析することができるようにする旨規定。

＜簡易な手続き＞

異議がない場合において自国の法令に定める条件に従って用いられる簡易な手続であって、当局が停止された物品を押収又は廃棄するためのものを制定する旨規定。

＊民事上の救済に係る権利行使（第 124 条）

＜損害賠償＞

権利者が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、損害賠償を請求する権利を確保する旨規定。

＜賠償額の推定規定＞

故意又は過失による知財権侵害の損害賠償を請求する場合に、適用可能な場合には、実際の損害を計算できるか否かを問わず、（ａ）侵害品の譲渡数量×侵害がなければ販売できたであろう物品１個あたりの利益の額、（ｂ）侵害者が得た利益の額、（ｃ）権利の実施により権利者が受けるべきであった額、で例示される要素を考慮にいれて計算した金額が、当該侵害に起因する損害の額であると推定することができる旨規定。

＜相当な損害額の認定規定＞

経済的損害を立証することが極めて困難な場合、自国の司法当局が提出され

た証拠を全体として根拠とすることにより損害賠償額を認定する権限を確保する旨規定。

＊刑事上の制裁に係る権利行使（第 125 条）

＜制裁の対象＞

刑事上の手続及び刑罰を定める少なくとも故意により商業的規模で行われる行為として、TRIPS 協定で定める「商標の不正使用」、「著作権の違法な複製」に加えて、特許権、意匠権等の権利の侵害、不正競争行為等を規定し、また、物品の輸入、輸出又は通過させる行為を含む。

＜法人重課＞

企業の活動に関して又は商業的規模で行われるものに対する一層厳重な又は別個の刑罰を定める旨規定。

＜組織的犯罪＞

特許権、商標権又は著作権若しくは関連する権利の侵害、知財権の侵害に関する関税法上の違反が組織的な犯罪集団により行われる場合、自国の司法当局に犯罪収益及び当該犯罪収益から生じる財産を没収する権限を確保する旨規定。

＜ラベルの輸入＞

特定の商品について、登録商標と同一又は類似の商標を付されるラベルが、当該登録商標の指定商品又は類似商品に使用されることが意図されている場合には、ラベルの故意による商業的規模での輸入について適用される刑罰を定める旨規定。

＊インターネット・サービス・プロバイダ（第 126 条）

＜ISP の責任制限＞

権利者がウェブサイトに掲載したコンテンツによる権利侵害についてインターネット・サービス・プロバイダ（ISP）に主張を行う場合に、関係当事者が従うべき手続きが ISP により遵守されていることを条件として、ISP が当該コンテンツの削除について不当な責任を負うことを防止するための措置を定める旨規定。

＜情報送信者に関する情報の提供＞

権利者が権利侵害を主張するコンテンツについて、ISP に対し有効な通知をした場合に、権利者が情報送信者の身元に関する情報を ISP から迅速に入手できる旨規定。

＊協力（第 127 条）

自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、知的財産の分野に

おいて協力する旨、国際条約に関連する活動、国際機関における活動についての協力に努める旨規定。

＊知的財産に関する小委員会（第 128 条）

小委員会の設置、任務、会合の時期及び場所、構成について規定し、その任務として、（ａ）知財章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと、（ｂ）知的財産に関連するあらゆる問題について討議すること、（ｃ）合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること、（ｄ）合同委員会が委任するその他の任務を遂行することを規定。

＊安全保障のための例外（第 129 条）

TRIPS 協定第 73 条規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成す旨規定。

※ 次ページ以降に、日本・スイス経済連携協定『第 11 章（知的財産)』及び『附属書Ｘ（地理的表示)』部分の条文を掲載。

『Agreement on Free Trade and Economic Partnership between Japan and The Swiss Confederation』

Chapter 11 Intellectual Property

Article 107
General Provisions

1. The Parties shall grant and ensure adequate, effective and non-discriminatory protection of intellectual property, promote efficiency and transparency in the administration of their respective intellectual property protection systems and provide for measures for adequate and effective enforcement of intellectual property rights against infringement, counterfeiting and piracy, in accordance with the provisions of this Chapter and the international agreements to which both Parties are parties.

2. "Intellectual property" referred to in this Chapter means all categories of intellectual property:

   (a) that are subject of Articles 114 to 121; and/or
   (b) that are covered by the TRIPS Agreement and/or the relevant international agreements referred to in the TRIPS Agreement.

3. The Parties reaffirm their commitment to comply with the obligations set out in the international agreements relating to intellectual property to which both Parties are parties at the date of entry into force of this Agreement and any amendment thereto which becomes effective for both Parties, including the following:

   (a) the TRIPS Agreement;
   (b) the Paris Convention for the Protection of Industrial Property done at Paris on 20 March 1883, as revised at Brussels on 14 December 1900, at Washington on 2 June 1911, at The Hague on 6 November 1925, at London on 2 June 1934, at Lisbon on 31 October 1958, and at Stockholm on 14 July 1967 and as amended on 28 September 1979 (hereinafter referred to as "the Paris Convention");
   (c) the Patent Cooperation Treaty done at Washington on 19 June 1970, amended on 28 September 1979, modified on 3 February 1984, and on 3 October 2001;
   (d) the Strasbourg Agreement Concerning the International Patent Classification done at 82 Strasbourg on 24 March 1971, as amended on 28 September 1979;
   (e) the Budapest Treaty on the International Recognition of the Deposit of Microorganisms for the Purposes ofPatent Procedure done at Budapest on 28 April 1977,and amended on 26 September 1980;
   (f) the 1991 Act of the International Convention for the Protection of New Varieties of Plants of 2 December 1961 as revised at Geneva on 10 November 1972, on 23 October 1978, and on 19 March 1991 (hereinafter referred to as "the 1991 UPOV Convention");
   (g) the Protocol Relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks adopted at Madrid on 27 June 1989 and amended on 3 October 2006;
   (h) the Trademark Law Treaty adopted at Geneva on 27 October 1994;
   (i) the Nice Agreement Concerning the International Classification of Goods and Services for the Purposes of the Registration of Marks done at Nice on 15 June 1957, as revised at Stockholm on 14 July 1967, and at Geneva on 13 May 1977, and amended on 28 September 1979;
   (j) the Madrid Agreement for the Repression of False or Deceptive Indications of Source on Goods done at Madrid on 14 April 1891;

『日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定』

第11章 知的財産

第107条
一般規定

1. 両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、それぞれの知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を十分かつ効果的に行使するための措置をとる。

2. この章に規定する知的財産とは、次のすべての種類の知的財産をいう。

   (a) 第114条から第121条までの規定の対象となるもの
   (b) 貿易関連知的所有権協定又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの

3. 両締約国は、知的財産に関連する国際協定であって両締約国がこの協定の効力発生の日に締結しているもの及び両締約国について効力を生ずるその改正に規定する義務を履行することについての約束を再確認する。当該国際協定には、次のものを含む。

   (a) 貿易関連知的所有権協定
   (b) 1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正され並びに1979年9月28日に修正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約（以下この章において「パリ条約」という。）
   (c) 1970年6月19日にワシントンで作成され、1979年9月28日に修正され並びに1984年2月3日及び2001年10月3日に変更された特許協力条約
   (d) 1979年9月28日に修正された国際特許分類に関する1971年3月24日のストラスブール協定
   (e) 1977年4月28日にブダペストで作成され、1980年9月26日に修正された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約
   (f) 1972年11月10日、1978年10月23日及び1991年3月19日にジュネーヴで改正された1961年12月2日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この章において「1991年のUPOV条約」という。）
   (g) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択され、2006年10月3日に修正された議定書
   (h) 1994年10月27日にジュネーヴで採択された商標法条約
   (i) 1967年7月14日にストックホルムで及び1977年5月13日にジュネーヴで改正され並びに1979年9月28日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月18日のニース協定
   (j) 1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、及び1958年10月31日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する1891年4月14日のマドリッド協定及び同協定の1967年7月14日のストックホルム追加協定

(k) the Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works done at Berne on 9 September 1886, completed at Paris on 4 May 1896, revised at Berlin on 13 November 1908, completed at Berne on 20 March 1914, revised at Rome on 2 June 1928, at Brussels on 26 June 1948, at Stockholm on 14 July 1967 and at Paris on 24 July 1971 and amended on 28 September 1979 (hereinafter referred to as "the Berne Convention");
(l) the International Convention for the Protection of Performers, Producers of Phonograms and Broadcasting Organisations done at Rome on 26 October 1961 (hereinafter referred to as "the Rome Convention");
(m) the Convention for the Protection of Producers of Phonograms Against Unauthorized Duplication of Their Phonograms done at Geneva on 29 October 1971; 83
(n) WIPO Copyright Treaty adopted in Geneva on 20 December 1996; and
(o) WIPO Performances and Phonograms Treaty adopted in Geneva on 20 December 1996 (hereinafter referred to as "the WPPT").

4. In common recognition of the importance of the following multilateral agreements for international efforts to protect intellectual property, each Party seeks to ratify or accede to the following multilateral agreements to which it is not yet aparty:

(a) the Patent Law Treaty adopted at Geneva on 1 June2000;
(b) the Singapore Treaty on the Law of Trademarks adopted in Singapore on 27 March 2006; and
(c) the Geneva Act of the Hague Agreement Concerning the International Registration of Industrial Designs adopted by the Diplomatic Conference on 2 July 1999.

Article 108
National Treatment

1. Each Party shall accord to nationals of the other Party treatment no less favourable than the treatment it accords to its own nationals with regard to the protection of intellectual property in accordance with Articles 3 and 5 of the TRIPS Agreement.

2. For the purposes of this Article and Article 109, "nationals" shall have the same meaning as in the TRIPS Agreement, and "protection" shall include matters affecting the availability, acquisition, scope, maintenance, and enforcement of intellectual property rights as well as those matters affecting the use of intellectual property rights specifically addressed in this Chapter.

Article 109
Most-Favoured-Nation Treatment

1. Each Party shall accord to nationals of the other Party treatment no less favourable than the treatment it accords to the nationals of a non-Party with regard to the protection of intellectual property in accordance with Articles 4 and 5 of the TRIPS Agreement.

2. Paragraph 1 shall not be so construed as to oblige either Party to accord to the nationals of the other Party any treatment accorded to the nationals of a non-Party by virtue of any agreement on the avoidance of double taxation.

(k) 1896年5月4日にパリで補足され、1908年11月13日にベルリンで改正され、1914年3月20日にベルヌで補足され、1928年6月2日にローマで、1948年6月26日にブラッセルで、1967年7月14日にストックホルムで及び1971年7月24日にパリで改正され並びに1979年9月28日に修正された1886年9月9日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（以下この章において「ベルヌ条約」という。）
(l) 1961年10月26日にローマで作成された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下この章において「ローマ条約」という。）
(m) 1971年10月29日の許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約
(n) 1996年12月20日にジュネーヴで採択された著作権に関する世界知的所有権機関条約
(o) 1996年12月20日にジュネーヴで採択された実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（以下この章において「実演・レコード条約」という。

4. 各締約国は、知的財産を保護するための国際的努力における次に掲げる多数国間の協定の重要性を共に認めて、まだ締約国となっていない次に掲げる多数国間の協定を批准し、又はこれに加入するよう努める。

(a) 2000年6月1日にジュネーヴで採択された特許法条約
(b) 2006年3月27日にシンガポールで採択された商標法に関するシンガポール条約
(c) 1999年7月2日に外交会議により採択された意匠の国際登録に関するヘーグ協定ジュネーヴ決議書

第108条
内国民待遇

1. 一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第3条及び第5条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

2. この条及び次条の規定の適用上、「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同一の意味を有するものとし、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響する事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響する事項を含める。

第109条
最恵国待遇

1. 一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、第三国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

2. 1の規定は、いずれか一方の締約国に対し、二重課税の回避に関する協定により第三国の国民に与える待遇を他方の締約国の国民に与えることを義務付けるものと解してはならない。

Article 110
Enhancement of Efficiency of Procedural Matters

For the purposes of providing efficient administration of intellectual property protection system, each Party shall take appropriate measures to enhance the efficiency of its administrative procedures concerning intellectual property.

Article 111
Acquisition of Intellectual Property Rights

1. Where the acquisition of an intellectual property right is subject to the right being granted or registered, each Party shall ensure that, irrespective of whether an application for the granting or registration of an intellectual property right is filed as a national or as an international application under the applicable international agreements, the procedures for granting or registration of the right, subject to compliance with the substantive conditions for acquisition of the right, are conducive to the granting or registration within a reasonable period of time so as to avoid unwarranted curtailment of the period of protection.

2. Each Party shall make its practice regarding the examination of the indications of designated products and services under the classes applied in trademark applications as transparent as possible.

Article 112
Transparency

For the purposes of further promoting transparency in the administration of its intellectual property protection system, each Party shall take appropriate measures available to the extent possible under its laws and regulations to:

(a) publish information on:
  (i) applications for and grant of patents;
  (ii) registrations of utility models and industrial designs;
  (iii) registrations of trademarks and applications therefor;
  (iv) registrations of layout-designs of integrated circuits; and
  (v) registrations of new varieties of plants and applications therefor,
and make available to the public information contained in the dossiers thereof;
(b) make available to the public information on applications for the suspension by the competent authorities of the release of products infringing intellectual property rights as a border measure; and
(c) make available to the public information on its efforts to ensure effective enforcement of intellectual property rights and other information with regard to its intellectual property protection system.

Article 113
Promotion of Public Awareness Concerning Protection of Intellectual Property

The Parties shall take necessary measures to enhance public awareness of protection of intellectual property including educational and dissemination projects on the use of intellectual property as well as on the enforcement of intellectual property rights.

第110条
手続事項の効率性の向上

各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続の効率性を向上させるための適切な措置をとる。

第111条
知的財産権の取得

1. 各締約国は、知的財産権の取得について権利が登録され、又は付与される必要がある場合には、権利の取得のための実体的な条件が満たされていることを条件として、保護期間が不当に短縮されないように、登録又は付与のための手続を合理的な期間内に行うことを確保する。この場合において、知的財産権の登録又は付与のための出願が、国内出願として行われるか、又は適用可能な国際協定に基づく国際出願として行われるかについては、問わないものとする。

2. 各締約国は、商標出願において適用される類の下の指定された商品及びサービスの表示についての審査に関する実務を、できる限り透明性のあるものとする。

第112条
透明性

各締約国は、知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従って可能な範囲において、次の事項を行うために利用し得る適切な措置をとる。

(a) 次の事項に関する情報を公開し、及びこれらに関する一件書類に含まれている情報を公に利用可能ものとすること。
  (i) 特許の出願及び付与
  (ii) 実用新案及び意匠の登録
  (iii) 商標の登録出願及び登録
  (iv) 集積回路の回路配置の登録
  (v) 植物の新品種の登録出願及び登録
(b) 権限のある当局に対して国境措置として知的財産権の侵害物品の解放を停止するよう求める申立てに関する情報について、公衆が利用することができるようにすること。
(c) 知的財産権の効果的な行使を確保する為の自国の活動に関する情報その他の知的財産の保護に関する制度に係る情報について、公衆が利用する事ができるようにする事

第113条
知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための必要な措置をとる。

Article 114
Copyrights and Related Rights

1. Without prejudice to the obligations set out in the international agreements to which both Parties are parties, each Party shall, in accordance with its laws and regulations, grant and ensure adequate and effective protection to the authors of works and to performers, producers of phonograms and broadcasting organisations for their works, erformances, phonograms and broadcasts, respectively.

2. In addition to the protection provided for in paragraph 1, each Party shall grant and ensure protection as provided for in Articles 5 and 6 of the WPPT to performers for their visual performances.

3. Each Party shall ensure that a broadcasting organization in the Party has at least the exclusive right of authorizing the following acts: the fixation, the reproduction of fixations, and the making available to the public of its broadcasts by wire or wireless means in such a way that members of the public may access them from a place and at a time individually chosen by them.

4. Each Party may, in its national legislation, provide for the same kinds of limitations or exceptions as in Article 16 of the WPPT with regard to the protection of performers for their visual performances and to the protection of broadcasting organisations, to the extent that such limitations and exceptions are compatible with the Rome Convention.

5. Each Party shall ensure that the author has the right, independently of the author's economic rights, and even after the transfer of the said rights, to claim authorship of the work and to object to any distortion, mutilation or other modification of, or other derogatory action in relation to, the said work, which would be prejudicial to his or her honour or reputation.

6. The rights granted to the author in accordance with paragraph 5 shall, after his or her death, be maintained at least until the expiry of the economic rights, and shall be exercisable by the persons or institutions authorised by the legislation of the Party in which protection is claimed.

7. The rights granted under paragraphs 5 and 6 shall be granted, *mutatis mutandis*, to performers as regards their live aural or visual performances, or performances fixed in phonograms or audiovisual fixations.

8. Each Party shall ensure that the general term of protection granted for works is the life of the author and at least 50 years after his or her death.

9. Each Party shall ensure that the term of protection forrelated rights, as well as for copyrights whose term of protection is calculated on a basis other than the life of a natural person, is no less than 50 years:

   (a) after the authorised publication, or, failing such authorised publication within 50 years after the making of the work, no less than 50 years after the making, for works;
   (b) after the authorised publication, or, failing such publication within 50 years after the fixation of the phonogram, no less than 50 years after thefixation, for phonograms;
   (c) after the performance, for performances; or
   (d) after the broadcast, for broadcasts.

第114条
著作権及び関連する権利

1. 両締約国が締結している国際協定に定める義務に影響を及ぼすことなく、各締約国は、自国の法令に従って、著作物の著作者、実演家、レコード製作者及び放送機関に対し、それぞれ著作物、実演、レコード及び放送に関する十分かつ効果的な保護を与え、及び確保する。

2. 各締約国は、実演家に対し、1.に規定する保護に加えて、視覚的実演に関して、実演・レコード条約第五条及び第六条の規定に基づく保護を与え、及び確保する。

3. 各締約国は、自国における放送機関が、少なくとも、放送を固定すること、放送の固定物を複製すること並びに公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において放送の利用が可能となるような状態に当該放送を有線又は無線の方法により置くことを許諾する排他的権利を有することを確保する。

4. 各締約国は、自国の国内法令において、実演家の視覚的実演についての保護及び放送機関の保護に関し、実演・レコード条約第16条に規定するものと同一の種類の制限又は例外を、当該制限又は例外がローマ条約と両立する限度において規定することができる。

5. 各締約国は、著作者がその財産的権利とは別個に、当該財産的権利が移転された後においても、著作物の著作者であることを主張する権利及び当該著作物の変更、切除その他の改変又は当該著作物を害するようなその他の行為であって、当該著作者の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を有することを確保する。

6. 5.の規定に基づいて著作者に認められる権利は、著作者の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続する。当該権利は、保護が要求される締約国の法令により資格を与えられる人又は団体によって行使される。

7. 5.及び6.の規定に基づいて認められる権利は、現に行っている聴覚的若しくは視覚的実演又はレコード若しくは視聴覚的固定物に固定された実演に関し、必要な変更を加えて実演家に認められる。

8. 各締約国は、著作物に認められる一般的な保護期間が著作者の生存の間及びその死後少なくとも50年であることを確保する。

9. 各締約国は、関連する権利についての、及び自然人の生存期間に基づきその保護期間を計算しない著作権についての保護期間が次の時期から少なくとも50年であることを確保する。

   (a) 著作物については、権利者の許諾を得た公表が行われた時（著作物の製作から50年以内に権利者の許諾を得た公表が行われなかった場合には、その製作の時）
   (b) ﾚｺｰﾄﾞについては、権利者の許諾を得た発行が行われた時（ﾚｺｰﾄﾞへの固定が行われてから50年以内に権利者の許諾を得た発行が行われなかった場合には、その固定の時）
   (c) 実演については、実演が行われた時
   (d) 放送については、放送が行われた時

10. For certain categories of works, each Party shall provide that the term of protection is the life of the author and no less than 70 years after his or her death, or no less than 70 years after the authorised publication, or, failing such authorised publication within 70 years after the making of the work, no less than 70 years after the making.

11. A Party may be exempted from its obligations under this Article where the exemptions as provided for in Articles 7 and 7*bis* of the Berne Convention may apply.

12. Each Party shall ensure non-discriminatory treatment for owners of copyright in the other Party with regard to the enjoyment and the exercise of copyrights, regardless of whether such copyrights are registered under the applicable laws and regulations of the former Party.

Article 115
Trademarks

1. Any sign, or any combination of signs, capable of distinguishing the products or services of one undertaking from those of other undertakings, shall be capable of constituting a trademark. Such signs, in particular words including personal names, letters, numerals, figurative elements, three-dimensional shapes and combinations of colours as well as any combination of such signs, shall be eligible for registration as trademarks. Where signs are not inherently capable of distinguishing the relevant products or services, each Party may make eligibility for registration depend on distinctiveness acquired through use. Each Party may require, as a condition of registration, that signs be visually perceptible.

2. Each Party shall protect well-known marks in accordance with Article 6*bis* of the Paris Convention and paragraphs 2 and 3 of Article 16 of the TRIPS Agreement.

3. The Parties reaffirm the importance of the Joint Recommendation Concerning Provisions on the Protection of Well-Known Marks adopted by the Assembly of the Paris Union for the Protection of Industrial Property and the General Assembly of the World Intellectual Property Organization (hereinafter referred to as "the WIPO") in 1999 in furtherance of protection of well-known marks and the Joint Recommendation Concerning Provisions on the Protection of Marks, and Other Industrial Property Rights in Signs, on the Internet adopted by the Assembly of the Paris Union for the Protection of Industrial Property and the General Assembly of the WIPO in 2001 in furtherance of protection of signs on the Internet.

4. Each Party shall ensure that the owner of a registered trademark has the exclusive right to prevent all third parties not having the owner's consent from using in the course of trade identical or similar signs for products or services which are identical or similar to those in respect of which the trademark is registered, where such use would result in a likelihood of confusion. For the purposes of this paragraph, "using" such sign includes, at least, importing and exporting products or packages of products to which the sign is affixed.

5. Paragraph 4 shall also apply if only small quantities of products are imported or exported, as long as the import or export constitutes an infringement of the right conferred by a registered trademark under the laws and regulations of a Party. In case of the use of an identical sign for identical products or services, a likelihood of confusion shall be presumed. The rights described in paragraph 4 shall not prejudice any existing prior rights, nor shall they affect the possibility of the Parties making rights available on the basis of use.

10. 各締約国は、特定の種類の著作物について、保護期間が著作者の生存の間及びその死後少なくとも70年であること、権利者の許諾を得た公表が行われた時から少なくとも70年であること又は著作物の製作から70年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合にはその製作の時から少なくとも70年であることを定める。

11. 締約国は、ベルヌ条約第7条及び第7条の2に規定する免除を適用することができる場合には、この条に基づく義務を免除される。

12. 一方の締約国は、他方の締約国における著作権者に対し、自国の関係法令に基づき当該著作権者の著作権が登録されているか否かにかかわりなく、当該著作権の享有及び行使に関する差別的でない待遇を確保する。

第115条
商標

1. ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、各締約国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。各締約国は、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。

2. 各締約国は、広く認識されている標章をパリ条約第六条の二並びに貿易関連知的所有権協定第16条2及び3の規定に従って保護する。

3. 両締約国は、周知商標の保護規則に関する共同勧告（周知商標の保護を促進するために1999年に工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及び世界知的所有権機関（以下この章において「WIPO」という。）の一般総会において採択されたもの）並びにインターネット上の商標及び標識に係るその他の工業所有権の保護規則に関する共同勧告（インターネット上の標識の保護を促進するために2001年に工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及びWIPOの一般総会において採択されたもの）の重要性を再確認する。

4. 登録された商標の権利者の承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて、同一又は類似の標識を商業上使用する結果として、混同を生じさせるおそれがある場合には、各締約国は、当該登録された商標の権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを確保する。この４の規定の適用上、これらの標識の「使用」には、少なくとも、当該標識が付された商品又は商品の包装を輸入及び輸出することを含む。

5. 4.の規定は、少量の商品のみが輸入又は輸出される場合についても、適用する。ただし、そのような輸入又は輸出が、各締約国の法令の下で、登録されている商標により与えられる権利の侵害を構成する場合に限る。同一の商品又はサービスについて同一の標識が使用される場合には、混同を生じさせるおそれがあると推定される。4.に規定する排他的権利は、既に与えられた他のいかなる権利も害するものであってはならず、また、両締約国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。

Article 116
Industrial Designs

1. Each Party shall ensure that adequate and effective protection is provided to industrial designs, including to designs of a part of an article.

2. Each Party shall ensure that the owner of a protected industrial design has the right to prevent third parties not having the owner's consent from making, selling, importing or exporting articles bearing or embodying a design which is a copy, or substantially a copy, of the protected design when such acts are undertaken for commercial purposes.

3. Paragraph 2 shall also apply if only small quantities of products are imported or exported, as long as the import or export constitutes an infringement of the right conferred by the protected industrial design under the laws and regulations of a Party.

4. Each Party shall ensure that the term of protection available is no less than 20 years.

Article 117
Patents

1. Subject to paragraphs 2 and 3, patents shall be available for any inventions, whether products or processes, in all fields of technology, including in the field of biotechnology, provided that they are new, involve an inventive step and are capable of industrial application. Subject to paragraph 3, patents shall be available and patent rights enjoyable without discrimination as to the place of invention, the field of technology and whether products are imported or locally produced.

2. Each Party may exclude from patentability inventions, the prevention of the commercial exploitation of which within the Party is necessary to protect *ordre public* or morality, including to protect human, animal or plant life or health or to avoid serious prejudice to the environment, provided that such exclusion is not made merely because the exploitation is prohibited by its law.

3. Each Party may also exclude from patentability:
   (a) diagnostic, therapeutic and surgical methods for the treatment of humans or animals, with the exception of products consisting of a substance or a composition for use in any such method; and
   (b) plant and animal varieties other than microorganisms, and essentially biological processes for the production of plants or animals other than nonbiological and microbiological processes.

4. Each Party shall ensure that a patent confers on its owner exclusive rights:
   (a) where the subject matter of a patent is a product, to prevent third parties not having the owner's consent from making, using, offering for sale, selling, importing for these purposes or exporting that product; and
   (b) where the subject matter of a patent is a process, to prevent third parties not having the owner's consent from using the process, and from using, offering for sale, selling, importing for these purposes or exporting at least the product obtained directly by that process.

第116条
意匠

1. 各締約国は、意匠（物品の部分についての意匠を含む。）に十分かつ効果的な保護を与えることを確保する。

2. 各締約国は、保護されている意匠の権利者が、その承諾を得ていない第三者が当該保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いており、又は含んでいる物品を商業上の目的で製造し、販売し、輸入し、又は輸出することを防止する権利を有することを確保する。

3. 2.の規定は、少量の物品のみが輸入又は輸出される場合についても、適用する。ただし、そのような輸入又は輸出が、各締約国の法令の下で、保護されている意匠により与えられる権利の侵害を構成する場合に限る。

4. 各締約国は、保護期間が20年以上であることを確保する。

第117条
特許

1. 2.及び3.の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野（バイオテクノロジーの分野を含む。）の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。3.の規定に従うことを条件として、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。

2. 各締約国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること（人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し、又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。）を目的として、自国内における商業的な実施を防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に自国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。

3. 各締約国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。
   (a) 人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法（ただし、この(a)の規定は、これらの 方法に用いる製品であって、物質又は組成物から成るものについては、適用しない。）
   (b) 微生物以外の動植物の種類並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法

4. 各締約国は、特許が特許権者に次の排他的権利を与えることを確保する。
   (a) 特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売、これらの行為を目的とする輸入又は当該物の輸出を防止する権利
   (b) 特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し、及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売、これらの行為を目的とする輸入又は当該物の輸出を防止する権利

5. With respect to the patent which is granted for an invention related to pharmaceuticals or plant protection products, each Party shall, subject to the terms and conditions of its applicable laws and regulations, provide for a compensatory term of protection for any period during which the patented invention cannot be worked due to marketing approval process.

6. For the purposes of paragraph 5:

(a) "compensatory term of protection" means, for Japan, an extension of a term of patent protection and, for Switzerland, a term specified in a supplementary protection certificate;
(b) "marketing approval" means approval or any other disposition by the competent authorities that is intended to ensure the safety and, where applicable, efficacy of the pharmaceuticals or plant protection products as provided for in the relevant laws and regulations of each Party; and
(c) the length of the compensatory term of protection shall be:
(i) for Japan, equal to the length of extension which the patentee requests, provided that the c ompensatory term of protection shall not exceed either the length of time during which the patented invention cannot be worked due to marketing approval processes, or a maximum term as provided for in the laws and regulations of Japan. As of the date of entry into force of this Agreement, such maximum term is stipulated as being five years by the relevant law of Japan; and
(ii) for Switzerland, equal to the period which elapsed between the filing date of the patent application and the date of the marketing approval of the product, reduced by a period of five years. The maximum compensatory term shall be at least five years.

Article 118
New Varieties of Plants

Each Party shall provide the same level of protection for new varieties of all plant genera and species as provided under the 1991 UPOV Convention.

Article 119
Geographical Indications and Related Indications

1. Each Party shall ensure adequate and effective protection of geographical indications and related indications in accordance with this Article.

2. For the purposes of this Chapter:

(a) "geographical indications" means indications which identify a product as originating in a Party, or a region or locality in that Party, where a given quality, reputation or other characteristic of the product is essentially attributable to its geographical origin; and
(b) "related indications" means:
(i) indications in the designation or presentation of a service that contain or consist of the name of a geographical place of a Party (hereinafter referred to in this Article as "indications of services"); and
(ii) the country name of a Party, the name of a canton of Switzerland, armorial bearings, flags and other State or regional emblems.

5. 各締約国は、医薬品又は植物防疫製品に関連する発明に与えられる特許に関し、自国の関係法令の定める条件に従い、特許を与えられた発明を販売承認手続のため実施することができない期間のための補償的な保護期間を定める。

6. 5.の規定の適用上、

(a)「補償的な保護期間」とは、日本国については、特許の保護期間の延長をいい、スイスについては、補足的保護証明書に規定する期間をいう。
(b)「販売承認」とは、医薬品又は植物防疫製品の安全性及び適当な場合にはこれらの有効性を確保することを目的として、権限のある当局が行う承認その他の処分であって、各締約国の関係法令に規定するものをいう。
(c) 補償的な保護期間は、次の期間とする。
(i) 日本国については、特許権者が求める延長の期間に等しい期間。ただし、補償的な保護期間が、特許を与えられた発明を販売承認手続のため実施することができない期間又は日本国の法令により定める最長期間のいずれの期間も超えないことを条件とする。この協定の効力発生の日において、日本国の関係する法律による当該最長期間は5年間と定められる。

(ii) スイスについては、特許出願の出願日と製品の販売承認の日との間に経過した期間から5年間を減じた期間に等しい期間。補償的な保護期間の最長期間は、5年間を下回らない期間とする。

第118条
植物の新品種

各締約国は、1991年のUPOV条約に定めるものと同じ水準の保護をすべての植物の種類の新品種に対して与える。

第119条
地理的表示及び関連する表示

1. 各締約国は、この条の規定に従って、地理的表示及び関連する表示の十分かつ効果的な保護を確保する。

2. この章の規定の適用上、

(a)「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が締約国又は当該締約国内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。
(b)「関連する表示」とは、次の表示をいう。
(i) サービスの特定又は提示における表示であって、締約国の地理的場所の名称を含み、又はこれから構成されるもの（以下この条において「サービスの表示」という。）
(ii) 締約国の国名、スイスの州名、国の紋章及び旗章並びに国又は地域の記章

3. (a) In respect of geographical indications, each Party shall provide the legal means for interested parties to prevent:

(i) the use of any elements in the designation or presentation of a product that indicate or suggest that the product in question originates in a geographical place other than the true place of origin in a manner which misleads the public as to the geographical origin of the product;

(ii) any use which constitutes an act of unfair competition within the meaning of Article 10*bis* of the Paris Convention; and

(iii) any use of a geographical indication identifying wines for wines or identifying spirits for spirits not originating in the place indicated by the geographical indication in question.

Note: Nothing in this Article shall be so construed as to derogate from any obligation of a Party under subparagraph (iii). The Parties may, with respect to subparagraph (iii), provide for enforcement by administrative action instead of judicial procedures.

(b) Each Party shall provide the legal means for interested parties to prevent the use of any indications of services in a manner, as prescribed in applicable laws and regulations of the Party, that misleads the public.

(c) Each Party shall provide the legal means for interested parties to prevent the use of the country name of either Party or the name of a canton of Switzerland for a product or service in a manner, as prescribed in applicable laws and regulations of the Party, that misleads the public.

(d) Each Party shall provide the legal means for interested parties to prevent the use of the geographical indication, the indications of services, the country name of either Party, or the name of a canton of Switzerland, even where the true origin of the products is indicated, or where they are used in translation or accompanied by terms such as "kind", "type", "style", "way", "imitation", "method" or other analogous expressions, if such use falls under subparagraphs (a) to (c). This subparagraph shall also apply to cases where a graphical symbol referring to a geographical place of a Party is used on a product or service in a manner, as prescribed in applicable laws and regulations of the Party, that misleads the public.

(e) (i) Each Party shall ensure that the registration of a trademark which contains or consists of a geographical indication, with respect toproducts not originating in the territory indicated, is refused or invalidated *ex officio* if the legislation of the Party so permits or at the request of an interested party, if the use of the indication in the trademark of such products in the Party corresponds to a situation referred to in subparagraph (a)(i), (a)(iii), or (d) insofar as subparagraph (a)(i) or (a)(iii) is applicable.

(ii) Each Party shall ensure that the registration of a trademark which contains or consists of an indication of service, the country name of either Party, or the name of a canton of Switzerland, the use of which corresponds to asituation referred to in subparagraph (b), (c), or (d) insofar as subparagraph (b) or (c) is applicable, is refused or invalidated *ex officio* if the legislation of the Party so permits or at the request of an interested party, where the trademark misleads the public in a manner as prescribed in the applicable laws and regulations of the Party.

(f) The protection afforded by this Article shall also apply in cases where products originating in a Party are destined for exportation.

(g) (i) Each Party shall, in accordance with its obligations under Article 6*ter* of the Paris Convention, ensure that armorial bearings, flags and other State emblems of the other Party are not used or registered as trademarks or as elements of trademarks.

(ii) Each Party reaffirms its obligations under paragraph 2 of Article 53 of the Geneva Convention for the Amelioration of the Condition of the Wounded and Sick in Armed Forces in the Field of August

3. (a) 地理的表示に関し、各締約国は、利害関係を有する者に対し、次の行為を防止するための法的手段を確保する。商品の特定又は提示において、当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、

(i) 当該商品が真正の原産地以外の地理的場所を原産地とするものであることを表示し、又は示唆する手段の使用

(ii) パリ条約第10条の2に規定する不正競争行為を構成する使用

(iii) ぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示の使用であって、当該地理的表示により表示されている場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒についてのもの注釈この条のいかなる規定も、この(iii)の規定に基づく締約国の義務を免れさせるものと解してはならない。両締約国は、この(iii)の規定に関し、司法手続に代えて行政上の措置による実施を定めることができる。

(b) 各締約国は、公衆を誤認させるような方法（その態様については、自国の関係法令に規定するものとする。）で、サービスの表示を使用することに関し、利害関係を有する者がこれを防止するための法的手段を確保する。

(c) 各締約国は、公衆を誤認させるような方法（その態様については、自国の関係法令に規定するものとする。）で、商品又はサービスについて、自国若しくは他方の締約国の国名又はスイスの州名を使用することに関し、利害関係を有する者がこれを防止するための法的手段を確保する。

(d) 各締約国は、真正の原産地が表示される場合又は地理的表示、サービスの表示、自国若しくは他方の締約国の国名若しくはスイスの州名が翻訳された上で使用される場合若しくはこれらが「種類」、「型」、「様式」、「方法」、「模造品」、「手法」その他類似の表現を伴う場合においても、そのような使用が(a)から(c)までのいずれかの規定に該当するときは、利害関係を有する者がそのような使用を防止するための法的手段を確保する。この(d)の規定については、締約国の地理的場所を示す図形の記号が、公衆を誤認させるような方法（その態様については、自国の関係法令に規定するものとする。）で、商品又はサービスについて使用される場合についても、適用する。

(e) (i) 各締約国は、職権により（当該締約国の法令により認められる場合に限る。）又は利害関係を有する者の申立てにより、地理的表示を含むか、又は地理的表示から構成される商標の登録であって、当該地理的表示により表示されている領域を原産地としない商品についてのものを拒絶し、又は無効とすることを確保する。ただし、当該締約国において当該商品に係る商標中に当該地理的表示を使用することが、(a)(i)若しくは(iii)に規定する状況又は(d)に規定する状況（(a)(i)又は(iii)の規定に該当する場合に限る。）に該当する場合に限る。

(ii) 各締約国は、職権により（当該締約国の法令により認められる場合に限る。）又は利害関係を有する者の申立てにより、サービスの表示、自国若しくは他方の締約国の国名若しくはスイスの州名を含み、又はこれらから構成される商標であって、その使用が(b)及び(c)に規定する状況並びに(d)に規定する状況（(b)又は(c)の規定に該当する場合に限る。）に該当するものの登録を拒絶し、又は無効とすることを確保する。ただし、当該商標が、自国の関係法令に規定する態様で公衆を誤認させる場合に限る。

(f) この条の規定により与えられる保護は、締約国を原産地とする商品が輸出されようとしている場合についても、適用する。

(g) (i) 各締約国は、パリ条約第六条の三の規定に基づく義務に従って、他方の締約国の国の紋章、旗章その他の国の記章が商標又は商標の構成部分として使用又は登録されないことを確保する。

(ii) 各締約国は、戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する1949年8月12日の

12, 1949 which provides that the use by private individuals, societies or firms, of the arms of Switzerland, or of marks constituting an imitation thereof, whether as trademarks or commercial marks, or as parts of such marks, or for a purpose contrary to commercial honesty, or in circumstances capable of wounding Swiss national sentiment, shall be prohibited at all times.

(iii) Each Party shall ensure that armorial bearings, flags and other State or regional emblems of the other Party shall not be used in a manner, as prescribed in applicable laws and regulations of the Party, that misleads the public.

4. In proceedings by the relevant authorities of each Party, whether administrative or judicial, regarding the protection provided for in this Article, designations listed by a Party in Annex X shall serve, without prejudice to action or procedures by the relevant authorities of the other Party, as a source of information that these designations are protected by the former Party as geographical indications as provided for in this Article.

5. (a) The Parties shall, upon request of either Party, review in the Joint Committee Annex X with a view to updating the list by including in Annex X geographical indications which received protection by either Party at its national level.

(b) Modifications proposed pursuant to subparagraph (a) shall be incorporated into this Agreement in accordance with paragraph 2 of Article 152.

6. Without prejudice to the rights and obligations set out in the international agreements to which both Parties are parties, paragraphs 3 to 9 of Article 24 of the TRIPS Agreement apply to the provisions of this Article in relation to geographical indications and, *mutatis mutandis*, to related indications.

Article 120
Unfair Competition

1. Each Party shall provide for effective protection against acts of unfair competition.

2. Any act of competition contrary to honest practices in industrial or commercial matters constitutes an act of unfair competition. The following acts of unfair competition, in particular, shall be prohibited:

(a) all acts of such a nature as to create confusion by any means whatever with the establishment, the products, the services, or the industrial or commercial activities, of a competitor;

(b) false allegations in the course of trade of such a nature as to discredit the establishment, the products, the services, or the industrial or commercial activities, of a competitor;

(c) indications or allegations, the use of which in the course of trade is liable to mislead the public as to the nature, the characteristics, the suitability for their purpose, or the quantity, of the products or the services, or the manufacturing process of the products;

(d) acts of creating confusion with another person's products or business by:

(i) sing an indication of products or business which is identical or similar to that other person's indication of products or business which is well-known among consumers or other purchasers; or

(ii) ssigning, delivering, displaying for the purpose of assignment or delivery, exporting, importing or providing through an electric telecommunication line, products using such indication;

ジュネーヴ条約第53条2の規定に基づく義務であって、商標若しくは商業上の標章としてであると又はその一部としてであるとを問わず、商業上の道徳に反する目的で、又はスイス人の国民感情を害するおそれのある状態で、私人、団体又は商社がスイスの紋章又はそれを模倣した記章を使用することを常に禁止しているものを再確認する。

(iii) 各締約国は、他方の締約国の国の紋章及び旗章並びに国又は地域の記章については、公衆を誤認させるような方法（その態様については、自国の関係法令に規定するものとする。）で使用してはならないことを確保する。

4. 各締約国の関係当局による手続（行政手続か司法手続かを問わない。）において、この条に規定する保護に関し、一方の締約国により附属書Xに掲げられている表示は、他方の締約国の関係当局による行為又は手続に影響を及ぼすことなく、これらの表示が当該一方の締約国によりこの条に規定する地理的表示として保護されていることの情報源となる。

5. (a) 両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、合同委員会において、当該一方の締約国又は他方の締約国の国内において保護を受けるに至った地理的表示を含めることにより附属書Xの表を更新するため、附属書Xについての見直しを行う。

(b) (a)の規定に従って提案される修正は、第152条2の規定に従ってこの協定に組み込まれる。

6. 両締約国が締結している国際協定に定める権利及び義務に影響を及ぼすことなく、貿易関連知的所有権協定第24条3から9までの規定は、地理的表示に関連してこの条の規定について適用し、また、関連する表示に関連してこの条の規定について準用する。

第120条
不正競争

1. 各締約国は、不正競争行為からの効果的な保護を与える。

2. 工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。特に、次の不正競争行為は、禁止される。

(a) いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為

(b) 競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張

(c) 商品若しくはサービスの性質、特徴、用途若しくは数量又は商品の製造方法について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張

(d) 次のことにより他の者の商品又は営業と混同を生じさせる行為

(i) 商品等表示であって、消費者その他の購買者の間で当該他の者の商品等表示であることが広く認識されているものと同一又は類似の商品等表示を使用すること。

(ii) そのような同一又は類似の商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供すること。

(e) acts of using as one's own an indication of products or business which is identical or similar to another person's famous indication of products or business, or acts of assigning, delivering, displaying for the purpose of assignment or delivery, exporting, importing, or providing through an electric telecommunication line, products using such indication;

(f) acts of assigning, leasing, displaying for the purpose of assignment or lease, exporting or importing products which imitate the configuration, excluding configuration which is indispensable for ensuring the function of the products, of another person's products;

(g) acts of acquiring or holding a right to use domain names identical or similar to a specific indication of products or services of another person, or acts of using the domain name, with intention to gain unfair profit or intention of causing damage to another person; and

(h) acts by an agent or representative of an owner of a right relating to a trademark, without a legitimate reason and the consent of the right-owner, of using a trademark identical or similar to the trademark for products or services identical or similar to those relating to such right; of using such trademark in assigning, delivering, displaying for the purpose of assignment or delivery, exporting, importing, or providing through an electric telecommunication line products which are identical or similar to the products relating to such right; or of using such trademark in providing services which are identical or similar to the services relating to such right.

3. For the purposes of this Article, "indication of products or business" means a name, trade name, trademark, mark, or container or package of products, used in relation to a person's business, or any other indication of a person's products or business.

4. Each Party shall ensure in its laws and regulations adequate and effective protection of undisclosed information in accordance with paragraph 2 of Article 39 of the TRIPS Agreement.

Article 121
Treatment of Test Data in Marketing Approval Procedure

1. Each Party shall prevent applicants for marketing approval for pharmaceutical products which utilise new chemical entities from relying on or from referring to test or other data submitted to its competent authority by the first applicant for a certain period of time counted from the date of approval of that application. As of the date of entry into force of this Agreement, such period of time is stipulated as being no less than six years by the relevant laws of each Party.

2. Each Party, when requiring, as a condition for approving the marketing of agricultural chemical products which utilize new chemical entities, the submission of undisclosed test or other data, the origination of which involves a considerable effort, shall ensure that, in accordance with its relevant laws and regulations, applicants for marketing approval are either:

(a) prevented from relying on or from referring to such data submitted to its competent authority by the first applicant for a period of at least ten years counted from the date of approval of that application; or

(b) required generally to submit a full set of test data, even in cases where there was a prior application for the same product, for a period, counted from the date of approval of a prior application, of at least ten years.

(e) 自己の商品等表示として、他の者の著名な商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又は当該同一若しくは類似の商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

(f) 他の者の商品の形態を模倣する商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為（当該形態が商品の機能を確保するために不可欠なものである場合を除く。）

(g) 不正な利益を得る意図又は他の者に損害を与える意図で、他の者の商品若しくはサービスについての特定の表示と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

(h) 商標権者の代理人又は代表者が、正当な理由なく、かつ、当該商標権者の承諾を得ることなく行う次の行為　(i)当該商標権者の商標と同一又は類似の商標を当該商標権者の権利に係る商品又はｻｰﾋﾞｽと同一又は類似の商品又はｻｰﾋﾞｽに使用する行為　(ii)当該商標権者の権利に係る商品と同一又は類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供するに当たり、当該同一又は類似の商標を使用する行為　(iii)当該商標権者の権利に係るｻｰﾋﾞｽと同一又は類似のｻｰﾋﾞｽを提供するに当たり、当該同一又は類似の商標を使用する行為

3. この条の規定の適用上、「商品等表示」とは、ある者の業務に関して使用される氏名若しくは名称、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装又はある者の商品若しくは営業についての他の表示をいう。

4. 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第39条2の規定に従い、自国の法令において、開示されていない情報を十分かつ効果的に保護することを確保する。

第121条
販売承認手続における試験データの取扱い

1. 各締約国は、新規性のある化学物質を利用する医薬品の販売承認の申請者が、最初の申請者により自国の権限のある当局に提出された試験データその他のデータについて、当該最初の申請者による申請が承認された日から起算する一定の期間においては、利用又は参照することを防止する。当該期間は、この協定の効力発生の日において、各締約国の関係法令により6年以上と定められる。

2. 各締約国は、新規性のある化学物質を利用する農業用の化学品の販売承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、自国の関係法令に従って、次のことのいずれかを確保する。

(a) 販売承認の申請者が、最初の申請者により自国の権限のある当局に提出された当該データを、当該最初の申請者による申請が承認された日から起算して少なくとも10年間は、利用又は参照することを防止すること。

(b) 販売承認の申請者が、同じ製品に関して先行する申請があった場合においても、当該先行する申請が承認された日から起算して少なくとも10年間は、原則として試験データの一式すべてを提出することを要求すること。

Article 122
Enforcement – General

Each Party shall endeavour to:

(a) encourage the establishment of public and/or private advisory groups to address issues of counterfeiting and piracy; and
(b) enhance internal coordination among, and facilitate joint actions by, its government agencies concerned with enforcement of intellectual property rights, subject to its available resources.

Article 123
Enforcement – Border Measures

1. Each Party shall provide for procedures concerning the suspension at the border by its customs authority, *ex officio*, of the release of products infringing rights at least to patents, utility models where provided for in its laws and regulations, industrial designs or trademarks, or copyrights or related rights which are destined for importation into, exportation from or transit through, the customs territory of the Party.

2. For the purposes of this Article:

(a) "exportation" includes re-exportation; and
(b) "transit" means transhipment and customs transit, as defined in the International Convention on the Simplification and Harmonization of Customs Procedures.

3. Each Party shall provide for procedures concerning the suspension at the border by its customs authority, upon request of a right holder, of the release of products infringing rights at least as referred to in paragraph 1, which are destined for importation into, exportation from and, where provided for in its laws and regulations, transit through, the customs territory of the Party.

4. In the case of the suspension pursuant to paragraphs 1 and 3 with respect to importation into, exportation from and, where provided for in the laws and regulations of a Party, transit through, the customs territory of the Party, the competent authorities of the Party suspending the release of the products shall notify the right holder of the name and addresses of the consignor or consignee, and the importer or exporter, as applicable, of the products in question. Such competent authorities shall notify the right holder of the names and addresses of the producer of the products in question, when they find that such information is indicated in the course of customs clearance procedures.

5. Each Party shall ensure that the products, the release of which has been suspended pursuant to paragraphs 1 and 3 and which have been found to be infringing products by the competent authorities, will not be released into free circulation without the consent of the right holder and will be destroyed in accordance with its laws and regulations.

6. Each Party shall ensure that right holders do not have to bear an unreasonable burden because of the fees and the cost of storage and destruction of the products the release of which has been suspended pursuant to paragraphs 1 and 3 and which have been found to be infringing products.

第122条
権利行使に関する一般規定

各締約国は、次のことを行うよう努める。

(a) 不正使用及び違法な複製に係る問題に対処する公的又は私的な諮問機関の設置を奨励すること。
(b) 利用可能な資源の範囲内で、知的財産権の行使に関する自国の政府当局間の内部調整を促進し、及び共同行動を円滑にすること。

第123条
国境措置に係る権利行使

1. 各締約国は、自国の税関当局が、自国の関税地域に輸入され、自国の関税地域から輸出され、又は自国の関税地域を通過しようとしている物品であって、少なくとも特許権、実新案権（自国の法令に規定する場合に限る。）、意匠権、商標権並びに著作権及び関連する権利を侵害するものの解放を職権により国境で停止することに関する手続を定める。

2. この条の規定の適用上、

(a)「輸出」には、再輸出を含む。
(b)「通過」とは、税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約に定義する積替え及び保税運送をいう。

3. 各締約国は、自国の税関当局が、自国の関税地域に輸入され、自国の関税地域から輸出され、又は自国の法令に規定する場合には自国の関税地域を通過しようとしている物品であって、少なくとも1.に規定する権利を侵害するものの解放を権利者の申立てに基づき国境で停止することに関する手続を定める。

4. 1.及び3.の規定に基づく自国の関税地域への輸入、自国の関税地域からの輸出及び自国の法令に規定する場合には自国の関税地域における通過に関する停止については、物品の解放の停止を行う締約国の権限のある当局は、当該物品の荷送人又は荷受人及び輸入者又は輸出者の氏名又は名称及び住所を場合に応じて権利者に通知する。当該権限のある当局は、当該物品の製造者の氏名又は名称及び住所についての情報が通関手続の過程で明らかになっていると認める場合には、当該氏名又は名称及び住所を権利者に通知する。

5. 各締約国は、1.及び3.の規定に基づき解放を停止された物品であって権限のある当局により侵害物品であると認定されたものが権利者の同意なく自由な流通に解放されないこと及び当該物品が自国の法令に従って廃棄されることを確保する。

6. 各締約国は、権利者が、1.及び3.の規定に基づき解放を停止された物品であって侵害物品であると認定されたものの保管及び廃棄の手数料及び費用を不合理に負担する必要がないことを確保する。

7. The competent authorities of each Party shall enable the right holder to analyse samples of the products the release of which has been suspended pursuant to paragraph 3, as appropriate and to the extent permitted by the laws and regulations of the Party, at the expense of the right holder.

8. Each Party shall adopt simplified procedures, which are to be used in the absence of objections and subject to the terms and conditions provided for in its laws and regulations, for the competent authorities to seize or destroy the products the release of which has been suspended.

Article 124
Enforcement – Civil Remedies

1. Each Party shall ensure that the right holder has the right to claim against the infringer damages adequate to compensate for the injury the right holder has suffered because of an infringement of his or her intellectual property right by an infringer who knowingly, or with reasonable grounds to know, engaged in the infringing activity.

2. For the purposes of this Article, "right holder" shall include holders of interests which are protected under the laws and regulations of each Party preventing acts of unfair competition.

3. Where the right holder claims against the infringer compensation for damages caused by an intentional or negligent infringement of his or her intellectual property rights, an amount calculated, taking into consideration such factors as the following, may be, where applicable, presumed to be the amount of such damages, whether or not actual damages can be calculated:

   (a) the quantity of the products infringing the right holder's intellectual property rights and actually transferred to third persons, and the amount of profit per unit of products which would have been sold by the right holder if there had not been the act of infringement;
   (b) the profits earned by the infringer from the act of infringement; or
   (c) he amount that the right holder would have been entitled to receive for the exercise of his or her intellectual property rights.

4. In cases where it is extremely difficult for the right holder of intellectual property rights to prove the actual economic harm due to the nature of facts concerned, each Party shall ensure that, to the extent possible in accordance with its laws and regulations, its judicial authorities have the authority to determine the amount of damages based on the totality of the evidence presented to them.

Article 125
Enforcement – Criminal Remedies

1. Each Party shall provide for criminal procedures and penalties to be applied at least in cases of the following acts committed wilfully and on a commercial scale:

   (a) infringement of rights to patents, utility models where provided for in its laws and regulations, industrial designs or trademarks, copyrights or related rights, or rights relating to new varieties of plants;

7. 各締約国の権限のある当局は、権利者が、適当な場合であって自国の法令が許容する限度において、3.の規定に基づき解放を停止された物品の見本を当該権利者の費用負担によって分析することができるようにする。

8. 各締約国は、異議がない場合において自国の法令に定める条件に従って用いられる簡易な手続であって、権限のある当局が解放を停止された物品を押収又は廃棄するためのものを制定する。

第124条
民事上の救済に係る権利行使

1. 各締約国は、権利者が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によって当該権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を請求する権利を有することを確保する。

2. この条の規定の適用上、「権利者」には、不正競争行為を防止する各締約国の法令により保護される利益を有する者を含める。

3. 故意又は過失による権利者の知的財産権の侵害に起因する損害の賠償を当該権利者が侵害者に対し請求する場合には、適用可能な場合には、実際の損害を計算することができるか否かを問わず、例えば次の要素を考慮に入れて計算した金額が、当該侵害に起因する損害の額であると推定することができる。

   (a) 実際に第三者に譲渡された物品であって、権利者の知的財産権を侵害するものの数量及び侵害行為がなければ権利者により販売することができたであろう物品の単位数量当たりの利益の額
   (b) 侵害行為により侵害者が獲得した利益の額
   (c) 権利者の知的財産権の行使により当該権利者が受け取る権利を有したであろう額

4. 各締約国は、関連する事実の性質上、知的財産権の権利者が実際に被った経済的損害を立証することが極めて困難な場合には、自国の法令に従って可能な限り、自国の司法当局が当該司法当局に提出された証拠を全体として根拠とすることにより損害賠償額を認定する権限を有することを確保する。

第125条
刑事上の制裁に係る権利行使

1. 各締約国は、少なくとも故意により商業的規模で行われる次の行為に関し、当該行為について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。

   (a) 特許権、実用新案権（自国の法令に規定する場合に限る。）、意匠権、商標権、著作権若しくは関連する権利又は植物の新品種に関する権利の侵害

(b) infringement of rights to layout-design of integrated circuits;
(c) disclosure of undisclosed information provided for in paragraph 4 of Article 120 to the extent provided for in the laws and regulations of the Party; and
(d) the acts of unfair competition provided for in subparagraphs 2(c) to 2(f) of Article 120 and the use of geographical indications and related indications as prescribed in subparagraphs 3(a)(i), 3(a)(ii), 3(b), 3(c), 3(d) insofar as subparagraph 3(a)(iii) is not applicable, 3(g)(i) and 3(g)(iii) of Article 119, to the extent provided for in the laws and regulations of the Party.

2. Importation, exportation or transit of products which constitutes an act referred to in subparagraph 1(a) or 1(d) shall be covered by the criminal procedures and penalties referred to in paragraph 1. Paragraph 2 of Article 123 shall apply to this paragraph.

3. Each Party shall provide for, where permitted by its laws and regulations, stricter or separate penalties to offences listed in subparagraphs 1(a), 1(b) and 1(d) committed in connection with corporate activities or on a commercial scale.

4. Each Party shall ensure that, in cases of infringement committed wilfully and on a commercial scale of rights to patents, utility models where provided in its laws and regulations, industrial designs, trademarks or new varieties of plants, or the acts of unfair competition provided for in subparagraphs 2(c) to 2(f) of Article 120 to the extent provided for in its laws and regulations committed willfully and on a commercial scale, its competent authorities may institute prosecution *ex officio*, without the need for a formal complaint by the right holder whose right has been infringed.

5. Each Party shall ensure that, in cases where either (a) infringement of rights to patents or trademarks, or copyrights or related rights, or (b) offence of the customs laws in connection with the infringement of intellectual property rights, is committed by an organised criminal group, its judicial authorities have the authority to confiscate crime proceeds and properties derived from such crime proceeds in accordance with its laws and regulations.

6. Each Party shall provide for criminal penalties to be applied in cases of wilful import conducted on a commercial scale of labels on which a trademark has been applied that is identical to a trademark registered in the Party in respect of certain products, or that is similar to or cannot be distinguished in its essential aspects from such trademark, if such labels are intended to be used on the products for which such trademark is registered or on similar products.

Article 126
Internet Service Providers

1. For the purposes of encouraging Internet service providers to cooperate with right holders in protecting their rights against materials infringing intellectual property rights, each Party shall provide measures to prevent undue liabilities of Internet service providers for the removal of materials that they have put on their Internet websites under contracts with information senders where a right holder claims to the Internet service provider that such materials infringe his or her intellectual property rights, provided that the Internet service provider complies with the procedures to be followed by the parties concerned.

(b) 集積回路の回路配置に関する権利の侵害
(c) 第120条4に規定する開示されていない情報の開示（自国の法令に規定する範囲に限る。）
(d) (i) 第120条2(c)から(f)までに規定する不正競争行為
(ii) 第119条3 (a)(i)及び(ii)並びに同条3(b)から(d)までに規定する地理的表示及び関連する表示の使用（但し、同条3(d)に規定する使用については、同条3(a) (iii)の規定が適用されない場合に限る。）
(iii) 第119条2(g)(i)及び(iii)に規定する地理的表示及び関連する表示の使用（自国の法令に規定する範囲に限る。）

2. 物品を輸入し、輸出し、又は通過させる行為であって、1. (a)又は(b)に規定する行為を構成するものは、1.に規定する刑事上の手続及び刑罰の対象とする。第123条2の規定は、この2の規定について適用する。

3. 各締約国は、自国の法令が許容する場合には、1. (a)、(b)及び(d)に掲げる犯罪であって、企業の活動に関連して又は商業的規模で行われるものに対する一層厳重な又は別個の刑罰を定める。

4. 各締約国は、特許権、実用新案権（自国の法令に規定する場合に限る。）、意匠権、商標権若しくは植物の新品種に関する権利に対し、故意により商業的規模で行われる侵害の場合又は故意により商業的規模で行われる第120条2.(c)から(f)までに規定する不正競争行為（自国の法令に規定する範囲に限る。）の場合については、自国の権限のある当局が、権利を侵害された権利者による告訴を必要とすることなく、職権により訴追を行うことができることを確保する。

5. 各締約国は、次の行為が組織的な犯罪集団により行われる場合には、自国の司法当局が犯罪収益及び当該犯罪収益から生ずる財産を自国の法令に従って没収する権限を有することを確保する。 (a) 特許権、商標権又は著作権若しくは関連する権利の侵害
(b) 知的財産権の侵害に関連する関税法上の違反

6. 各締約国は、特定の商品について自国で登録されている商標と同一の商標又はその基本的側面において当該登録されている商標と類似の若しくは識別できない商標を付されるラベルが、当該登録されている商標の指定商品又は当該指定商品と類似の商品に使用されることが意図されている場合には、当該ラベルの故意による商業的規模での輸入について適用される刑罰を定める。

第126条
インターネット・サービス・プロバイダ

1. 各締約国は、知的財産権を侵害するコンテンツから権利者の権利を保護するに当たりｲﾝﾀｰﾈｯﾄ･ｻｰﾋﾞｽ･ﾌﾟﾛﾊﾞｲﾀﾞが権利者と協力することを奨励するため、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ･ｻｰﾋﾞｽ･ﾌﾟﾛﾊﾞｲﾀﾞが情報送信者との契約により自己のｲﾝﾀｰﾈｯﾄ･ｻｰﾋﾞｽ･ﾌﾟﾛﾊﾞｲﾀﾞに掲載したコンテンツにより、権利者の知的財産権が侵害されるとの主張を当該権利者が当該ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ･ｻｰﾋﾞｽ･ﾌﾟﾛﾊﾞｲﾀﾞに対して行う場合には、当該ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ･ｻｰﾋﾞｽ･ﾌﾟﾛﾊﾞｲﾀﾞにより関係当事者が従うべき手続が遵守されていることを条件として、当該ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ･ｻｰﾋﾞｽ･ﾌﾟﾛﾊﾞｲﾀﾞが当該コンテンツの削除について不当な責任を負うことを防止するための措置を定める。

2. Each Party shall enable right holders, who have given effective notification to an Internet service provider of materials that they claim with valid reasons to be infringing their intellectual property rights, to expeditiously obtain from that Internet service provider information on the identity of the information sender.

Article 127
Cooperation

1. The Parties, recognising the growing importance of protection of intellectual property in further promoting trade and investment between them, in accordance with their respective laws and regulations and subject to their available resources, shall cooperate in the field of intellectual property, including by exchanging information on relations of the Parties with non-Parties on matters concerning intellectual property.

2. The Parties shall seek for cooperation on activities relating to future international conventions on harmonisation, administration and enforcement of intellectual property rights and on activities in international organisations including the World Trade Organization and the WIPO.

3. Chapter 14 shall not apply to this Article.

Article 128
Sub-Committee on Intellectual Property

1. For the purposes of the effective implementation and operation of this Chapter, the Sub-Committee on Intellectual Property (hereinafter referred to in this Article as "the Sub- Committee) is hereby established.

2. The functions of the Sub-Committee shall be:

   (a) reviewing and monitoring the implementation and operation of this Chapter;
   (b) discussing any issues related to intellectual property with a view to enhancing protection of intellectual property and enforcement of intellectual property rights and to promoting efficient and transparent administration of intellectual property protection system;
   (c) reporting its findings and the outcome of its discussions to the Joint Committee; and
   (d) carrying out other tasks as may be assigned by the Joint Committee.

3. The Sub-Committee shall meet at such time and venue as may be agreed by the Parties.

4. The Sub-Committee shall be:

   (a) composed of representatives of the Governments of the Parties, and may invite representatives of relevant entities other than the Governments of the Parties, including those from private sectors, with the necessary expertise relevant to the issues to be discussed; and
   (b) co-chaired by officials of the Governments of the Parties.

Article 129
Security Exceptions

For the purposes of this Chapter, Article 73 of the TRIPS Agreement is hereby incorporated into and made part of this Agreement, *mutatis mutandis*.

2. 各締約国は、権利者が自己の知的財産権を侵害するものと正当な理由をもって主張するコンテンツについてｲﾝﾀｰﾈｯﾄ･ｻｰﾋﾞｽ･ﾌﾟﾛﾊﾞｲﾀﾞに対し有効な通知をした場合には、当該権利者が情報送信者の身元関係事項に関する情報を当該ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ･ｻｰﾋﾞｽ･ﾌﾟﾛﾊﾞｲﾀﾞから迅速に入手することができるようにする。

第127条
協力

1. 両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、知的財産の分野において協力する。そのような協力に当たっては、知的財産に関する事項についての両締約国と第三国との関係に関する情報の交換を含めるものとする。

2. 両締約国は、知的財産権に関する調和、管理及び行使に関する将来の国際条約に関連する活動並びに世界貿易機関及びWIPOを含む国際機関における活動についての協力に努める。

3. 第14章の規定は、この条の規定については、適用しない。

第128条
知的財産に関する小委員会

1. この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに知的財産に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2. 小委員会は、次の事項を任務とする。

   (a) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
   (b) 知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、知的財産に関連するあらゆる問題について討議すること。
   (c) 合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
   (d) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3. 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

4. 小委員会は、

   (a) 両締約国政府の代表者から成る。小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。
   (b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

第129条
安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第73三条の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

Annex X
Referred to in Chapter 11
Geographical Indications
Annex X Referred to in Chapter 11 Geographical Indications

Section 1
Protected Designations of Japan

(a) Spirits:
- (i) Iki
- (ii) Kuma
- (iii) Ryukyu
- (iv) Satsuma

(b) Sake:
- Hakusan

Section 2
Protected Designations of Switzerland

(a) Cheese:
- (i) Appenzeller
- (ii) Berner Alpkäse/Berner Hobelkäse
- (iii) Emmentaler
- (iv) Formaggio d'Alpe ticinese
- (v) Glarner Schabziger
- (vi) Gruyère
- (vii) L'Etivaz
- (viii) Raclette du Valais
- (ix) Sbrinz
- (x) Schweizer Tilsiter
- (xi) Tête de Moine, Fromage de Bellelay
- (xii) Vacherin fribourgeois
- (xiii) Vacherin Mont d'Or

(b) Meat-based products:
- (i) Bündnerfleisch
- (ii) Viande séchée du Valais

(c) Bread, pastry, cakes, confectionery, biscuits and other baker's wares:
- (i) Basler Läckerli
- (ii) Meringues de Gruyères
- (iii) Pain de seigle valaisan
- (iv) Swiss Chocolate / Schweizer Schokolade
- (v) Swiss Kräuterbonbons

(d) Spirits:
- (i) Abricotine / Eau-de-vie d'abricot du Valais
- (ii) Appenzeller Alpenbitter
- (iii) Eau-de-vie de poire du Valais
- (iv) Schweizer Kirsch

附属書X
(第11章関係)
地理的表示

第1節
日本国で保護される表示

(a) 蒸留酒
- (i) 壱岐
- (ii) 球磨
- (iii) 琉球
- (iv) 薩摩

(b) 酒
- 白山

第2節
スイスで保護される表示

(a) チーズ
- (i) アッペンツェラー
- (ii) ベルナー・アルプケーゼ又はベルナー・ホーベルケーゼ
- (iii) エメンタール
- (iv) フォルマッジオ・ダルプ・ティチネーゼ
- (v) グラルナー・シャブツィガー
- (vi) グリュイエール
- (vii) レティヴァ
- (viii) ラクレット・デュ・ヴァレ
- (ix) スプリンツ
- (x) シュヴァイツァー・ティルジッター
- (xi) テット・ドゥ・モワン又はテット・ドゥ・モワン・フロマージュ・ドゥ・ベルレ
- (xii) ヴァシュラン・フリブルジョワ
- (xiii) ヴァシュラン・モンドール

(b) 肉加工品
- (i) ビュントナーフライシュ
- (ii) ヴィアンド・セシェ・デュ・ヴァレ

(c) パン、菓子パン、ケーキ、菓子、ビスケットその他パン製造者の製品
- (i) バーズラー・レッカリー
- (ii) ムラング・ドゥ・グリュイエール
- (iii) パン・ドゥ・セーグル・ヴァレザン
- (iv) スイス・チョコレート又はシュヴァイツァー・ショコラーデ
- (v) スイス・クロイターボンボン

(d) 蒸留酒
- (i) アブリコティーヌ又はオー・ドゥ・ヴィ・ダブリコ・デュ・ヴァレ
- (ii) アッペンツェラー・アルペンビッター
- (iii) オー・ドゥ・ヴィ・ドゥ・ポワール・デュ・ヴァレ
- (iv) シュヴァイツァー・キルシュ

(v) Zuger Kirsch

(e) Wines:

(i) Dôle
(ii) Fendant
(iii) Genève
(iv) La Côte
(v) Lavaux
(vi) Neuchâtel
(vii) Ticino
(viii) Valais
(ix) Vaud

(f) Watches and precision instruments:

(i) Geneva
(ii) Neuenburg / Neuchâtel
(iii) Schaffhausen
(iv) Swiss

(g) Textile products:

(i) Langenthal
(ii) St.-Gallen embroidery (St. Galler Stickerei / St. Galler Spitzen)
(iii) Swiss

(h) Machinery, metal working industry and engineering industry:

Swiss

(i) Chemical and pharmaceutical products:

(i) Basel
(ii) Swiss

(v) ツーガー・キルシュ

(e) ぶどう酒

(i) ドール
(ii) ファンダン
(iii) ジュネーブ
(iv) ラ・コート
(v) ラヴォー
(vi) ヌシャテル
(vii) ティチーノ
(viii) ヴァレ
(ix) ヴォー

(f) 時計及び精密機械装置

(i) ジュネーヴ
(ii) ノイエンブルク又はヌシャテル
(iii) シャフハウゼン
(iv) スイス

(g) 繊維製品

(i) ランゲンタール
(ii) ザンクト・ガレン・エンブロイダリー、ザンクト・ガラー・シュティッカライ又はザンクト・ガラー・シュピッツェン
(iii) スイス

(h) 機械、金属加工業及び技術業

スイス

(i) 化学品・医薬品

(i) バーゼル
(ii) スイス

第４章　途上国への技術移転

Ⅰ．途上国への知的財産分野における技術移転

（山根 委員）

１．TRIPS 協定第 66 条 2 項

（１）TRIPS 協定における「技術移転」の位置づけ

TRIPS 協定には、知的財産権を保護することと引き換えに技術移転を促進すべきとの考えが反映されている。「目的」や「原則」に関する TRIPS 協定第 7 条及び第 8 条、「契約による実施許諾等における反競争的行為の規制」に関する TRIPS 協定第 8 節第 41 条 1 項のように、法的拘束力を伴わない条項においても技術移転の必要性が唱えられているが、TRIPS 協定第 66 条 2 項においては、「先進加盟国は、後発開発途上加盟国(LDC)[1] が健全かつ存立可能な技術的基礎を創設することができるように技術の移転を促進し及び奨励するため、先進加盟国の領域内の企業及び機関に奨励措置を提供しなければならない(shall provide incentives)」という義務規定が置かれている点で特徴的である。ただし、66 条 2 項規定が知財ライセンスによる先端技術の移転を指しているのか、あるいは、受益国に適したレベルの技術の移転をも含むのか、明らかでない。

（２）TRIPS 理事会における TRIPS 協定第 66 条 2 項に関する議論の展開

TRIPS 協定の採択以来、LDC への技術移転に関する TRIPS 協定第 66 条 2 項の規定が注目を集めることはなかった。ところが、ウルグアイ・ラウンド協定の実施困難が途上国によって指摘されたドーハ閣僚会議以降、技術移転を実施すべきとの主張が途上国から提起された。ドーハ閣僚会議において採択された「実施に関する決定」パラ 11.2 は[2]、

---

[1] LDC は 2003 年、国連事務局によって定められた以下の基準によっており、現在 49 ヶ国。
①所得水準が低い（一人当たりの国民総所得 (GNI) の 3 年平均推定値 750 ドル以下）こと。
②人的資源に乏しい（HAI (Human Assets Index、カロリー摂取量、健康に関する指標、識字率が低い)こと。
③経済的に脆弱（EVI (Economic Vulnerability Index 農産生産量商品とサービスの輸出の安定性の安定性、GDP に反映される製造業、サービス業の全経済活動に対する比率、人口対の国内市場規模、天災の影響を受ける人口の割合)なこと。 I 以上 3 つの基準のうち 2 つ以上を 2 年連続して上回り、GNI が 750 ドル以上なら LDC でない。

この基準により現在 LDC には以下の 49 ヶ国ある。
アジア（10）：アフガニスタン、イエメン、カンボジア、ネパール、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、ミャンマー、モルディブ、ラオス
アフリカ（33）：アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コモロ、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、スーダン、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、モザンビーク、モーリタニア、リベリア、ルワンダ、レソト
オセアニア（5）：キリバス、サモア、ソロモン諸島、ツバル、バヌアツ
中央アメリカ（1）：ハイチ

[2] WT/MIN(01)17. 14 November 2001.

次のことを宣言した。TRIPS 協定第 66 条 2 項は義務的（mandatory）であり、TRIPS 理事会は、義務の完全実施のためのメカニズムを設置しなければならない、先進国は 2002 年末までに、TRIPS 協定第 66 条 2 項下に企業に与えられた技術移転のインセンティブがいかに機能しているかにつき報告しなければならない、これらの報告は TIRPS 理事会において検討され、情報は毎年更新されなければならない。

この宣言に基づき、2003 年 2 月、TRIPS 理事会において、以下のことが決定された[3]。

①先進国は，TRIPS 協定第 66 条 2 項下に採られたかあるいは計画されている行動につき報告し、3 年毎に詳細な補充報告を提出すること、

②TRIPS 理事会は、年次最終会合において、先進加盟国が企業に与えるインセンティブが LDC に健全かつ存立可能な技術的基礎を創設できるよう効果的な技術移転を促進し、いかに奨励しているかについて以上の報告にもとづき、検討すること、

③先進国の報告書には、企業に与えられたインセンティブ、技術の種類、活用、効果等につき統計を含む詳細なデータが含まれること。

（3）途上国の国内法と技術移転

いくつかの途上国の国内法において、技術移転は重視され、厳格に規定されている。例えば、インド特許法第 83 条 (c)は、特許法の実施に適用される一般原則のひとつとして、技術移転及び普及への貢献を挙げ、84 条（c）は、実施特許付与日の 3 年後の不実施を理由に強制的なライセンス許諾を長官に求めることができること、85 条は、最初の強制ライセンス許諾命令の日から 2 年の期間満了後、中央政府または利害関係人は、不実施を理由に取消命令を長官に申請することが可能なことを規定している。現行法（2005 年改正）下においても、特許の実施状況について年次報告の義務が課されている。他方、ブラジルにおいては、技術移転の状況に政府が介入し、外国企業はライセンス契約について届出が義務づけられている[4]。

（4）TRIPS 協定第 66 条 2 項報告の検討

2006 年 10 月以来、TRIPS 理事会において、TRIPS 協定第 66 条 2 項の実施に関する先進国の報告書に対するブラジル、インド、バングラデッシュ等からの批判が相次いだ。これらの報告書が技術移転の内容や効果について一貫した説明を行っていない、TRIPS 協定第 67 条[5]が規定する技術協力との相違が明確でない点などが指摘され、バングラデ

[3] IP/C/28, 20 February 2003.

[4] ブラジル産業財産法第 211 条「INPI は，技術移転，フランチャイズその他類似の契約を，それらが第三者に対して効力を有するようにするために，登録するものとする。
補項　本条にいう種類の契約に係わる登録申請に関しては，登録申請日から 30 日の期間内に決定するものとする。」http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/brazil/sanzai.pdf

[5] 「この協定の実施を促進するため、先進加盟国は、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国のために、要請に応じ、かつ、相互に合意した条件により、技術協力及び資金協力を提供する。その協力には、知的所有権の保護及び行使並びにその濫用の防止に関する法令の準備についての支援並びにこれらの事項に関連する国内の事務所及び機関の設立又は強化についての支援(人材の養成を含む。)を含む。」

ッシュは、技術能力が形成されなければ、LDC に与えられた経過期間が有効に使われたとは言えないと述べた。

LDC に対しては、2 種類の経過期間延長が与えられている。TRIPS 協定第 66 条 1 項[6]に基づき TRIPS 協定実施義務の免除が 2013 年 7 月 1 日まで延長され[7]、2001 年 11 月 14 日、ドーハ閣僚会議において採択された「TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言」パラ 7[8]により 2016 年 1 月まで、TRIPS 協定第 2 部第 5 節（特許）及び第 7 節（販売承認のための申請データの保護）の実施若しくは適用、または、これらの節に規定される権利を行使する義務を、医薬製品に関しては、負わないことが合意された。バングラデッシュは、TRIPS 協定第 66 条 2 項に規定される技術移転が充分に行われなければ、義務の免除期間を設ける意味がなく、先進国の義務が遵守されたことにならないと述べた。

ブラジルは、2006 年の TRIPS 理事会において、先進国は途上国に TRIPS 協定上の義務について「説教」するだけでなく、WIPO 開発アジェンダにおいて提唱されているとおり、TRIPS 協定の「柔軟性」や技術移転について協力すべきとした。2007 年の TRIPS 理事会においては、財やサービスの輸入は技術移転にあたらず、また途上国に対する研修が必ずしも技術移転を導くとは限らないことを指摘し、望ましい技術移転のモデルとして、「国境なき医師団」によりモザンビークに創設された医療施設の例を挙げた。ブラジルがこのように技術移転の問題に注目する理由としては、次のことが考えられる。①TRIPS 協定第 66 条 1 項第 2 文において、正当な理由があれば、TRIPS 理事会は途上国に対する経過期間をさらに延長することができる旨規定されていること、②いわゆる TRIPS 協定の「柔軟性」を活用した国内制度を促進していること、③かねてから国内生産主義(local production)を掲げ、輸入代替の目標が実現されないのであれば、途上国にとって知財保護は、不利をもたらすと解釈していること。

他方、インドにとって LDC への技術移転は、実利にかなっている。近年、インド企業はバングラデッシュやアフリカ諸国において直接投資を進めており、LDC に対して現実的な思惑がある。インド・ジェネリックは最貧国においても合剤や用量用法に関する

---

[6] TRIPS 協定第 66 条１項「後発開発途上加盟国は、その特別のニーズ及び要求、経済上、財政上及び行政上の制約並びに存立可能な技術的基礎を創設するための柔軟性に関する必要にかんがみ、前条 1 に定めるところによりこの協定を適用する日から十年の期間、この協定(第三条から第五条までの規定を除く。)を適用することを要求されない。貿易関連知的所有権理事会は、後発開発途上加盟国の正当な理由のある要請に基づいて、この期間を延長することを認める。」

[7] TRIPS 協定 66 条 1 項には 10 年間の経過期間が定められていたが、2005 年 11 月 29 日 TRIPS 理事会決定により 2013 年 7 月１日まで延長された。

[8] 「TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言」パラ７.「我々は、第 66 条第 2 項に従い、後発開発途上加盟国に技術移転を促進し奨励するために、先進加盟国が先進加盟国の企業及び機関に奨励措置を提供するというコミットメントを再確認する。我々は、また、後発開発途上国が 2016 年 1 月まで、TRIPS 協定第 2 部第 5 節及び第 7 節の実施若しくは適用、または、これらの節に規定される権利を行使する義務を、医薬製品に関しては、負わないことに合意する。この場合において、後発開発途上国が TRIPS 協定の第 66 条第 1 項において規定されている他の経過期間の延長を求める権利を妨げない。我々は、TRIPS 理事会に対し、TRIPS 協定第 66 条第 1 項に従い、このような効果を与えるために必要な行動をとることを指示する。」

特許を出願している。これら諸国において技術移転が促進され、TRIPS 協定上の経過期間が延長され、物質特許の導入が先延ばしされることは、とくにインド企業にとって有利な投資環境づくりとなる。

2．技術移転の概念と前史

（1）国際機関と技術移転

技術移転の概念には長い議論の歴史があるが、経済学上あるいは法的な定義があるわけではない。それゆえ各国際機関は適宜、独自のアプローチを採用してきた。WIPO が設立された際も、技術移転の支援がその任務の一部であり、途上国の特許制度の整備がその目的のひとつとされたが、技術移転に関する実際の議論は、UNCTAD（国連貿易開発会議）においてなされた。

（2）UNCTAD における議論

1961 年、工業所有権の保護に関するパリ条約の原加盟国であったブラジルは、国際的な特許制度は途上国の経済発展、さらには途上国に対する技術移転を妨げるという問題提起を国連総会において行い[9]、特許が途上国の経済発展に及ぼす弊害について、国際会議で議論することを提唱した。ノウハウの移転がない限り、特許と技術移転についてのみ論じることは不可能であり、また知財をその他の社会経済的条件から切り離して議論しても、結果は期待できないとの理由から、国際会議の開催を提唱したブラジルの提案は受け入れられず、これらの問題については報告書が作成されることになった。1974 年には、国連、WIPO、UNCTAD による共同報告書として、「途上国への技術移転における特許制度の役割」が提出された[10]。

ブラジルが提起した問題は、その後 UNCTAD において取り上げられ、1972 年 第三次 UNCTAD 総会においては技術移転に関する決議が採択され、1975 年には、「途上国への技術移転における特許の役割」政府間専門家グループ設立され、常設の技術移転委員会において、以後 10 年間にわたる議論が続いた。UNCTAD での議論においては、国際的な特許法システムは価格高騰をもたらすのみならず、途上国が適切な技術を選択することを不可能とするなど、途上国にとっては弊害でしかなく、それゆえ外国企業のみを利する特許制度、特許性、保護期間を是正し、濫用を防ぐための制度を確立することが必要である旨主張された。これらの議論の結果、1980 年には制限的商慣行に関する原則とルールが採択されたが、技術移転に関する国際行動規範は結局採択されずに終わった。

---

[9] G.A. Res 1713(XVI), 16 United Nations GAOR Supp, (No.17), p.20.

[10] The Role of Patents in the Transfer of Technology to Developing Countries,United Nations, 1975.

UNCTAD における議論においては、以下の諸点を中心としたパリ条約の改正諸案が提示された[11]。

①「ある物の製造方法について特許が取得されている同盟国にその物が輸入された場合には、特許権者は、輸入国で製造されたものに関して当該特許に基づきその国の法令によって与えられるすべての権利をその輸入物に関して享有する」旨規定したパリ条約第 5 条の 4 は極めて不適切であり、撤回すべきである、

②パリ条約においては強制実施権の設定は、3 年間特許が実施されていない場合に限られているが、この要件は適切でない。また特許製品の価格が高い場合、あるいは生産量が不十分な場合は特許が実施されているとはみなさず、強制実施権を設定できるようにすべきである、

③科学・技術的情報は先進国に偏在し、途上国がこれに対抗することは極めて困難であるため、先進国の知識に依拠し、途上国のイノベーションを阻止するような新規性の基準を改正すべきである、

④ライセンス条件における権利の濫用に対して規制を導入すべきである、

⑤何が特許の対象となるかについてなんら規定を置かないパリ条約の柔軟性を活用し、医薬品は特許の対象から除外すべきである。

（3）UNCTAD から WTO へ

その後、知的財産をめぐる議論は、UNCTAD から GATT・WTO へとフォーラムを移すことになった。その間、米国や欧州の圧力によって物質特許保護を導入し、知財保護を強化するなどして、途上国の特許法にも大きな変化が生じた。1995 年、従来の知財保護条約とは一線を画す形で TRIPS 協定が発効した。WTO においては UNCTAD のようなグループ交渉が存在せず、途上国間で利害や見解の相違が生じる等、技術移転に関する議論をとりまく状況には重大な変化が生じた。UNCTAD は引き続き途上国へのアドバイスを継続したが、ICTSD (International Centre for Trade and Sustainable Development)、及び世界銀行等と協力し、技術移転に関する新しいアプローチを採択することになった。その主旨は、ライセンス契約等に制限を課すのではなく、先進国による受入国の社会的、経済的条件の整備を期待し、その経済的な効果を重視することである。今後の技術移転の方向性としては、先進国の援助により「南々協力」（途上国間の技術協力）を促進し、現地生産を進めることである。ドイツの援助により、インド・ジェネリックの直接投資を活用したエイズ薬工場の創設プロジェクト（モザンビーク、エチオピア、ケニア）等が企画されている。過去、途上国によるエイズ薬のローカル生産（輸入代替）は、製品の安全性、効能及び品質問題を引き起こしたこともあり、また輸出市場の欠如ゆえ効率性を欠いていたことが多かった。インドの投資による技術移転が、将来、LDC のローカル生産に品質保証や規模経済をもたらすか否かが注目されている。

[11] 例えば TD/JB/C.6/AC.2/2: Promotion of National Scientific and Technological Capabilities and Revision of the Patent System,. Report by the UNCTAD Secretariat. July 1975.

３．特許、ノウハウと技術移転

（１）市場支配力と技術の選択

市場において「技術移転」はいかになされているのか。技術移転にも様々なルートがあり、契約にもとづき対価支払をともなう技術移転としては、知的財産権ライセンス、ジョイント・ベンチャー、共同研究開発契約、技術サービス協定、直接投資、OEM 生産、販売あるいは経営契約、情報共有、研修等がある。リバース・エンジニアリングや模倣も、非公式の技術移転である。LDC にとっては、市場に任せる限り、知財ライセンスによる技術移転は生じにくいという問題がある。

狭義の技術移転である知的財産権のライセンス契約を伴う日本企業の輸出先国別技術輸出額シェアをみると、2005 年、その大半は米国向けのもので、インドで 1.1%、中国ですら 4.6%、LDC についてはほぼ皆無である[12]。他方、日本企業の技術輸出額シェアを分野別にみると、輸送用機械器具等が主な対象であり、知財ライセンスを通しても、ハイテク技術の移転等は生じにくいように思われる。

（２）知財保護の強化は技術移転を促進するか

知財保護の強化は技術移転を促進するかという問題については、先進国において様々な見解が存在するが、一般的な相関関係が指摘されるにとどまる。例えば、「弱い知財保護は移転される技術の質を低下させる」、「特許保護の強化はノウハウの移転を促進させる」、また「知財保護は、受入国の競争者が模倣品を生産することができ、投資企業にとって規模の経済に依拠することができるだけの十分な規模が受入市場にあれば、直接投資を促す」等指摘されてきた。ところがこうした相関関係も、受入国の市場規模や教育、R&D 及び科学技術レベルに依存する。途上国に関する実証研究は少なく、知財保護を強化したから、技術移転が促進されたということを直接的に検証することは困難である。OECD(2008)[13] による最近の調査は以下のことを示している。知財保護の強化は、①先進国、②途上国、③LDC 全てにおいて FDI、技術内容の高い財及びサービスの輸入及び外国企業の特許出願を増加させる。技術移転を R&D／GDP 比＋特許出願数（外国・内国）とすれば知財保護の強化は①及び②において R&D、技術移転及び外国企業による技術移転インセンティブを促進させる。知財保護の強化はとくに医薬品、化学品、オフィス・テレコム設備、エレクトロニクス、航空機、精密機械の輸入を増加させる。途上国において特許出願の大半が多国籍企業によるものであることに鑑みれば、受入途上国の企業や研究機関への技術移転が行われているか否かは OECD のこの調査によって明らかにされたとはいえず、この調査が現在の国際社会における議論を十分反

[12] 日本企業の輸出先国別技術輸出額シェア（ライセンス契約によるもの）2005 年
伊藤万里「科学技術統計応用調査研究 2007 年度報告書第　4 章日本企業の技術輸出」98－99 頁。

[13] WG Park and DCl Lippoldt, OECD Trade Policy Working Papers No. 62. Technology Transfer and the Econoic Implications of the Strengtheining of Intellectual Property Rights in Developing Countries,2008.

映したものになっているかは疑わしい。

従来、技術移転の大部分は子会社に対する移転であり、米国においては企業内の技術移転が全体の 70%、また日本においても企業内の技術移転が全体の 60～70%を占めている。長岡教授の分析(2009)[14] によれば、特許制度が強化されれば、企業内技術移転から企業間の arms' lengths 取引への移行が促進される。

LDC について、知財ライセンスによる先端技術の移転は難しいであろうが、受入国の技術レベルに適した技術の移転の可能性は存在し、むしろそのほうが受入国にとって望ましいといえるのではないか。TRIPS 協定第 66 条 2 項の規定においては、「技術移転」の意味が明らかでなく、特許等で保護されている技術の移転のみを指しているのか、あるいは他の技術も含むのか、判定できないという欠陥もある。TRIPS 協定の文脈に位置づけられているので、知財ライセンスのみを指していると解釈することも可能である。途上国が、知財ライセンスによる高度な技術の移転のみに固執するのであれば、TRIPS 協定協定第 66 条 2 項の実施は困難にぶつかる。また、政府が企業に援助し、無理な技術移転を促進させることで、経済合理性のないプロジェクトが遂行されることも考えられる。

４．TRIPS 協定下の技術移転

現在、先進国政府は WTO において、TRIPS 協定第 66 条 2 項に基づき、自国企業に対して技術移転のためのインセンティブを与える義務を履行し、それについて報告を行うよう迫られている。いかなる対応が可能なのか。技術移転は、グローバルな研究開発を効率的に促進するものであり、技術の限界費用はゼロである。需要の価格弾力性に見合った価格により技術を販売することは、世界的な効率性の観点からも望ましいといえる。知財保護は、R&D 投資を増加させるインセンティブとして寄与し、ローカルなイノベーションを可能にする要因であることに鑑みれば、途上国・LDC の R&D をなんらかの方法で促進し、知財保護の恩恵を受けることができるよう環境づくりをすることが不可欠である。とはいえ、LDC の個々の状況には、厳しいものがある。

TRIPS 理事会においては、TRIPS 協定第 66 条 2 項に関して、LDC はいかなるニーズを有するかという問題について、シエラレオネ [15]及びウガンダ [16]からペーパーが提出された。これらのペーパーは UNCTAD、とくに ICTSD の支援を受けて作成されたものであり、途上国の経済にインパクトを与えるような知財保護の構築に対する先進国の現実的な貢献を要請している。

---

[14] S Nagaoka ,Does strong patent protection facilitate international technology transfer? Some evidence from licensing contracts of Japanese firms, Journal of Technology Transfer’, J of Technol Transfer (Springer, April 2009).

[15] IP/C/W500, 510(2008).

[16] IP/C/W/499（2008）.

５．TRIPS 協定第 66 条 2 項報告のあり方

（１）日本の技術援助

日本の政府は、途上国及び LDC に対して多くの技術研修をおこない、知財保護制度の整備に対する援助をしてきた。企業も途上国や LDC の技術援助や研究開発支援をしている。日本の製薬業界は、特にネパール、ラオス、カンボジア等といった LDC において、抗生物質等、実際の生産に結びつくような技術協力を行っている。ただし、知財によって保護されている高度な技術を移転しているわけでははく、こうした援助と政府による技術移転奨励措置や知財制度整備援助等との関連付けはされていない。LDC ではないが、科学技術振興機構（JST）はタイで DNA ワクチンの研究開発のためタイ国保健省医科学局と協力し、その過程で共同特許出願するに至った[17]。医薬基盤研究所は、薬用植物や生物・遺伝資源に関して国内外の企業及び研究所と共同研究開発を行い、成果のライセンスもしている。TRIPS 協定第 66 条 2 項にいう「健全かつ存立可能な技術的基礎を創設することができるように技術の移転を促進し及び奨励するため、先進加盟国の領域内の企業及び機関に与える奨励措置」に該当するような共同研究開発奨励措置、研修や免税措置は、他にも多いのではないか。このような活動において、政府が日本企業や機関に与えるインセンティブがいかなるものか明確にし、支援によって実現されたプロジェクトが LDC 諸国の経済にどのようなインパクトを与えているか、持続的な技術的基礎の構築に向けていかなる取組みがなされているのかについて、解明し説明することも必要であろう。現在、ブラジル等の途上国は、専ら「現地生産」を主張するが、その効率性は果たしてあるのか等、プロジェクトの経済合理性に関しても、個々のケースで検討する余地がある。

（２）「技術移転」の説明

TRIPS 協定第 66 条 2 項報告書の作成にあたっては、まず、一貫した哲学、分析方法や説明が必要である。報告書の存在意義を明らかにし、その作成方法を工夫することで、かなりの説得力を持たせることができるのではないか。その際、これまでの技術移転と特許に関する議論の経緯も踏まえ、途上国の主張の前提となるものが何かを確認する必要がある。

現在、途上国及び LDC における知財保護の意義について国際的に議論が紛糾しているが、なかでも注目されているのが、医薬品の製造と環境保護技術である。UNCTAD、ICTSD、及び世界銀行等においては、環境保護技術は医薬品と比較され、環境保護技術

[17] A Method of Prime-Boost Vaccination(2006). BCG をベクターとしたクレイド E 型ウィルスワクチンの開発の可能性についての研究。ただし JST の途上国 R&D プロジェクトで共同出願に至ったのはこの例にとどまるとのことである。

については技術移転が容易であるとの見解があるが、さらなる検討を要する[18]。

途上国・LDC の要請すべてに対応していくことはもとより不可能であるが、既に行っている協力は多々あるので、国内における省庁間及び企業との協力に基づき、現在の国際的な議論の状況に応える形で、これらの活動を知財保護の人材養成などと関連付け、精緻な報告をしていくことが重要であろう。

[18] J Barton, Technology Transfer for the Ozone. Layer: Lessons for Climate Change‘. London: Earthscan. 2007. Intellectual Property and Access to Clean Energy Technologies in Developing Countries, www.iisd.org/pdf/2008/cph_trade_climate_tech_transfer_ipr.pdf ； ’Patenting and Access to Clean Energy Technologies in Developing Countries’,February 2008.

Ⅱ．環境エネルギー技術の技術移転と知的財産権の強制許諾

気候変動枠組条約に関する議論において、気候変動の問題を解決する為の技術移転をどう進めていくかということが、一つの大きな課題となっている。その中で技術移転を進展させるための手段として、強制許諾という選択肢が途上国から示されており、TRIPS 協定上の強制許諾の規定との関係でも議論となっている。この問題に関しては、日本の産業界を代表して経団連から「ポスト京都議定書の国際枠組に関する提言 －COP14 に向けた産業界の見解－」という形で、提言がなされており、また、欧米を含むビジネス界も「ビジネス３極からの共同声明文」という形で、強制許諾の問題を大きく取り上げている。それぞれの主張や提言等は、次のようなものである。

１．先進国と途上国の技術移転に関する主張

近時の技術移転に関する気候変動交渉として以下の２つの会合が開催された。

・技術開発及び技術移転に関する北京ハイレベル会合〔2008 年 11 月 7 日～8 日〕
・第 14 回気候変動枠組条約締約国会合（COP14）〔2008 年 12 月 1 日～12 日〕

上記会合等で先進国と途上国の双方から、技術移転に関しては以下の表にあるような主張がなされている。

	先進国	途上国
状況	着実に進展している	進展していない
主体	技術を保有する民間がビジネスとして展開することが不可欠。 先進国・途上国は、そのための事業環境整備を積極的に講じるべき。	先進国政府が率先して資金を提供すべき。 民間の保有する技術を途上国に開放すべき。
主な障壁	省エネ政策の不徹底、人的資源の欠如、関税・エネルギー補助金、投資環境の未整備等	価格。とりわけ知財がコスト要因。
知的財産権	知財保護を含む民間にとって魅力的な投資環境を整備すべき。 強制許諾や技術買収は、技術移転の促進につながらない。	知財の強制許諾や、技術買収のための資金メカニズムを導入すべき。

まず基本的な技術移転の状況認識において意見の相違があり、先進国は、技術移転に対する取り組みにより技術移転は着実に進展しているとの認識であるのに対して、途上国は、技術移転はまだ十分ではなく、さらに技術移転を進める必要があるとの認識を示している。途上国はさらに、知的財産権の影響について、知的財産権の存在が技術移転の進展に対する障壁になっていること、特にロイヤリティによるコスト上昇が要因で技術移転を困難にしていることを問題視し、その対策として、知的財産権の開放や、知的

財産権の開放に繋がるような強制許諾等の何らかの方策が必要であると主張している。そこには、公衆衛生のコンテキストにおいてなされてきた議論を、環境・エネルギーのコンテキストにも拡張すべしとする思惑が表れている。各会合における途上国からの主張は以下のとおり。

２．技術開発及び技術移転に関する北京ハイレベル会合〔2008 年 11 月 7 日～8 日〕

この北京ハイレベル会合は、国際的技術開発及び技術移転の促進を目的として中国政府と国連の共同で開催され、技術移転、普及に関する障害を克服する必要性などを強調した声明に合意がなされた。

この会合における、技術移転と知財に関する途上国の主張は以下のようなものであった。

・一部の環境エネルギー技術が途上国の手の届かないほど高価なものになっており、知財が技術移転の障壁となっている。
・環境問題に不可欠な技術については、現在開発中の新技術も含めて、強制的にでも途上国と共有すべき。
・環境技術は公共財であり、TRIPS 協定第 31 条の公的な非商業的利用にあたる。

３．第 14 回気候変動枠組条約締約国会合（COP14）〔2008 年 12 月 1 日～12 日〕

この第 14 回気候変動枠組条約締約国会合（ポーランド）では、2010 年末の COP15 に向けた次期枠組交渉に関する論点整理と、2010 年の作業計画等に関する合意がなされた。

技術移転に関しては、ポスト京都の枠組作りの議論の中で技術移転の問題が取り上げられた。特に条約作業部会で主な議論がなされたが、その中での技術移転と知財に関する途上国の主張は以下のようなものであった。

・技術そのものが高価であり、ノウハウの移転が不十分。知財を技術移転の障壁にさせない為の柔軟性を拡大すべき。
・知財の保護と途上国への技術移転の拡大とのバランスをとるべき。公衆衛生の分野では既に行われている。
・政府の支援を受けて開発された環境技術は、積極的に移転するべき。先進国において研究開発投資の 2～4 割は政府によるものである。
・気候変動問題は、TRIPS 協定第 31 条では、生命・安全や国防に必要な場合などの緊急事態には強制ライセンスできる規定がある。気候変動問題は当該緊急事態にあたる。

途上国の主張は、国ごとに多少の差異があるものの、概して知的財産権の保護の重要性は認めつつ、知的財産権の保護の方にかなり重心が移っており、もっと技術移転の方に力を入れるべきとの立場を示している。

４．我が国の主張

第 14 回気候変動枠組条約締約国会合、あるいは、技術開発及び技術移転に関する北京ハイレベル会合において、途上国から上記のような主張がなされる中、日本として以下のようなスタンスで臨んでいる。

・知財は、企業の研究開発投資を回収し、更なる技術移転を促進するための基本ツールであり、知財の適切な保護をはじめとした事業環境の整備こそが、民間企業による持続可能な技術移転を促進する不可欠な要素である。
・HIV/AIDS 薬をはじめとした医薬品と異なり、環境エネルギー技術の知的財産権は、価格に占める知財コストの割合が低く、また、操業オペレーション等のノウハウを含む為知的財産権の特定や価値算定が困難であることから、技術の供与側と受容側がビジネスとして技術移転を行う意志がなければ、技術移転には繋がらない。
・したがって、知的財産権の強制許諾等の措置は、技術移転を促進する効果が期待できず、むしろ技術保有企業が、当該市場を回避する行動に繋がり、結果的に技術移転を阻害する効果が大きい為、回避すべきである。

５．産業界からの提言等

産業界からの声としては、日本の経団連による「ポスト京都議定書の国際枠組に関する提言 －COP14 に向けた産業界の見解－」や、BUSINESSEUROPE（ビジネス・ヨーロッパ）、IIPPF（国際知的財産保護フォーラム）、THE U.S. CHAMBER OF COMMERCE（全米商工会議所）の連携による「ビジネス３極からの共同声明文」があり、それらにおいて技術移転と強制許諾の問題を大きく取り上げ、強制許諾の実施に関する懸念が表明されている。

⑴経団連「ポスト京都議定書の国際枠組に関する提言 －COP14 に向けた産業界の見解－」

2008 年 11 月 18 日に出された経団連の「ポスト京都議定書の国際枠組に関する提言」の中で、知的財産権に関する問題も以下のように取り上げており、日本政府の主張と同様の主張がなされている。

・知的財産権が保護され、研究開発への投資を適切に回収できる市場環境があってこそ、民間の研究開発能力を最大限引き出せる。
・温暖化の為の技術を定着させる上では、知的財産権そのものに加え、当該技術のマネージメントのノウハウ等が不可欠である。強制的な実施許諾や買取を通じて知的財産権を得たとしても、ホスト国側に当該知的財産権を継続的に使いこなすノウハウがない限り活用は望めない。
・技術は、知的財産権や様々なノウハウの集合体であり、かつ、画一的な市場価格が存在するわけでもない為、強制的な実施許諾や買取の対象を特定し評価することは難しい。
・従って、技術移転を促進する観点から、知的財産権の強制的な実施許諾や買取は

認めるべきでない。

(2) BUSINESSEUROPE、IIPPF、THE U.S. CHAMBER OF COMMERCE の「ビジネス３極からの共同声明文」

2008 年 12 月 9 日に出された BUSINESSEUROPE、IIPPF、THE U.S. CHAMBER OF COMMERCE の「ビジネス３極からの共同声明文」の中で、強制許諾の問題を以下のように取り上げている。

・BUSINESSEUROPE, IIPPF and the US Chamber call for government to:

－ refrain from compulsory licensing and similar non-voluntary restrictions on the exercise of IP rights other than in the most exceptional circumstances;

－ take vigorous and coordinated action to reverse the growing risk of weakened IP standards occasioned by the unwarranted use of compulsory licensing and other similar restrictions of IP rights; and

－ take appropriate actions bilaterally and in mutilateral organisations (e.g., WTO, UNFCCC, WHO, WIPO) to halt the harmful use of compulsory lisencing and similar restrictions on IP rights.

久慈委員による、BUSINESSEUROPE、IIPPF、THE U.S. CHAMBER OF COMMERCE の「ビジネス３極からの共同声明文」に関する補足説明。〔久慈委員は IIPPF（国際知的財産フォーラム）の企画委員長〕

IIPPF（国際知的財産フォーラム）は、2002 年に主として模倣品対策を目的として日本産業界及び日本の諸官庁の連携の下に中国など各国に制度改正や運用強化を要求する為にできた団体である。IIPPF は、ヨーロッパの経団連に相当する BUSINESSEUROPE とアメリカの THE U.S. CHAMBER OF COMMERCE と連携して活動をしてきており、これまでも中国への各種要請を日米欧の共同宣言の形でだしてきている。 2008 年 9 月にブリュッセルで開催された連携会議では、環境技術に強制実施権の適用を拡大すべしという途上国側の主張に対して、早い時点で反論をしておく必要性についても議論された。 議論の結論は、合理的なロイヤリティ回収による将来への再投資というサイクルを維持するためには知財制度の本来の機能をきちんと維持するように考えなければならず、環境問題に名を借りて安易に強制実施権を肯定するような短絡的な対応はなされるべきではない、2009 年末の COP15 の日程を考えると意思表明すべきである、ということになった。これにより三極の団体の連名で共同宣言を出すことになった。

第５章　遺伝資源・伝統的知識・フォークロアの保護

Ⅰ．WTO、WIPO、CBD における議論の動向

１．遺伝資源（GR）について

遺伝資源については、途上国にも豊富に存在していることから、途上国は、遺伝資源を自らの強みとすべく国際的な保護の枠組みの設定を先進国に要求し、地球環境の保護の必要性が高まる中、1992年に生物多様性条約（CBD）*が締結され、遺伝資源に関して、その原産国が主権的権利を有することが認められた。

さらに、途上国は、CBDでの検討とは別に、WTO、WIPOにおいて知的財産権の側面から遺伝資源の保護強化を主張した結果、WTOでは2001年のドーハ閣僚宣言で、TRIPS関連の項目として、「TRIPS協定と生物多様性条約（CBD）の関係」が、実施問題**として位置づけられ、WIPOでは2000年に「知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会」（IGC）が設置された。

途上国は、TRIPS協定とCBDをより相互支持的にするために、遺伝資源提供国は、特許出願書類における出所等開示の導入を求めている。この主張はCBD、WIPO/IGCでも展開されている。

*生物多様性条約＜Convention on Biological Diversity（CBD）＞：
生物多様性の保全、生物資源の持続的な利用、生物多様性の利用に基づく利益の公正かつ衡平な配分を目的とする条約。1993年12月に発効。現在、日本を含む191カ国が加盟している。アメリカは未加盟。

**実施問題：
WTO 協定の実施段階に入って途上国が直面している様々な問題。
途上国は、途上国の義務は遅らせ、途上国に特別な配慮を与えよと要望。

〔１〕WTO/TRIPS協定関連会合

TRIPS理事会には、2006年5月31日付でインド、ブラジルより、特許出願において生物資源及び関連する伝統的知識の①出所・原産国、②事前の情報に基づく同意（PIC）の証拠、及び③利益配分の証拠の開示義務を導入するためのTRIPS協定改正テキストが提出され、多くの途上国が協定改正テキストに基づく議論を支持。また、ノルウェーは、遺伝資源及び伝統的知識の出所・原産国を開示する協定改正を支持する内容の文書を提出している。

一方、日本、米国等は、TRIPS協定とCBDは抵触なく、相互補完的に履行可能であり、CBDの目的を達成するに当たってTRIPS協定の改正は不要と主張。2007年には、TRIPS理事会通常会合、WTO事務局次長主催の協議の場において議論が行われたが、両者の間に意見の隔たりが大きく、議論の収束には至っていない。

また、インド、ブラジル等から提出されているTRIPS協定改正案に関し、2007年6月のTRIPS理事会通常会合で、アフリカグループ、2007年10月のTRIPS理事会通常会合でLDCグループが共同提案国となることを表明した。

日本からは、2006年に特許制度と遺伝資源に関するスタンスペーパー（WTO文書IP/C/W/472）を発出しており、その中で「誤った特許」（新規性、進歩性がないにも拘わらず付与される特許）の問題を解決するためのデータベース構築を提案している。2007年10月の理事会では、特に情報漏洩の対策（アドレス認証）を盛り込んだ改善提案（WTO文書番号IP/C/W/504。2007年7月開催のWIPO/IGC11に提出した文書と同様の内容）の紹介を行い、米国、カナダ、シンガポール等から支持表明があった。

また、ＥＵは、出所開示要件の導入は、特許制度に負荷を課さないために方式要件に限定されるべきとし、出願人が不完全又は正しくない情報を示した場合に制裁は各国が決めるべきであって、特許制度の枠外でなされるべきと主張している。

2008年3月、6月、10月、2009年3月にもTRIPS理事会が開催されたが、サブスタンスの議論では各国、上記のスタンスを繰り返すに留まった。一方、WTOドーハ・ラウンドの文脈では、TRIPSとCBDの関係性を主張する途上国とGIの拡大を支持するＥＵ、スイス等が連合する形で、多国間通報登録制度、及びもう一つの未解決実施問題であるGI拡大の論点を等しく扱うべき、とするパラレリズム論が展開されており、それに対して日本、米国、カナダ、オーストラリア等は両者のリンクはより議論の進展を困難にするとの立場で、依然として平行線を辿っている状況が続いている。

〔２〕CBD/COP・ABS会合

⑴経緯

2006年3月に行われた、生物多様性条約（CBD）第8回締約国会議（COP8：於ブラジル）において、条約の３つの目的の一つである「遺伝資源の利用から生じる利益を公正かつ衡平に配分すること」を促進するためのインターナショナル・レジーム（国際的な枠組）の構築に関する作業をCOP10（2010年名古屋開催予定）に向け、早期に完了させることとなった。インターナショナル・レジーム（IR）の措置の一つとして、途上国より、知的財産権申請時における遺伝資源及び関連する伝統的知識の出所等の開示義務制度の導入が主張されている。

2007年10月に第5回ABSアドホック作業部会、2008年1月に第6回ABSアドホック作業部会、同年5月には第9回締約国会議（COP9）が開催された。

⑵遺伝資源のアクセスと利益配分に関する第6回アドホック作業部会（ABS6-WG）

2008年1月開催。出所開示義務をIRの遵守監視の手段として盛り込むべきとする主張が従来同様途上国よりなされた。日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、

ＥＵより、議論の余地が多く現時点でIRに盛り込むべき項目とすることに反対が表明され、今後の検討項目とされた。他方、ＥＵは開示を方式要件として義務化するWIPOでの提案に言及した。また、途上国より遺伝資源のみならず、その派生物（derivatives）や製品（products）に関してもIRの範囲に入れるべき、またIRは法的拘束力をもった文書とすべきとする従来主張が繰り返された。日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドより国内法の下での契約励行、及び契約執行を確保することでIRの目的は達成される旨主張し、平行線を辿った。

⑶第 9 回締約国会議(COP9)

2008 年 5 月開催。COP10 に向けた ABS の作業計画に関する議論が主に行われた。予算の制約から慎重な意見も出されつつも、COP10 までに 3 回の ABS 作業部会を開催すること、合わせて(i)コンプライアンス、(ii)概念、定義、産業分野別分析、(iii)伝統的知識、についてそれぞれ議論する 3 つの専門家会合（地域的バランスを考慮して各国より推薦された 30 人の専門家、及び先住民、産業界、国際機関、学界、NGO 等からの 10 人のｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰからなる）を設置して ABS にインプットすることとされた。1 日弱を利用して、IR の中味に関する議論が行われたが、具体的進展はなかった。ただし知財に関し、従来途上国より強硬に主張されている、「遺伝資源原産国の明細書への開示義務の導入」は本会合ではほとんど主張されなかった。

〔３〕WIPO/IGC会合

⑴経緯

WIPO 特許法常設委員会（SCP）での特許法条約に関する議論の過程において一部途上国より遺伝資源等の保護の重要性が強硬に主張されたことを受け、2000 年 9 月の WIPO 加盟国総会において本委員会を設置することが承認された。委員会では遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアの保護について、知的財産権の観点から専門的かつ包括的な議論が重ねられている。

⑵知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する第 12 回政府間委員会（IGC12）

2008 年 2 月開催。遺伝資源（GR）の出所開示に関し、方式要件として開示義務を課し、義務違反に対する制裁を特許制度の枠外で課すことを要素とする提案を行っているＥＵ、スイスは遺伝資源が伝統的知識、フォークロアに比べ十分議論の時間が与えられないとして、遺伝資源の順番を最初に置くべき旨主張した。これに対し出所開示義務を実体的要件として課す TRIPS 協定改正提案を WTO ドーハ・ラウンドで行っているブラジルは、WIPO で遺伝資源の議論を行うことに反対した。日本より遺伝資源が誤って特許されないためのワンクリック型検索用データベースに関する提案を再度紹介し、情報漏洩に関する法的・技術的セキュリティー対策の例（審査用のクロー

ズドなシステム、審査官による秘密漏洩に関する刑事罰等）につき説明した。

⑶知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する第13回政府間委員会（IGC13）

2008年10月開催。従来のとおり、ＥＵは遺伝資源の出所開示を方式要件とし、義務違反に対する制裁を特許制度の枠外で課すべき旨、また、主要先進国は遺伝資源を伝統的知識、フォークロアと同等の時間をかけて議論すべき旨主張する一方で、ブラジルはWTOドーハ・ラウンドでTRIPS協定改正を行い、義務的な開示要件を導入すべきと主張した。また我が国より、既に提案している、遺伝資源を利用した特許出願に対して誤った特許付与を防止するための遺伝資源データベースにつき、試行段階から始めて逐次的に構築する点について追加的な説明を行った。米国、シンガポールからはWIPOにおけるデータベース構築について支持が表明された。

２．伝統的知識（TK）、フォークロア（TCEs）について

TRIPS理事会では、毎回、「伝統的知識及びフォークロアの保護」が議題に上げられているが、「TRIPS協定と生物多様性条約（CBD）の関係」「TRIPS協定第27条3(b)のレビュー」と一括して議論されており、結果的に「TRIPS協定と生物多様性条約（CBD）の関係」について議論が集中し、「伝統的知識及びフォークロアの保護」は実質的に議論されていない。

〔１〕WIPO/IGC会合

⑴経緯

これまでの会合において、伝統的知識については、伝統的知識の文書化時における知的財産管理のためのツールキットの作成、伝統的知識のデータベースを構築するための技術協力、伝統的知識の保護制度のあり方や定義について検討が行われ、フォークロアについては、その法的保護に関する調査を行うとともに、保護制度のあり方に関して調査を進めてきた。

さらに、第8回IGCでは、事務局より伝統的知識及びフォークロアの保護に関する「草案」（政策目的／一般原則／実体条項で構成）が提示された。先進国は、(i)現時点では実体的な規定にも踏み込んで議論を行うには時期尚早、段階的に議論を進めることが重要であり、まずは、政策目的・原則について合意を目指すべき、(ii)国際的法的拘束力のある文書ではなくガイドラインのような文書の作成を目指すべき、としたのに対し、途上国はブラジル及び南アフリカ（アフリカグループを代表）を中心に、(i)実体的な規定が重要であり、政策目的・原則と実体的規定を一括的かつ包括的に議論するべき、(ii)国際的法的拘束力のある文書の作成を目指すべき旨強硬に主張し意見が対立した。そこで、第10回IGCでは、「伝統的知識」及び「フォークロア」の定義や受益者の特定等の基本的事項を含む10の基本論点につき議論がなされた。日本、米

国、カナダ、オーストラリア等の先進国からは、用語の定義や受益者の特定等に関し具体的質問がなされ、また被害の実情や国内法制等の情報交換の必要性を訴えた。これに対し主たる保護要求国であるアフリカ等途上国からは十分な回答はなされなかった。一方途上国からは先住民族の伝統的知識・フォークロアが外国で不正利用されているとし、国際的法的拘束力のある法的文書の作成、そのため実体条項の議論を進めるべきとの主張が繰り返された。

⑵知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する第12回政府間委員会（IGC12）

第 11 回会合及びそれ以降に、基本的項目に関しメンバー国及びオブザーバーから提出されたコメントや発言を摘要した事務局文書を下に議論が行われたが、新たな進展は見られなかった。そこで、伝統的知識、フォークロアに関し、事務局が既存の保護制度を調査し、それでは対応し得ないギャップを特定した上で、対応すべき場合のオプションを検討すること、検討結果に対する各国のコメントを踏まえ次回 IGC でさらに検討することとされた。

⑶知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する第13回政府間委員会（IGC13）

第 12 回会合において決定されたギャップ分析文書について、本会合では当該文書で特定されたギャップを埋めるべきか否か、また、埋めるべき場合にはその選択肢、について検討されることとなっていた。しかし、実際の検討では、法的拘束力のある伝統的知識独自の（sui generis）国際的制度の創設によりギャップを埋めるべきと主張する途上国に対し、先進国は、まずは文書の中で特定されたギャップが埋めるべきものであるか否かを検討すべきとし、意見の収斂はみられなかった。

〔２〕CBD/COP・ABS会合

⑴経緯

生物多様性条約第8条ｊは、遺伝資源の生息域内保全に関する規定として、「自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保持し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの適用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること」と規定している。途上国より、同条項に基づいた伝統的知識の保護、利益配分の主張が行われている。

⑵第9回締約国会議（COP9）

主たるデマンドールはラ米の先住民であり、COP5で採択されたTask（先住民の政

策決定への参加、PIC・利益配分のガイドライン、消滅しつつある伝統的知識の復活、先住民による持続可能な資源利用のためのガイドライン等）をどのように優先順位をつけて開始するかが主たる論点となった。先進国より、同作業部会のタスクを選択・集中させるべき旨主張がなされた。先住民による持続可能な資源利用問題にフォーカスをあててタスクの見直しを主張するＥＵ・カナダと、PIC・利益配分のガイドライン等を含む包括的アプローチを主張する先住民側で意見が対立したが、最終的に、決議には両論併記的文言で記載されることとなった。

第 6 章 各国の知的財産保護制度の分析

Ⅰ．ウクライナにおける知的財産権執行法制の TRIPS 協定整合性

西村あさひ法律事務所
弁護士　川　合　弘　造
同　　藤　井　康次郎

本報告は、ウクライナの Magisters 法律事務所[1] 作成にかかる“Answers to questionnaire on Ukraine's IP legislation and practices”(以下、「現地報告書」という。)[2]の説明に基づき、ウクライナの知的財産権執行法制につき概観し、併せて TRIPS 協定との整合性を検討するものである。

１．最近の主なウクライナの知的財産権法制の変化[3]

2000 年以降にウクライナの知的財産権に関する法制は大きく変化を遂げている。かかる変化の 3 つの軸は、以下の点である。

①知的財産権保護の一般的強化
②米国による経済制裁[4]への対応
③WTO 加盟のための TRIPS 協定との整合性確保

さらに、ウクライナは EU の加盟を視野に、知的財産権についても、EU 法とのコンバージェンスを図ろうとしている。

以下、簡潔にその内容を概観する。

---

1 Magisters 法律事務所は、キエフ(ウクライナ)、モスクワ(ロシア)、ミンスク(ベラルーシ)、アスタナ(カザフスタン)に拠点を有し、CIS 諸国の政府機関及び企業等に対し広く法的サービスを提供しており、CIS 諸国を通じて最も規模の大きな法律事務所の 1 つである(LEX MUNDI“Directory of Members”(2009 年版)146 頁参照)。

2 現地報告書は本報告書執筆者からの質問状に対する回答という形で準備されたものである(なお、回答の作成にあたっては、本報告書執筆者と現地報告書作成者との間で 2 日間にわたる議論がなされ、また、双方の間でコメントのやりとりがなされた。)。現地報告書は、回答部分で 88 頁、それに末尾に掲載された質問状を合わせると 103 頁になる。

3 最近の主な法改正の解説につき、現地報告書 1～8 頁参照。

4 米国は、ウクライナは欧州で最大の海賊版レーザーディスク(CD、DVD 等)の製造、輸出国である等知的財産権の保護に大きな懸念があるとし、ウクライナに対し、2001 年には GSP(一般特恵関税制度)の適用を撤回し、2002 年には関税措置を発動した。なお、GSP の適用については 2006 年から再開され、関税措置は 2005 年に終了している。USTR プレスリリース 2001 年 3 月 13 日、同 2005 年 8 月 31 日、同 2006 年 1 月 23 日等参照。

（１）知的財産権保護の一般的強化

(ｱ) 2001 年 4 月の知的財産権関連法令等の改正

・刑法

知的財産権関連の犯罪が詳細化され、禁固刑が導入された。すべての知的財産権について、権利者の許諾のない利用について刑事罰の対象となった。

・刑事訴訟法

内務省[5]に捜査権限が付与された。

・行政責任法[6]

政府機関よる知的財産権の侵害について政府の法的責任が導入された。

・税関規則

模倣品の輸出・輸入について行政制裁が導入された。

(ｲ) 2003 年 1 月の商法の制定

知的財産権の商業的な利用について一般的な規定が置かれた。

（２）米国経済制裁への対応

(ｱ) 2001 年 7 月の著作権法の改正

ソビエトから独立後の 1993 年に制定された著作権法が改定された。著作権と著作隣接権についての詳細なエンフォースメントについての規定が整備された。

(ｲ) 2002 年 1 月のレーザーディスク法[7]の制定

レーザーディスクの製造・輸出・輸入等について国家ライセンス制度が導入された。国家ライセンスによらないレーザーディスクの製造等について制裁(経済的)も規定された。

(ｳ) 2005 年 7 月のレーザーディスク関連の法改正

ライセンスなきレーザーディスクの製造等につき刑事罰が導入された。ライセンス制度の規制が変更された。

---

5 正式名称の現地報告書における英訳は、“Ministry of Internal Affairs”である(現地報告書 2 頁)。

6 正式名称の現地報告書における英訳は、“Code on Administrative violations”である(現地報告書 2 頁)。

7 正式名称の現地報告書における英訳は、“Law on Peculiarities of State Regulation of Commercial Entities' Activities Related to Manufacture, Export and Import of Discs for Laser Reading systems”である(現地報告書 3 頁)。

（３）TRIPS 協定整合性確保

(ｱ) 2002 年 7 月の税関規則の改正

1991 年の規則に代わるもの。知的財産権侵害品についての水際規制が導入された。

(ｲ) 2003 年 1 月の民法の改正

ソビエト時代の 1963 年民法に代わるものである。知的財産権についての一般的な規定も置かれた。ただし、個別の知的財産権関連法と内容につき必ずしも完全に整合性が取れているわけではない[8]。

(ｳ) 2003 年 5 月の知的財産権関連法令の改正

・民事訴訟法と商事訴訟法

本案訴訟提起前の暫定措置が導入された。

・刑法

知的財産権関連犯罪につき法定刑の引き上げ等がなされた。

・特許法、意匠法、商標法、著作権法等の知的財産権関連法令

登録が必要なものについては登録手続の改善が図られ、さらに、エンフォースメントが改善されるとともに、周知商標の保護の整備がなされた。

(ｴ) 2006 年 2 月の刑法の改正

知的財産権関連の犯罪につき、閾値を 6,000 ユーロから大幅に引き下げた(なお、具体的な閾値は、ウクライナの財政指標に連動しており、2009 年においては 600 ユーロである)。

(ｵ) 2006 年 11 月の税関規則の改正

水際規制が詳細化された。職権による通関停止が導入され、また、少量の輸出・輸入の例外が導入された。

(ｶ) 2007 年 5 月の民法及び刑法の改正

知的財産権侵害品及び材料・道具の廃棄についての規定が整備された。

(ｷ) WTO 加入にあたっての要請として、2008 年 4 月の商標法等の改正

周知商標について無登録で保護されることが規定された。

[8] ただし、現地報告書作成者のメンバーでもある Taras Kyslyy 弁護士に対するインタビューによれば、これにより個別の知的財産権に関連する法律で定められた知的財産権の保護水準が低まるようなことはないとのことである。この点については、米国産業界からも問題提起がなされている(INTERNATIONAL INTELLECTUAL PROPERTY ALLIANCE(IIPA)“2008 SPECIAL 301 REPORT (UKRAINE)”157 頁等参照)。

（4）EU 法とのコンバージェンス

ウクライナは、EU への加盟を視野に入れ、知的財産権関連法令についても、EU 法とのコンバージェンスを目指している。2004 年 3 月の EU 法制への適合性確保のための国家プログラム法[9]を制定している。さらに、2008 年 11 月には、同プログラムを実現するためのアクションプランにつき閣議決定が行われている。

（5）ウクライナ産業界の支持と後押し

ウクライナ産業界は、知的財産権保護に向けた改革を支持しており、さらに、ACC(American Chamber of Commerce)や EBA(European Business Association)を通じてロビイングを行い後押ししている。

2．ウクライナの知的財産権執行法制の概要と課題[10]

（1）民事エンフォースメント[11]

㈠ 商事訴訟手続と民事訴訟手続、著作権法の特則手続

ウクライナの法制上、知的財産権の民事エンフォースメント手続を担うのは、民事訴訟及び商事訴訟である。会社や政府機関等の法人が訴訟の当事者になる場合には、商事訴訟手続となる[12]。さらに、著作権については、特則が設けられている(規定がより詳細であり、また、一部より実効的な保護を確保することができる)。

㈡ 差止命令

差止命令においては、侵害の排除を命ずることができる。これには、侵害品の輸入及び輸出の停止や排除、侵害品や道具・材料の没収及び廃棄も含まれる。

侵害品や道具・材料の没収及び廃棄を命ずるか否かは、裁判所の裁量である。

侵害者に過失がなかったことが立証されない限り差止命令が発せられる。

㈢ 暫定措置

暫定措置には、本案訴訟提起前のものと、本案訴訟提起後のものがある。本案訴訟提起前の暫定措置は、2003 年 5 月の改正で導入された。

暫定措置には、証拠収集のための暫定措置と、その他の暫定措置(一般の暫定措置)がある。それぞれの内容は以下のとおりである。

---

9 正式名称の現地報告書における英訳は、“Law On National Program for Adaptation of Ukrainian legislation to European Union Legislation”である(現地報告書 7 頁)。

10 なお、ウクライナの司法制度の概観については、現地報告書 8～21 頁参照。

11 民事エンフォースメントについての解説につき、現地報告書 21～45 頁、57～71 頁参照。

12 ただし、当事者のいずれかが自然人である場合には、民事訴訟手続となる(現地報告書 11 頁)。

・一般の暫定措置

資産の差押え、特定の行為の停止、特定の行為の要求等(民事及び商事訴訟手続)

・証拠収集のための暫定措置[13]

契約書等の書類、写真やビデオ等の記録、侵害現場の検証(商事訴訟手続)

契約書等の書類、写真やビデオ等の記録、証言、侵害現場の検証(民事訴訟手続)

侵害現場の検証、侵害品の差押え等、証拠書類の差押え(著作権法の特則)

※さらに、著作権法の特則においては、侵害に関与している第三者に関しての情報の提供を求めることができる。

なお、商事訴訟手続には、濫訴防止のためのメカニズム(担保・補償の提供や取消や失効の場合の賠償)が、本案訴訟提起後の暫定措置の場合には欠如している[14]。この点については、改正の際の立法の過誤ではないかとされる[15]。

また、民事、商事訴訟いずれの手続においても、裁判所に積む担保・保証については、これを預かる口座が整備されておらず、現在のところ実務的には、担保・保証の支払いを求められることはない[16]。

(ｴ) 損害賠償

権利者は、知的財産権の侵害の事実がある場合には、侵害者に対して損害賠償請求することができる。侵害者は、過失がなかったことを立証できない限り、損害賠償の義務を負う。

権利者は、裁判所の専門家に損害額の計算を委ねることができる。裁判所の専門家が依拠する計算方法も定められており、その内容は以下のとおりである[17]。侵害者により製造・販売された侵害品の個数を調べ、権利者が同数の正規品を販売した場合に得られた利益を権利者の損害とする。侵害者により販売された侵害品の個数等が定かではない場合等には、問題となる侵害の回数(個数とは別の概念)を用いて損害額を計算することも可能である(著作権の場合には、1 回あたりの侵害につき、500～2,500,000 ユーロが損害額とされる)。

(ｵ) 弁護士費用等の負担

権利者が勝訴した場合には、侵害者が権利者の弁護士費用も含めた費用を負担する

13 暫定措置により収集された証拠は、通常は裁判所において保管され、権利者の手元に置かれることはない(現地報告書 32 頁)。

14 現地報告書 33 頁。

15 現地報告書 30 頁参照。

16 現地報告書 31 頁。

17 現地報告書 70～71 頁参照。

こととされている。しかし、かかる費用の負担額には、立法上上限が設けられており、また、裁判所も通常高額の費用の補償を命じないとされる[18]。

(カ) インターネット侵害と ISP の法的責任

インターネットによる知的財産権の侵害については、通常はドメインネームの所有者が責任を負い、ISP は責任を負わないとされる[19]。

(キ) 執行機関の抱える問題[20]

裁判所の判決・命令の執行は、裁判所とは独立した、法務省の下にある執行機関が行う。執行機関の管理は行き届いておらず、また、財源も乏しい。さらに、ソビエト後の時代には、裁判所の命令も含め、いかなる形の国家の命令にも従うことは好まない風潮が存在する。これらの理由から、執行の実効性は十分なものとなっていない。

執行機関の対応は遅く、その間に命令の名宛人は財産その他を隠匿するその他の方法で執行逃れを図ることができる。また、執行逃れに対しては、ごく少額の制裁が課せられるのみである。そのため、執行の実効性を担保するためには、権利者側において、執行過程を監視し、コントロールすることが必要となる。

(2) 刑事エンフォースメント[21]

(ア) 統計[22]

現地報告書によれば、2008 年においては、被疑者数 465 人、被告人数 413 人、有罪数 214 人である。また、事件の内訳は、各年を平均すると、著作権関係が 94%、工業所有権関係が 6%である。禁固刑(自由刑)が課せられることはほぼない。

(イ) 刑事エンフォースメントの障害[23]

・故意の立証

実務的には、侵害者の故意を立証するためには、権利者によるあらかじめの通知・警告が必要である(詳しくは後述する)。

・刑事手続の煩雑さ

内務省の調査官、検察官の捜査、刑事裁判の三審制といった複雑な過程を

18 現地報告書 21 頁、71 頁。

19 現地報告書 87 頁。なお、この点については、ISP もインターネットによる知的財産権の侵害につき、法的責任を負うべきであるとの問題提起が米国産業からなされている(INTERNATIONAL INTELLECTUAL PROPERTY ALLIANCE(IIPA)“2008 SPECIAL 301 REPORT (UKRAINE)”148 頁等参照)。

20 現地報告書 19～20 頁。

21 刑事エンフォースメントについての解説につき、現地報告書 21～45 頁、71～86 頁参照。

22 2003 年～2008 年までの統計につき、現地報告書 71 頁参照。

23 現地報告書 72 頁。

踏む必要がある。

・権利者の協力の必要

権利者の協力なしでは、刑事手続を進めることができない。権利者は通常、刑事手続を活用することには消極的である。

・通常裁判所の知的財産権に対する理解の不足

刑事事件は、通常の裁判所が管轄するところ[24]、通常裁判所は、知的財産権についての認識が十分ではない。

・宣告刑が軽い

刑事制裁として課される処分が軽く、十分な抑止力となっていない。

(ｳ) 刑事捜査

・捜査権限

知的財産権関連の犯罪につき捜査権限を持つのは、警察、内務省(調査官)及び検察官である。なお、裁判所も証拠の収集をすることができるとされる。捜査権限については、建物や店舗の捜索・証拠の差押えについては検察官の承認が必要であり、住宅の捜索・証拠の差押えについては裁判官の承認が必要となる。

・自発的な捜査開始の障害[25]

職権による捜査開始には以下のような障害がある[26]。マーケットで販売される商品の半分が正規品であり、半分が侵害品であるという事情、権利者の登録書面がないと侵害品であるかどうかが不明であるという事情から、権利者の協力がなければ、侵害の事実がそもそも不明である。また、権利者による通知・警告がないと、侵害者の故意を立証できない。さらには、権利者の協力がないと権利者の損害額(閾値)の判定に必要な損害額の計算ができない[27]。

内務省担当部署からの内々の情報に拠れば、権利者からの働きかけがないのに、捜査機関が自発的に捜査を開始することはまれとのことである[28]。

(ｴ) 刑事訴追

・訴追権者

訴追権者は検察官である。検察官は、調査官からの告発を受けて、侵害者

---

24 現地報告書 9 頁等参照。

25 米国産業からは、捜査機関による自発的な捜査が十分でないことが指摘されている(INTERNATIONAL INTELLECTUAL PROPERTY ALLIANCE(IIPA)“2008 SPECIAL 301 REPORT (UKRAINE)”153 頁参照)。

26 現地報告書 83～84 頁。

27 ウクライナ政府から EU に対しては、特に、権利者の損害額(閾値)の計算につき権利者の協力がないと困難であるとの説明をしている模様である(“Main issues discussed in the 5th IPR Dialogue (Kiev, 4 April 2008)” 2 頁参照)。

28 現地報告書 84～85 頁。

を起訴する。

・刑事訴追の障害[29]

刑事訴追にあたっては、侵害の事実や侵害による損害が閾値を超えていることを示すために専門家による意見書の取得が必要となるところ[30]、起訴までの時間制限の中で、かかる意見書を取得するには相当の時間がかかる。時間制限内に、意見書を取得できない場合には、刑事手続は打ち切られることとなる[31]。

(オ) 構成要件

・対象となる権利

基本的に全ての知的財産権につき、刑事制裁が整備されている。

なお、類似商標についても刑事罰の対象となる。ただし、商標ラベルの運搬自体が刑事罰の対象となるかは定かではない[32]。

・閾値

閾値は、現在は 600 ユーロである(なお、ウクライナの平均的な月収は 250 ユーロである。)。なお、現地報告書によれば、2006 年 2 月の刑法の改正以前は、閾値は 6,000 ユーロであった。

ただし、閾値の計算方法には不明確な点が残る(複数の著作権を侵害している場合に、個々の著作権侵害毎に閾値を超えないといけないのか、全体として閾値を超えていればよいのか明確でない等の問題がある。)[33]。

・輸出入[34]

登録商標ないし類似商標の輸出入を含め刑事罰の対象となる。著作権及び著作隣接権侵害品の輸出入についても同様である。他の知的財産権についても侵害品の輸出入は刑事罰の対象となるとされる。

・インターネット[35]

インターネットで不特定多数の者がアクセスできるようにすること、ない

---

29 現地報告書 84 頁。なお、現地報告書作成者のメンバーでもある Taras Kyslyy 弁護士に対するインタビューによれば、ウクライナの刑事司法は精密司法であり、起訴後の有罪率はかなり高い(9 割以上と思われる)とのことである。

30 米国産業からも、専門家作成による証拠が必要な点については、手続的な問題があるとの指摘がなされている(INTERNATIONAL INTELLECTUAL PROPERTY ALLIANCE(IIPA)“2008 SPECIAL 301 REPORT (UKRAINE)”153 頁参照)。

31 起訴に至らない場合には、差し押さえられた侵害品が侵害者に返還されることが大きな問題であるとの指摘が米国産業からはなされている(INTERNATIONAL INTELLECTUAL PROPERTY ALLIANCE(IIPA)“2008 SPECIAL 301 REPORT (UKRAINE)”154 頁)。

32 現地報告書 80～82 頁の検討を参照。

33 現地報告書 73 頁参照。

34 現地報告書 79～80 頁の検討を参照

35 現地報告書 75～76 頁の検討を参照。

し、ダウンロードできるような状態にすることも刑事罰の対象となる可能性がある[36]。インターネットについては、知的財産権での刑事摘発例はないが、児童ポルノの摘発例が最近存在する。

なお、通常、刑事責任の対象となるのはドメインネームの所有者であり、ISP については刑事責任の対象とならないとされる[37]。

(ｶ) 法定刑等

知的財産権関係の刑事罰の法定刑は、禁錮 6 年以下又は 340～5,000 ユーロの罰金である[38]。

なお、刑事罰は、自然人に対してのみ課すことができる[39]。

(ｷ) 没収と廃棄[40]

侵害品及び道具・材料が没収及び廃棄の対象である。

刑事手続においては、侵害が認められれば、通常は侵害品及び道具・材料の没収及び廃棄が命ぜられる。ただし、例外的に、情状酌量の余地がある場合には、没収と廃棄が命ぜられない場合がある。かかる情状酌量の余地がある場合とは、例えば、侵害の自己申告、自主的な損害賠償、未成年者や妊婦による侵害、侵害者の経済的困窮である。

また、執行の実効性には問題がある点については、上述した民事エンフォースメントと同様である。

（3）行政制裁によるエンフォースメント[41]

知的財産権の侵害のうち、刑事罰の閾値を超えないようなものについては、行政制裁の対象となる。行政制裁は、450 ユーロ以下の過料、侵害品及び道具・材料の没収・廃棄である。侵害が明らかになってから、3 ヶ月以内でなければ、行政制裁を課すことはできないとされる[42]。

---

36 もっとも、米国産業からは、インターネットによる知的財産権の侵害についても刑事罰の対象となることを明確にすべく、刑法を改正すべきとの問題提起がなされているところではある(INTERNATIONAL INTELLECTUAL PROPERTY ALLIANCE(IIPA)“2008 SPECIAL 301 REPORT (UKRAINE)”147 頁、156 頁等参照)。

37 現地報告書 87 頁。

38 現地報告書 42 頁。

39 現地報告書 74 頁。

40 現地報告書 27～29 頁参照。

41 行政制裁によるエンフォースメントにつき、現地報告書 86～87 頁。なお、米国産業からは、行政制裁では、十分な抑止力とならないにもかかわらず、ウクライナ政府は、行政制裁に依存しすぎているとの問題提起がなされている(INTERNATIONAL INTELLECTUAL PROPERTY ALLIANCE(IIPA)“2008 SPECIAL 301 REPORT (UKRAINE)”147 頁等参照)。

42 かかる短期間の期間制限については、米国産業界から問題視されている(INTERNATIONAL INTELLECTUAL PROPERTY ALLIANCE(IIPA)“2008 SPECIAL 301 REPORT (UKRAINE)”157 頁等参照)。

行政制裁に関しては、主に各地域の警察が侵害の探知を行い、各地域の裁判所に所定の方法にて申請を行う。実務的には、行政制裁の発動にあたっては、権利者において、問題となっている知的財産権についての証拠を提出するとともに、侵害者が権利者の許諾なく行動していたことを明らかとする必要がある。

（４）水際規制[43]

(ｱ) 統計[44]

権利者の申立による通関停止の際に必要となる税関への権利の登録は、現在のところ 112 個であり、2008 年においては 28 の通関の停止(500 万個の侵害品の停止)がなされている。

(ｲ) 水際規制の目的

水際規制の目的は、私権の保護にある。

(ｳ) 水際規制の範囲

権利者からの申立てによる通関停止の場合には、特許権を含むすべての知的財産権が対象である。職権による通関停止の場合には、特許権は対象とならない。

水際規制は、輸入だけではなく、輸出にも及ぶ。積み換えの場合には、水際規制の対象とならない[45]。

(ｴ) 水際規制のフロー[46]

・権利者による申立ての場合

水際規制の流れは、権利の登録→通関の停止→権利者及び輸入者への通知→裁判所の暫定措置→裁判所の差止命令という流れである。

まず、権利者は、自己の知的財産権につき水際規制の対象としてもらうべく、権利の登録の申請を行う。申請から 30 暦日以内に、税関当局は権利者に対し、登録申請の受理の有無につき通知する。登録申請の受理につき通知を受けたら、権利者は、1 つの権利の登録あたり税関当局に 5,000 ユーロの担保・保証を支払う[47]。税関当局は、担保・保証の支払いを受けた後、権利の登録を行う。登録は 6 ヶ月か 1 年間有効である。

権利の登録が行われると、当該権利につき侵害品を発見した場合には、税関当局は、15 暦日間通関を停止する(さらに 15 暦日の延長が可能)。税関当局

43 水際規制についての解説につき、現地報告書 21～45 頁、46～57 頁参照。

44 現地報告書 46 頁参照。

45 現地報告書 46 頁、53～54 頁。

46 水際規制の流れの図については、現地報告書 52 頁参照。

47 5,000 ユーロの担保・保証は、登録の除外時等に登録者に返還される(現地報告書 49 頁)。

は、通関を停止した際には、翌営業日以内に、権利者及び輸入者に通関停止の内容(対象品、理由、期間等)につき通知を行う。実際のところ、税関当局による侵害品の発見には、権利者による、輸入者や輸入のルート、輸入される時期等についての情報提供が必要となる[48]。権利者は、かかる通関停止期間内に、通関停止の延長につき暫定措置の申立てを行う(通関停止の延長暫定措置が期間内に得られない場合には、通関手続が再開される)。それとともに、権利者は、侵害の排除につき裁判所に本案の申立てを行い、侵害の排除につき裁判所から差止命令を取得し、侵害を最終的に排除する。

・職権による場合

水際規制の流れは、通関の停止→権利者への通知→権利者による担保・保証の提供→裁判所の暫定措置→裁判所の差止命令という流れである。

職権による通関停止の場合には、権利者には翌営業日までに通知がなされるものの、税関規則上、輸入者へ通知すべきことが規定されていない。また、権利者への通知後、権利者は、3 執務日以内に、税関に 5,000 ユーロの担保・保証を支払う必要がある。

税関当局は、職権による通関停止に消極的である[49]。その理由は、権利者の所在がわからない、権利者の協力が得られない可能性があり、その場合には、税関当局自身で、保管費用を負担しなくてはならないからである[50]。

(オ) 権利者への情報提供

税関当局は、通関停止の翌営業日以内に、権利者に対して、通関停止の内容(対象品、理由、期間等)及び所有者、輸入者につき通知を行う。また、税関当局は、その裁量で、権利者に侵害品のサンプルを取得させることができる。侵害品の写真の撮影や検査等については明示的な規定はないが、権利者において可能である。

秘密保護のための制度は存在しないが、税関当局は事実上、秘密情報の開示を防ぐことができるとされる。

(カ) 没収と廃棄

税関当局自身ではないが、裁判所は、侵害品の没収・廃棄を命ずる権限を有する。また、税関規則上、偽造品の積み戻しは禁止されている。

---

48 現地報告書 47 頁参照。

49 なお、これとは裏腹に、米国産業からは、職権による通関停止をもっと積極活用すべきことが提言されている(INTERNATIONAL INTELLECTUAL PROPERTY ALLIANCE(IIPA)“2008 SPECIAL 301 REPORT (UKRAINE)”151 頁、155 頁)。

50 現地報告書 51 頁参照。

３．ウクライナの知的財産権執行法制の TRIPS 協定整合性

（１）TRIPS 協定の国内法的位置づけ[51]

ウクライナ憲法において、議会において承認された条約は国内法の一部となるとされ、さらに、ウクライナ法上、かかる条約は直接的効力を有し、また、国内法に優位するとされる。

（２）TRIPS 協定整合性について[52]

㈠ 41 条 2 項関係：専門家の関与と迅速性の問題

TRIPS 協定 41 条 2 項 2 文は、知的財産権の行使に関する手続につき、「この手続は、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また、不合理な期限を付され又は不当な遅延を伴うものであってはならない」と規定している。

この点について、ウクライナにおいては、法令上は複雑で不当な遅延を伴う手続とはなっていないとのことであるが、実務上、訴訟手続の進行にあたって、裁判所が任命する専門家の関与が常に必要であり、これが、訴訟の遅延を招いているとの実態がある模様である[53]。ただし、かかる専門家の関与については、昨今、商事裁判手続では、商事高等裁判所によるレターにより、一部緩和されているとのことである[54]。

㈡ 42 条 4 文：秘密保護制度の欠如の問題

TRIPS 協定 42 条 4 文は、「手続においては、現行の憲法上の要請に反さない限り、秘密の情報を特定し、かつ、保護するための手段を提供する」と規定している。

この点について、ウクライナの民事訴訟法及び商事訴訟法においては、国家機密その他の法的保護の対象となる秘密情報を侵害する可能性がある場合には、法廷を非公開とすることができるとされている。しかし、実務的には非公開とされることはまれとのことである。また、利害関係のある第三者は、全ての訴訟記録の閲覧・謄写ができ、閲覧制限のような制度が整備されていないとのことである[55]。後者の訴訟記録の閲覧・謄写の問題は、実務上、法廷の公開非公開の問題に比し、権利者の権利行使の大きな支障となり得るものであり、TRIPS 協定 42 条 4 文との抵触を問題とする余地がある。

---

51 現地報告書 45～46 頁参照。

52 現地報告書作成者による TRIPS 協定整合性評価については、現地報告書 21～45 頁参照。以下は、そうした現地報告書作成者の評価に加え、現地報告書におけるウクライナの知的財産執行法制についての全般的な解説を踏まえ、本報告書の執筆者において、TRIPS 協定整合性につき問題と思われる点を再構成したものである(なお、記載内容としては、TRIPS 協定の趣旨からすれば改善が望まれる点についても言及しており、必ずしも TRIPS 協定との抵触を直ちに問い得るものだけに限定していない)。

53 現地報告書 22 頁。

54 現地報告書 22 頁。

55 現地報告書 24 頁。

(ｳ) 44 条 1 項：差止命令の実効性の問題

TRIPS 協定 44 条 1 項は、「司法当局は、当事者に対し、知的所有権を侵害しないこと、特に知的所有権を侵害する輸入物品の管轄内の流通経路への流入を通関後直ちに防止することを命じる権限を有する」と規定している。

この点について、上述したとおり、ウクライナの民事エンフォースにおいては、侵害者において過失がなかったことを立証できない限り、侵害の排除のための差止が制度上可能となっていることから、本条項につき正面からの抵触を問題とすることは困難とも思われる。しかし、上述したとおり、裁判所の判決・命令の執行の実効性には大きな問題が存在するところであり、本条項の趣旨に照らし、かかる問題の早期改善を求めることが考えられる。

(ｴ) 45 条 1 項：損害賠償の実効性の問題

TRIPS 協定 45 条 1 項は、「司法当局は、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的所有権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を当該権利者に支払うよう命じる権限を有する」と規定されている。

この点について、ウクライナの民法上、侵害者は、過失がなかったことを立証できない限り、損害賠償の義務を負うとされており、TRIPS 協定の水準以上に知的財産権の保護がなされているといえる。もっとも、上述したとおり、裁判所の判決・命令の執行の実効性には大きな問題が存在するところであり、本条項の趣旨に照らし、かかる問題の早期改善を求めることが考えられる。

(ｵ) 46 条：廃棄の実効性の問題

TRIPS 協定 46 条は、「侵害を効果的に抑止するため、司法当局は、侵害していると認めた物品を、権利者に損害を与えないような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除し又は、現行の憲法上の要請に反さない限り、廃棄することを命じる権限を有する。司法当局は、また、侵害物品の生産のために主として使用される材料及び道具を、追加の侵害の危険を最小とするような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除することを命じる権限を有する」と規定している。

この点について、ウクライナの民法及び刑法上、裁判所は、侵害を認定した場合には、侵害品及び道具・材料につき、没収及び廃棄を命ずることができるとされており、TRIPS 協定との抵触を直ちに問題とすることは困難とも思われる。しかし、上述したとおり、裁判所の判決・命令の執行の実効性には大きな問題が存在するところである(なお、権利者の立会は実務上認められているとのことではある)。特に、執行機関の財源が乏しいことから、侵害者が費用を支払わない場合には、権利者において費用を負担しないと、高度の蓋然性で、侵害品が廃棄されないままで残るとのことである[56]。これらの点については、本条項の趣旨に照らし、かかる問題の早期改善を求め

[56] 現地報告書 27～29 頁参照。

ることが考えられる[57]。

また、刑事エンフォースメントにおいては、上述のとおり、実務上、侵害が認定された場合には、原則として侵害品は没収され、廃棄されるとされている一方で、侵害の自己申告、自主的な損害賠償、未成年者や妊婦による侵害、侵害者の経済的困窮といった事由が廃棄を命じない例外事由となり得るとされている。この点については、かかる事由でもって廃棄を命じないことの合理性は問題とし得ると考えられる。例えば、経済的な困窮を根拠に、侵害品を廃棄せずに侵害者に戻しているとすれば、それはすなわち、その後の侵害品の頒布行為の是認とも思われ、知的財産権の保護という観点からは適切と言い難い(現地報告書には、被告人(女性)が偽造の CD を販売したことにより著作権侵害を問われ、罰金が課されたが、被告人が経済的に困窮しており、小さな子供がいたことから、被告人に 10,000 枚の偽装の CD を返却した例があるとされている[58]。)。

(カ) 50 条 3 項：担保・保証制度の欠陥の問題

TRIPS 協定 50 条 3 項は、暫定措置について、「司法当局は、・・・被申立人を保護し及び濫用を防止するため、申立人に対し十分な担保又は同等の保証を提供することを命じる権限を有する」と規定している。

この点について、民事訴訟手続においては、一般の暫定措置については、本案訴訟提起前及び本案訴訟提起後のいずれの暫定措置についても、裁判所が担保・保証の提供を命ずることができるとされているが、証拠収集のための暫定措置については、かかる担保・保証の提供を命ずる旨の規定が欠如している[59]。また、商事訴訟手続においては、本案訴訟提起後の暫定措置については、担保・補償の提供を含めた濫用防止のための規定が欠如しているとされる[60]。この点については、TRIPS 協定に整合しないとの指摘は一応可能である。

また、上述のとおり、民事、商事訴訟いずれの手続においても、裁判所に積む担保・保証については、これを預かる口座が整備されておらず、現在のところ実務的には、担保・保証の支払いを求められることはないとされる。かかる実態を鑑みると、実質的には、TRIPS 協定の遵守がなされていないとの指摘は一応可能である。

(キ) 50 条 7 項：商事訴訟手続に欠缺がある

TRIPS 協定 50 条 7 項は、「暫定措置が取り消された場合、暫定措置が申立人の作為若しくは不作為によって失効した場合又は知的所有権の侵害若しくはそのおそれがなかったことが後に判明した場合には、司法当局は、被申立人の申立てに基づき、申立

---

[57] EU からは、貯蔵施設や廃棄用設備が不足していることにつき問題提起がなされている模様である(“Main issues discussed in the 4th IPR Dialogue (Kiev, 26 October 2007)”2 頁)。

[58] もっともこのような例は稀であるとのことである(現地報告書 28 頁)。

[59] 現地報告書 33 頁。

[60] 現地報告書 32 頁。

人に対し、当該暫定措置によって生じた損害に対する適当な賠償を支払うよう命じる権限を有する」と規定している。

この点について、上述のとおり、商事訴訟手続については、改正の際の立法の過誤が原因と考えられるが、本案訴訟提起後の暫定措置については、濫訴防止のためのメカニズム、すなわち、取消や失効の場合の賠償を含めた濫用防止のための規定が欠如しているとされる。この点については、TRIPS 協定に整合しないとの指摘は一応可能である。

(ｸ) 53 条 1 項：水際規制登録のための高額な担保・保証の問題

TRIPS 協定 53 条 1 項は、「権限のある当局は、申立人に対し、被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有する。担保又は同等の保証は、手続の利用を不当に妨げるものであってはならない」と規定している[61]。

本規定の趣旨は、申立人による通関停止措置の濫用を防止するためのものであり、特に、担保の性格については、被申立人(及び権限のある当局)の保護のためでもあることが明示されており、提供された担保は、誤った通関停止措置が行われた場合に、輸入者等の被った損害の填補に充てられるべきものである[62]。なお、「権限のある当局の保護」とは、権限のある当局が通関停止措置の発動により輸入者等との関係で法的責任(損害賠償義務)を負う可能性があり、申立人の提供する担保・保証は、かかる権限のある当局の損害賠償義務の履行に充てられるべきものである[63]。したがって、TRIPS 協定 53 条 1 項に規定される「十分な担保又は同等の保証」とは、結局のところ、誤った通関停止措置により、輸入者等が被った損害を填補するのに十分な担保・保証を意味する。ここで、輸入者等が被る損害とは、具体的には、誤った通関停止措置により余分にかかった倉庫保管料や、季節商品等による逸失利益を指すものと考えられる[64]。

ウクライナの水際規制においては、申立てによる通関停止措置の前提となる税関への権利の登録にあたって、一律 5,000 ユーロの担保・保証を提供することとされているが、かかる制度が TRIPS 協定 53 条 1 項に整合するかにつき、以下検討する。

---

61 なお、TRIPS 交渉中から、本条に規定する担保制度を創設する場合に、どの時点で権限ある当局が申立人に担保の納付を命ずるか、担保の額をどのように決定するか、実際に物品の通関を停止する措置をとった場合に、物品の量及び価額が申立て時の想定を上回るものであった場合にどうするか、担保の納付あるいは取り戻し手続をどうするか等技術的に解決すべき多くの問題点が指摘されていた。TRIPS 協定は、担保の提供が、「手続に訴えることを不合理に抑止するものであってはならない」との規定を置くのみであって、その余の仕組みは各国の法制に委ねられているとされる(尾島明『逐条解説 TRIPS 協定』日本機械輸出組合(1999 年)240 頁参照)。

62 尾島明『逐条解説 TRIPS 協定』日本機械輸出組合(1999 年)240 頁・229 頁参照。

63 Carlos M. Correa “Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights A Commentary on the TRIPS Agreement” Oxford University Press, 2007, p443.

64 栗原毅「知的財産権侵害物品の水際取締りに関する法律改正の概要」NBL562 号 13 頁参照。

まず、5,000 ユーロという額は、ウクライナにおける知的財産権関連の刑事罰の罰金額の上限と等しい額である[65]。また、現地報告書によれば、ウクライナの最低賃金は月額 60 ユーロということであり、ウクライナの平均的な月収は 250 ユーロであるとのことである[66]。これらに加え、実際に、通関の一時停止を実現するためには、権利者側からの細かなモニター及び情報提供が必要となるとされており、その際には、弁護士費用等が別途かかることとなる。さらには、そもそもウクライナの水際規制において、最終的に侵害品の排除を行うためには、別途、裁判所に対し、通関停止の延長につき暫定措置の申立てが必要となり、さらには、侵害の排除のための差止命令の申立てが必要になるが、その際には、やはり弁護士費用等が別途かかることとなる。また、通関停止の延長についての暫定措置にあたっては、法制度上は、別途担保・保証の提供が裁判所から命令され得ることとなる。これらに鑑みると、1 権利あたりの登録につき、一律、5,000 ユーロの担保・保証の提供が求められることは額として過大でないのかにつき慎重に検討されるべきものと考えられる。仮に、額として過大であったとすれば、TRIPS 協定 53 条 1 項 2 文が、「担保又は同等の保証は、手続の利用を不当に妨げるものであってはならない」としていることとの整合性が問題となり得る。

次に、ウクライナの水際規制においては、申立てによる通関停止措置の前提となる税関への権利の登録にあたって、一律 5,000 ユーロの担保・保証を提供することとされており、結果的に通関停止措置を申し立てる対象物品が侵害品であることが明白な場合であっても、5,000 ユーロの支払いが必要となる[67]。これに対して、例えば、日本の場合には、申立人と輸入者の主張が対立し、当該貨物が侵害物品か否か認定しがたい場合には、輸入の遅延による輸入者の申立人に対する賠償請求権の実行を確実なものとするため、税関長は申立人に担保の提供を命ずることとなるとされる[68]。双方の制度の比較をすれば明らかであるが、ウクライナの水際規制においては、誤った通関停止措置が取られる蓋然性に関係なく、一律に 5,000 ユーロの支払いを求められることを意味するが、この点について、誤った通関停止措置により輸入者等が被った損害を填補するのに必要な範囲を超えているのではないかが問題となり得る。

また、現地報告書においては、5,000 ユーロの担保・保証は、保管費用を確保するためであるとされている[69]。担保の趣旨との関係では、かかる保管費用は、上述した

---

65 現地報告書 42 頁。

66 もっとも、担保・保証の額が適当であるか、過大であるかにつき、いかなる基準を用いるべきかという問題がある。水際規制は、その適用される国の知的財産権を保護するものであることに鑑みれば、当該水際規制導入国における経済水準を基準とすべきとも思われるが、水際規制の利用者である権利者(知的財産権を有する有力な多国籍企業等)の感覚を基準とすべきとの考えもあり得るところと思われる。

67 ここだけをみると 5,000 ユーロは権利の登録料のようでもあるが、5,000 ユーロは、登録の除外時や裁判所において侵害が認められた時には登録者に返還されるとのことであり(現地報告書 49 頁)、あくまでも担保・保証である。

68 栗原毅「知的財産権侵害物品の水際取締りに関する法律改正の概要」NBL562 号 12 頁。

ところの誤った通関停止措置により余分にかかった倉庫保管料を填補するものとの整理をすることになると思われる。もっとも、ウクライナの水際規制において、最終的に侵害品の排除を行うためには、上述のとおり、別途、裁判所への通関停止の延長につき暫定措置の申立てが必要であるところ、暫定措置にあたっては、法制度上、別途担保・保証の提供が裁判所から命令され得るのであり[70]、裁判所の暫定措置による通関停止の延長中(裁判所における本案審理継続中)に生じ得る輸入者等の損害の填補については、かかる裁判所からの担保提供命令により対応されることが想定されているといえる。そうであるのならば、税関への担保・保証の提供は、あくまで、税関による通関の停止、すなわち最大 30 暦日の通関停止により生じる損害の補填に対応するものに限定されるべきものと思われる。しかし、現地報告書によれば、税関当局に提供する 5,000 ユーロは、裁判所における本案審理継続中の倉庫保管料をも含めたものであるとされており[71]、これは、税関当局による誤った通関停止措置により輸入者等が被った損害を填補するのに必要な担保・保証の範囲を超えているのではないかと思われる。

同様のことは、TRIPS 協定 53 条 1 項 1 文の「権限のある当局の保護」との関係でもあてはまる。すなわち、権限のある当局が輸入者との関係で負い得る責任は、上述のとおり、通常は倉庫保管料や季節商品等による逸失利益と考えられるところ、ウクライナ法上、税関当局の判断による通関停止は 30 暦日が上限であることから(それ以上の通関の停止は裁判所の暫定措置によってなされる)、これを超える期間の通関停止については税関当局の責任の範囲外であると考えることが妥当と思われる。しかし、税関当局に提供する 5,000 ユーロは、裁判所における本案審理継続中の倉庫保管料をも含めたものであるとされており[72]、この点は、TRIPS 協定 53 条 1 項 1 文が規定する「権限のある当局の保護」という目的に必要な範囲を超えているのではないかと思われる。

以上のとおり、5,000 ユーロの担保・保証の提供が、TRIPS 協定 53 条 1 項 1 文に掲げる「被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するため」との目的に必要な範囲を超えているとの評価する余地がある。確かに、TRIPS 協定 53 条 1 項 1 文は、「被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために『十分な』担保又は同等の保証」と規定しており、同項 1 文に規定する目的に「必要な」範囲を逸脱していたとしても、それは「十分な」ものであることに変わりはない以上、直ちに TRIPS 協定と抵触するとはいえないとの議論も可能である。しかし、仮に、5,000

---

69 現地報告書 38 頁。なお、5,000 ユーロが保管費用を確保するためであるというのは、上述したように職権による通関停止の場合にも、通関停止後に権利者に 5,000 ユーロの支払いが求められることとも整合するものと思われる。

70 現地報告書 33～34 頁。ただし、先述のとおり、現状では、裁判所に積む担保・保証については、これを預かる口座が整備されておらず、現在のところ実務的には、担保・保証の支払いを求められることはないとされている。

71 現地報告書 38 頁参照。

72 現地報告書 38 頁参照。

ユーロの担保・保証が同項 1 文に規定する目的に「必要な」範囲を逸脱しているとの事情が認められれば、かかる事情は、TRIPS 協定 53 条 1 項 2 文が、「担保又は同等の保証は、手続の利用を『不当に(“unreasonably”)』妨げるものであってはならない」と規定しているところ、担保・保証の提供が“unreasonably”か否か(合理性を有しているか否か)の判断にあたって、合理性を有しないという方向で斟酌され得るものと考えられる。

以上の検討から、ウクライナの水際規制においては、申立てによる通関停止措置の前提となる税関への権利の登録にあたって、一律 5,000 ユーロの担保・保証を提供することとされているが、かかる制度が TRIPS 協定 53 条 1 項に整合するかについては、慎重に評価すべきものと思われる[73]。

なお、現地報告書によれば、実際の登録数は、現在のところ 112 存在するとのことである[74]。

(ヶ) 55 条：期間制限のずれ

TRIPS 協定 55 条は、「申立人が物品の解放の停止の通知の送達を受けてから 10 執務日(適当な場合には、この期間は、10 執務日延長することができる。)を超えない期間内に、税関当局が、本案についての決定に至る手続が被申立人以外の当事者により開始されたこと又は正当に権限を有する当局が物品の解放の停止を延長する暫定措置をとったことについて通報されなかった場合には、当該物品は、解放される」と規定している。

この点について、上述のとおり、ウクライナの税関規則上、税関当局は、15 暦日間通関を停止する(さらに 15 暦日の延長が可能)とされており、TRIPS 協定の「10 執務日」とは微細なずれが生じている。この点については、TRIPS 協定に整合しないとの指摘は一応可能である。

(ヵ) 57 条：秘密情報の保護制度の不存在

TRIPS 協定 57 条は、「秘密の情報の保護を害することなく、加盟国は、権限のある当局に対し、権利者が自己の主張を裏付けるために税関当局により留置された物品を点検するための十分な機会を与える権限を付与する」と規定している。

この点について、上述のとおり、ウクライナの水際規制においては、税関当局は、その裁量で、権利者に侵害品のサンプルを取得させることができ、また、明示的な規定はないものの、権利者において侵害品の写真撮影や検査等についても可能であるとされる。一方で、秘密保護のための制度が存在しないとのことであり[75]、TRIPS 協定

---

[73] EU からも、権利の登録にあたり 5,000 ユーロの担保・保証が要求される点については、水際規制の利用を妨げる可能性があるとの問題提起がなされている模様である(“Main issues discussed in the 4th IPR Dialogue (Kiev, 26 October 2007)”1 頁、“Main issues discussed in the 5th IPR Dialogue (Kiev, 4 April 2008)”2 頁参照)。

[74] 現地報告書 46 頁参照。

[75] 現地報告書 54 頁。

上の「秘密の情報の保護を害することなく」との点を遵守できているかについては一応問題となるが、現地報告書によれば、税関当局は事実上秘密情報の開示を防ぐことができるとされる。

(ｻ) 58 条(b)：輸入者への通知規定の不存在

TRIPS 協定 58 条(b)は、職権による通関停止の際には、「輸入者及び権利者は、速やかにその停止の通知を受ける」と規定されている。

この点について、ウクライナの水際規制においては、理由は定かではないが、職権による通関停止の場合には、輸入者への通知規定が欠落しているとのことである[76]。実際の運用次第でもあるが、この点については、TRIPS 協定に整合しないとの指摘は一応可能である。

(ｼ) 61 条関係

・刑事エンフォースメントの実効性欠如

TRIPS 協定 61 条 1 文は、「加盟国は、少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める」と規定している。

この点について、上述のとおり、ウクライナの刑事エンフォースメントには、一般的に権利者の協力が必要であり職権による捜査開始は行われない、故意の立証や閾値を満たしているかの立証には権利者の協力が不可欠であり、起訴までにはタイミリミットがあるにもかかわらず侵害の事実の証明には専門家の意見書が必要となる、宣告刑が軽いその他様々な障害が存在し、実効性を欠いているのではないかと思われる点がある[77]。ここで、TRIPS 協定 61 条 1 文は、「刑事上の手続及び罰則(criminal procedures and penalties to be applied)」につき「定める(provide for)」ことを義務付けているにとどまり、適用される刑事上の手続及び罰則(criminal procedures and penalties to be applied)につき規定することを求めてはいるものの、刑事上の手続及び罰則が実際に適用されることについては言及していないと読むのが素直である。また、同条 2 文も、「制裁(remedies available)」としているところ、現実に適用されていないというだけでは、適用される可能性が否定できない以上は、規定された制裁(remedies)が available ではないと認定することは困難であろう[78]。したがっ

[76] 現地報告書 41 頁。権利者からすれば輸入者への通知の規定の欠如は大きな問題とならないとの考えもあり得るところである。しかし、上述したとおり、ウクライナ法上、TRIPS 協定は直接的効力を有し、かつ、国内法に優位するとされているところ、輸入者側が職権による通関停止を争う際に税関規則に輸入者への通知規定が欠如していることを理由として持ち出すこと可能性があり、権利者にとっての弊害が全くないわけではないと思われる。

[77] 米国産業からも、ウクライナ政府は、刑事エンフォースメントをもっと積極活用すべきとの問題提起がなされている(INTERNATIONAL INTELLECTUAL PROPERTY ALLIANCE(IIPA)“2008 SPECIAL 301 REPORT (UKRAINE)”147～148 頁、156～157 頁等参照)。

て、ウクライナの刑事エンフォースメントにつき実効性を欠いているのではないかとの点につき、TRIPS 協定との抵触を直ちに問題とすることは困難とも思われる。しかし、この点については、少なくとも、TRIPS 協定 61 条の趣旨に照らし、問題の早期改善を求めることが考えられる。

・法定刑の程度

TRIPS 協定 61 条 2 文は、刑事罰につき、「制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む」と規定している。

この点について、ウクライナの知的財産権侵害の罪については、現地報告書によれば、6 年以下の拘禁刑又は 340～5,000 ユーロの罰金刑である。その他の財産犯の罪として、窃盗は 1 年から 12 年の拘禁刑又は 51～85 ユーロの罰金刑、詐欺は 1 年から 12 年の拘禁刑又は 51～170 ユーロの罰金刑、横領は 1 年から 12 年の拘禁刑又は 51～85 ユーロの罰金刑である[79]。このように、知的財産権の法定刑は、他の財産犯に比し、自由刑についてはより軽いが、罰金刑については大幅に重いものとなっている。知的財産権の罪は、著作権の一部を除けば、基本的には、経済犯であり、経済的なインセンティブを削ぐことで抑止力ともし得ると考えれば、TRIPS 協定に整合しているともいえると考えられる。

・道具・材料の廃棄

TRIPS 協定 61 条 3 文は、「適当な場合には、制裁には、侵害物品並びに違反行為のために主として(“predominant”)使用される材料及び道具の差押え、没収及び廃棄を含む」と規定している。

この点について、現地報告書によれば、ウクライナの刑事エンフォースメントにおいて、侵害品の製造に“specifically”に利用される道具・材料については、原則として、没収・廃棄が命ぜられるとされているところ、文言自体の意味として、TRIPS 協定上の“predominant”よりも狭いのではないかとの疑義を指摘することができる[80]。

また、先述したとおり、執行機関の財源が乏しいことから、侵害者が費用を支払わない場合には、権利者において費用を負担しないと、高度の蓋然性で、侵害品が廃棄されないままで残るとのことであり、この点については、TRIPS 協定の趣旨から早期改善を求めることが考えられる。さらに、先述したとおり、ウクライナの刑事エンフォースメントにおいては、侵害の自己申

---

78 TRIPS 協定 61 条が、刑事罰の実際の適用までをも要請していると解釈することが困難であることにつき、川合弘造＝米谷三以＝淀川詔子「いわゆる“big case”の成立可能性に係る報告書」(平成 18 年度本研究会報告書所収)を参照。

79 現地報告書 43 頁。

80 現地報告書 43 頁。“specifically”では、一部正規品の製造にあてていた場合にこれに該当しなくなるようにも思われる。

告、自主的な損害賠償、未成年者や妊婦による侵害、侵害者の経済的困窮といった事由が廃棄を命じない例外事由となり得るとされているが、こうした事由でもって廃棄を命じないことの合理性は問題とし得ると考えられる。

以　上